



〔委員長退席、理事片山基市君着席〕  
これに対して、アメリカの方に対しても協力を求めたけれども、余りいい顔をしないといいましょうか断られた、こういう新聞記事がきのう夕刊からけさにかけて出ておりまして、生保業界は対米投資関係で保有証券の一割分、約一兆円の差損を生じているわけですね。

これは長い話をしますれば、例の行動計画、内需拡大等の議論が延々と二年間ぐらい続いた経過も一つはございますし、同時に、百兆を超える貯金を預っている大臣といたしまして無関心でおられぬ問題じやないか、こういう感じがするんですね。要するに、公定歩合が二回下がりました、もう一回やろうかと、こう澄田さん考えている最中ですな、やるかもそれぬですよ。そうしますと、当然これ、預った貯金の利子、まあ大体郵便貯金というものは割合に少額が多いし、国民一般の割合に生活の厳しい方々の人が多いわけですね。そうしますと、無利子ということはないと思いますけれども、大変利子の方にも運動いたしまして損害が起きるということになるわけですが、こうした動向について大臣、どういう御感想をお持ちでしょうか。これは質問の通告してなかつたんですが、感想として冒頭にお伺いしたいと思つています。

○國務大臣(佐藤文生君) 私が大臣に就任しましたこの二ヵ月間の短期間の間に、公定歩合が国際情勢の影響を反映しまして二回にわたって切り下げが行われたということは、私も初めての経験でござりますし、また国会議員になつてから、短期間において私も初めて経験をしたことございました。

特にそういうことで、昨年の終わりには郵貯百兆円、簡保、年金がそれに連動して多額なお金を預かつておる。こういうような責任者の一人として、これにどう対応するかということは非常に重要なことであると考えまして、事務当局に命じまして、郵貯あるいは簡保、年金、こういったようなものを守るためにはどうすべきかということを

考へるその基礎として、国際情勢の金利の低下の

情勢、特に先進国においては、それから国内の市中金融機関との整合性、それから内需の拡大、さら

にどの金融機関にもない庶民、大衆の利益を守ら

るかという四点からこれに対応することを考えま

して、まず第一に守るべきものは何か、こう考え

たときに、福祉年金を中心とした、そういう方々の貯金、それからまた原爆で被爆をされた方々に対するところの貯金、そういったような六種類にわたる方々の立場を守りながら、低金利政策の、特に小口の金融機関にやがてはやつてくる金利の自由化、そういうことも頭に入れまして、かつてない方針として、的確にスピードにこれを処置することが預金者を守る政策であると基本的に考

えて、二回にわたりましてその処置をいたしました次第でございます。

○政府委員(櫻井國臣君) 今先生の御指摘のとおり、六十一年度予算におきましては給与改善原資を計上しないということにいたしました。これは一般公務員の予算の編成状況等を見て同様の措置をとつたものでございます。

しかしながら、給与改善原資と申しますのは、給与改定に備えるための財源措置というふうに私も考えておりまして、このことによつて貯金水準が直接決まつてくるというものではないと、いうふうに考えております。したがいまして、六十一年度のこれから貯金のあり方を決めていきます。労使間の話し合いにおきましては、私ども従来どちらく、いろんな報道等を総合しますと、百六十円なり百五十円という話などもありまして、大変なこれは国際的には問題になる課題でございましうし、どうも東京サミット等を控えた中曾根内閣自身の取り組みというのを見ていますと、相当今度の東京サミットは厳しい環境下に置かれる、

こういう感じもいたします。いずれにいたしまし

ても、そういつた今の御決意を踏まえて対処方を

お願いしておきます。

質問に入りますが、まず第一に、ちょうど時期

も迫つてきておりますので伺うんですが、衆議院

通信委員会でも同じ趣旨の話があつたように伺つておりますが、労使関係問題につきまして、これ

は今おつしやつた内需の問題に絡むわけでござい

ますが、ことしは竹下さんの方で、従来一%とい

うかすかな数字を賃金に組んでおつたんですが、

今電電、専売さん等が民間に行きましたから、結

果的にはやっぱり、かつての公労協、国鉄はあの

状態ですから、恐らくなかなか回答出せぬでしょ

う。そうすると、やっぱり郵政省がどういう回答

を四月中旬に示すかどうかということが極めて

大きな影響をもたらすだろうと思いますね。

竹下さんの方ではやっぱり有線回答を出すなど

言葉かもしれないし、大臣頑張つて、いやおれ

出さんだと、こうおつしやるかもしませんし、

話もございますが、もうやつぱりそういうこと

切れぬ状態が続いてきた歴史がございまして、その辺について大臣どうでしょ、これ予算にないからといいまして、民間の方で仮に、四・五からもうちょっとといぐかもしませんが、そりいつたものが平均値で出たときには、有線の回答をされる御決意ございますか。

○政府委員(櫻井國臣君) 有線回答の有無につきましては、先ほど先生冒頭にお話ございましたように、極めて厳しい円高の状況、これがいろんな各方面の経済界に影響を及ぼしていることも事実でございます。各企業の状況を見ますと、かなり厳しい減益に追い込まれるというようなところもあるようでございます。

私どもとしても、そうした民間の貯金の動向、そうしたところを見ながら誠意を持

つて検討してまいりと、そういうところでございまして、私どもとしては積極的な努力をこれから

の労使関係を考えるときに払つていかなければな

らぬというふうに思いますが、そうした状況を十分踏まえながら私ども対応してまいりた

い、こういうふうに思つております。

○國務大臣(佐藤文生君) けさ閣議の始まる前

に、私は、これは大切なことだと思います、官

房長官とそれから竹下大蔵大臣と個々にお会いを

しまして、郵便局の第一線の職員、郵政省を挙げ

て大体予定額を確保しながらがんばつて、郵政

省の現況については、簡単ですがこれだけは報告

しますので特別の配慮をしてやる必要があると、

こういうことで、一応これだけは言うておきます

ということで申し込んでおきました。

○大木正吾君 大臣のそりいつた機敏な対応につ

いてこれも敬意を表しますが、内需拡大問題につ

いて私も随分とあちこち議論してきた経過もござ

いますが、アクションプログラムなどが何回か議

論され実行されましてもほとんど改善されずにお

りますし、同時にG5の後では大体Jカーブ動向

によつて一時は黒字があえるけれども、こうい

の議論をする段階じやない環境だと私は見ていいま  
すね。ですから、やっぱりこのことと関連する問  
題で、相当ゾーンはあるかもしれませんね。やつ  
ぱり円高で被害を受ける中小企業等は恐らく、造  
船業界などは要求を下げて、もう出していません  
から、これはそれなりにわかるんですけれども、  
出せるところはやっぱり出す。こういう構えでな  
いと、言えば内需中心の個人消費 大体五五、六  
%から六〇ぐらいりますが、それに影響を与える  
ませんと、なかなかもって内需の中心が動かない  
わけですから、そういう点でしっかりと対応してほ  
しいことを期待いたしておきますし、また時期が  
迫つたら大臣の方に直接お願いに行くこともある  
かと思います。

関連しましてもう一つ、これも内需に絡んで  
ますが、これはむしろ政府全体の問題なんですが、  
ただ、金融機関の言えばお休み、週休一日制が極  
めて一般の産業社会に及ぼす影響が大きいわけで  
ございまして、御承知のとおり第二ですか、土曜  
日に金融、郵便局、銀行等がCD等をやっており  
まして、窓口をとめていると、街の車がぐっと  
減つてくるわけですね。ああいう状態を見ていま  
しても、また産構審の答申等から拝見いたしまし  
ても、やっぱり千九百時間、ヨーロッパ並みの時  
間に何年かで持っていく、こういう話が出ていま  
したね。

私はやっぱりそういった、法律的なことは抜き  
にいたしまして、やっぱり郵便局、銀行等の金融  
機関がこういった問題についてもうちょっと具體  
的に、ことしの八月から月二回という話もあるよ  
うですが、こういったことを含めて、毎年一つず  
つふやしていくなり、そういう状態でやっぱりヨ  
ーロッパ並みの状態に週休二日制というものを持  
つていいつもらわないと、結果的にはやっぱり、  
賃金の平準化したもののが世界でもつて五、六番目で  
ありますとも、コスト部分では絶対に低いんです  
から、そういったことを含めて、この問題も賃金  
問題に絡めて内需絡みの問題でございますけれど  
も、人事部長で結構ですから、今後のいわゆるプ

口セスですね、そういうた問題についてお考えがございましたら聞かしていただきたいんです。  
○政府委員(櫻井國臣君) 先生御指摘のとおり、内需拡大という観点から、昨年十月、経済対策閣僚会議におきまして、週休二日制の問題が取り上げられたということでございます。私どももそれを踏まえて、郵便局におきましても八月から窓口を土曜日一日閉じる日を予やしましてそれに対応しようということで考えておるところでございます。  
先生お尋ねのこれからどうするかというような問題であります。これから間題につきましては、やはり経済全般の状況、あるいは国際的な諸環境、そうしたものによく十分見させていただく、そういうことで私ども考えてまいりたいと、いうふうに思つておるところでございます。いずれにしましても、職員の週休一日制問題については、一般の公務員の状況、その他民間の状況等をさせて郵政職員の労働条件を決めていくという、そういう大きなフレームワークがございますので、そうしたものを十分念頭に置きながら対応してまいりたいと、このように考えております。  
○大木正音君 大臣の方からもお答えありました  
が、とにかくこれは悪循環サイクルに入ってしまつたんじやもうどうにもなりませんので、要するに労働時間も長いし賃金もコストも低い、そういった中で内需問題が広がらない関係で、だんだんだんだんミニクロの、確かに個別の企業の苦しいところもあるのはわかりますけれども、そういったことの中でもってお互いに何か縮小再生産型になつていきますと、それがまたまた今度貿易に影響しまして外需型に依存する形になつてしまつて円高へ誘導していくと、その悪循環を繰り返してきているわけですから、私はやっぱりどこか思い切つて断ち切る方法を考えないといけない。これは政府全体の問題でござりますけれども、そういうことを含めて、ぜひ賃金と時短問題については今後の当局の御努力を切に期待します。同時に、私、新しい時期ですからまた大臣にも来月に入つた

らお願いに上がるかもしませんけれども、ぜひこれは、大蔵当局等の言うこともありましようが、もっと大きな視点で、日本経済の、あるいは世界経済の動向等に絡んで御決断なりあるいはお考えを前進させてもらいたいことをお願いいたしておきます。

次に、金利自由化問題で、先ほどお話をありました、大臣のお答えが冒頭にありましたものと関係いたしますが、預金の自主運用について、現状としまして大蔵省との話し合いになり、あるいは一部の新聞報道ですと結果的には財投に使っている政府関係金融機関も大分金を余しているような関係もありますが、そういう関係等について、自主運用ということについては大蔵はもう全くお話を乗らうとする気配はないでしょうか、どうなんでしょうね。担当はどなたかな。

○政府委員(塙谷秘君) 先生おっしゃいますように、金融の自由化あるいは金利の自由化といふことで、最近金融全般について大変流動的な一種の転換期に差しかかってきているわけでございます。私ども、この金利の自由化、特に郵便府金小口の金利の自由化ということについて、大口に引き続いて積極的にやりたいということで大蔵省の方とも話を詰めているわけでございますが、自由化ということになりますと、当然預金のサービスの面で今までの規制の金利とは違った自由金利商品というようなものの開発が急がれることになりますかと思います。と同時に、あわせてそれはお預かりした金を運用する面でもやはり自由化に対応した取り組みというのが必要になつてしまいまして、そこにいわゆる市場金利による資金運用の問題ということが生じてくるわけでございます。

そういった一環といたしまして、私ども、これを郵政省の手で、今まで郵便貯金資金を全額預金ニーズムによって資金運用をしたいということの意味で、郵政省の自主運用ということを実は昨年末、六十一年度の予算要求ということでお出ししまし

て、郵便貯金資金で国債を引き受けたい、六十一年度初年度で三兆五千億ほどの国債を引き受けたいということで銳意折衝したわけでござりますが、結果としてはこれは実現を見なかつたわけでございます。しかし、この問題は、先生おっしゃいますように、財投計画、財投の一部資金の不用額を生じているような状態から見まして、これらの財投資資金のあり方もいろいろ問題になつて、時期でもありますので、そといった状況の中で、片や自由化対応という面も含めまして、郵便貯金資金の自主運用ということについては努力してまいりたいと考えております。

○大木正吾君 これは大臣、少し先ほどの、要するに円高がどこまで進むかという問題などと絡んで非常に急テンポに金融市場が動いている状態でございまして、十億円以上の問題については自由化いたしましたと。むしろ僕らが社会的一般論として判断いたしますと、最も安定している金融機関と見るべき郵便貯金、こういったものについて、どういう理由でもつてこれの方を引き延ばしているのか。ちょっとと外国の例から見ましても六十二年とか六十三年とか話が若干ございますが、MMCなどについて、もつと小型なものをつくつたつていいわけですから、それこそ預金者を保護するならば当然郵政当局、貯金局等の関係の方々は運用の方でもつて何かのメリットを得なければこれはやっぱり預金者の保護はできませんから、そういう問題を含めてもうちょっとと積極的に、国債引き受けは当然の問題としまして、やっぱり公正競争といいましょうか、私は貯金局長の話をした雑誌も拝見いたしましたけれども、とにかくコストの面でも何から見ても、結果的には非常に郵便貯金の場合には安く、しかも有利に運用されているといいましょうか、そういった面もありますが、いずれにいたしましても、とにかくずっと拝見いたしましたと、結果的には差別というか、公正競争ではないですね。

そういったものが銀行協会等の圧力でこうなつているとしますれば、問題がちょっと大き過ぎる

といいましょうか問題なのでありますて、本当に今預金者保護を考えるなら、私は、むしろもっとピッヂを上げて、そして今話があつた国債引き受け三兆云々なんといふけちな話ではなしに、預金定のいわばシェアを持って自由に運用できるんだ、こういった話をMMC等の小型版でも何でもいいわけですからやつていただかないとやっぱりさつき大臣がおつしやつた問題に対応できない、こういう感じもするんですね。ですから、その辺のことについて、大臣どうですか、もう少し大蔵省との話を、最近の国際的な金融事情等を背景にしながら、いわば予算編成もすぐまた来年度が始まるわけですから、そういうことを含めて話を進めるお気持ちありませんか。

○國務大臣(佐藤文生君) 私この短期間の間に公定歩合が二回引き下がつたというこの前後にお

ける時金局長を初めとしたスタッフの動きを、どういう動きをするだらうかなと私なりに見ておりまし

ました。ところが、皆さん方の御期待に沿うよう

な積極果敢な、かえって、大蔵省の方に逆に飛び込んでいて、そうして話し合いを始めていると

いう実態を知りまして、さらに二回目の金利の引

き下げの現況なんかは、むしろ四月ごろにそれを

実施しようというのを、三月中旬の三月三十一日に

決断をしてやろうといったようなことを、むしろ

財金局長を先頭にして大蔵当局と折衝し始めてお

るという、大蔵当局の方が驚いたといったような

声が私のところに聞こえてくるし、それから市中

の金融機関の方からも、郵政省の郵貯の責任者が

敏速果敢に的確に処理していくという勢いを見て

驚いたという評価が市中の金融機関の頭取クラス

から耳に入ってきたし、またそれに対応すると

向かって積極果敢に対応しようという姿が見られ

て、私は、実は安心をしておるわけでございま

す。

したがつて、今先生の言われたようなそういう

事態が必ずやってくるし、またそれに対応すると

ころの処置をしなくちゃならぬということで、今

方々が新しい商品を開発しようとしたときに、そ

れを生かしていくことはどうしても大事な

問題ですから、大臣おつしやつたことで結構です

けれども、ぜひ話のピッヂは從来以上に上げても

どういう実例があつたそぞございます。しかしな

がら、むしろ、果敢に取り組んで、國際金融の情勢

把握して高い評価を得、時金局長以下スタッフの

連中が、特に若い連中が飛び込んでやつておると

いうそういう姿を見ることができまして、自由化

への時代に向かつて硬直しない機敏な対応でも

いはむしろそういうカードを三つも四つも持つて

貯金局長以下が大蔵当局と連日折衝しておる、こ

ういうことだけを私は御報告申し上げたい、こう

思います。

○大木正吾君 いずれにいたしましても、事態が非常に急變してきておりまして、そういう中で

ことですから、百六十円ぐらいのことは頭に置

きながらやつぱり物を考えていくとしますと、一

体、定額なんか長いものが相当あるかもしませ

んから、そういうものは逆ざや的に負担がかかる

てくるというのもありますようし、同時に、

民間の金融機関の場合には、財テク時代と申しま

して、最近は物すごい勢いでもって新しいものを

開発しているわけですね。ですから、若い方々

が、係長さんの古手、四十前後、三十五、六歳の

方々が、私たちみたいに六十を過ぎた人間と違ひ

ますて、機敏にそういうものを吸収しまして、

何とか自分たちで新しい商品を開発しようとい

うこの意欲は私はすばらしいと思いますね。ですか

ら、そういうものをどんどん生かしていく。陣

頭に時金局長立たれているわけでしようけれど

も、やっぱりこういった大変な激変のときには、

何らかの安定というものと同時に公正競争、不利

益にならない、國民を守る、そういう立場に立つ

て動ける頭脳集團がいるわけでようから、その

信頼というものがあるということはこれは間違

ない事実だと思いますね。

ですから、そういう関係で、やっぱり汗を流し

て、中小なり零細なり家庭の方が節約しながら

始めたのですから、こういった問題についてはぜ

ひ守つていっていただきたいし、同時に、ただ心配なことは、国家全体の財政状態を見ていきますと、とにかく新しい産業分野の中でもって金融収益というものが非常に大きなウエートを占めてきていますね。そういうものにどうしても税務当局の方は目が向くでしょうし、同時に、予算を組めないんだと、組めないから佐藤文生さん助けてくださいよ、こういう話が来たとき、大臣もほんとさせられてしまってもこれも困るわけですけれども、非常にそういった意味合いで、新しいう年度の、まあ中曾根さん、税制改革でもって一般論としては立派なことをおっしゃっておられますけれども、私が非常に心配しますことは、少額貯金の非課税制度が取つ払われて、それが来年度予算の言えば税収源に見込まれていく趨勢がどうもつくられていく、こういう感じがいたしますので、相当な御決意でもってこの問題については頑張つていただきたい、こういうふうに考えていては次第です。

次に入りますが、郵貯と簡保、郵便その他の分割問題が一時——これは藤尾さんが言つたんでしようかね。どうも自民党的高官という方になりますと政調会長あたりじやないかといふ感じでもつて、藤尾さんは名前出して申しわけないと思うんですが、分割問題については、その後の自民党の内部(まあここで自民党的内部のことを聞くわわけにいきませんが、大臣はこの分割問題についてはどういうお考えですか。

○國務大臣(佐藤文生君) 先般、自民党的幹部の言つたことがちよと新聞に載りましたけれども、後からお聞きしましたところが、そういうことを言つてないんだと。実は新聞記者会見で、国鉄を中心にして分割・民営ということが始まつた、もうそれだけですかと、あとはないんですかと、こう聞かれたのですから、いや、ないことをが、実は新聞に分割・民営だとダイレクトに載り

まして、それは取り消すということで、もう分割乗った現実、そういうようなことで、もう分割民営だと、国がやるべき時代はもう終わつたんだということを言う人があるんです、現実に。もうこれはないとは言いません、あります。また、特に他の金融機関でそういうようなことを言う方もいらっしゃいます。しかし、その中に極めてわかり切ったことがわからぬでおるという面もあるんです。例えば、全部税金で給料をもらつている者が個別訪問して、そうして郵局なり簡保、年金をとつていくから膨大になるんだ。御承知のとおりに、税金は一銭も使っていないで、自主で、郵政省の三十一万の職員の、二千四百人の電波通信関係の職員は除きまして、全部郵政三事業を中心とした手数料によつて運営されているというわかり切つたことが案外知られてないで、それを逆手にとつて言うという人もあるわけで、言いますといふと、ああ、そんなことかというような現実にたくさんぶつかるわけでございます。したがつて、そういうことも国民大衆にわかるようにひとつしなさいよと、そうして郵局、簡保の制度はやっぱり守つていかなくちやならぬよということを言つております。

合戦力としてそういったような郵貯あるいは年金、簡保、郵便、小包、そういうものを相互助け合いながら、お互いに勉強して、一体になってやつていこうじゃないかというのが現実でございますので、そういうような御意見については私は是正をお願いして説得をしているというのが現況でございます。

○大木正吾君 電電問題のときに私たちも随分自由党の幹部の方と非公式にお会いしながら、結果的にネットワークを守つて現在一本でNTTは動いているわけですね。それから同時に、百兆を超えたから分けなきやならないという理屈、これも余り経済効率的な面から見ますとつきりしないといいましょうか、むしろ民間の銀行などの方がコストが高い。そして、言えば郵便貯金と民間の銀行、これは競争しているわけですから競争下にある。郵便貯金の場合には独占じゃないんです。そういうた論理からいたしましても、どうも分割ということは乱暴な意見じゃないかと思うんでですが、非常に気になりますことは、やっぱり去年の二月の、要するに行革審の答申の中に文書が残っているので気になるわけですが、ただ、行革審の答申というのは、これは国会の、立法府との兼ね合いで言いますと、私たちはあくまで、これについては諦機関でありまして、立法府が何をこういったものをもらつたから直ちにそれをずっとやらなきゃならぬということはないわけですから、そのところはやっぱりきつちり押されておいていただきたいし、同時に、メンバーの数まで調べておりませんが、特定局が一万何千局もございます。そこへ行つたら、まさしくだれか休んじましたら、五、六人の仕事をしている方が、きょうは郵便の方が休んだら、しようがない、じや、助つ人いこう、こういうことが自由にできるわけです。そういうところで、専門化は別にいたしまして何でも仕事ができなければ……。ですから、そういったこと等考えて大臣は、この間おつしやった問題等はやっぱりちょっと官業とはいえないががらも郵便局の場合には民間と似た状態、あるい

はそういったお互いの総合的な協力のし合いの中能率を上げている。これは間違いはないわけですから、電電の分割問題があつたときに、全部あれは法案が出る前に先行的に動いた経過も私自身持っていますから、このところはせひ、藤尾さんはそうおっしゃったかもしませんが、答申に残つておるところがどうもひとつかかるものですから、大臣の今の意見で結構でございますから、頑張つていただきたいし、もし一たん事があれば、私たちもこの問題については、言えばまさしく行革審が答申したから何でもかんでも実態に合わせない問題をやるなどということはないわけですから、そういう意味合いで助つ人として動くことも考えてもいいわけですからぜひこれは頑張つていただきたい、このことをお願ひしておきたいと思います。

○政府委員(澤田茂生君) 電気通信の現状を眺めてみますと、確かに昨年の六月に新規参入の地上系三社、衛星系二社に対しまして事業許可をいたしました。現在は、地上系三社につきましてはとしの秋に専用サービスを提供する、そして来年の秋には電話サービスを提供する、こういうこと

で詰準備を進めておられるわけでありまつて、

しての第一種事業者というものは出てまいりましてけれども、サービスを提供するという状態にはなっていいというところでございますので、現実の競争というものがここにあるというわけにはならないだらうと思います。電気通信の分野について眺めますと、じやどういう状態で競争状態と言えるのかということにつきましては、なかなかこれは私もいつから競争状態になりましたということを宣言するのはなかなか難しいんではなかろうかと思ひます。現実に、そういう競争相手がおるということによってひとつのお互いが刺激を受け合ふ、それが企業自体にとってもプラスになる面というものが出てまいると思います。そういう意味ではそこにおいて競争関係といふものが出ているということは言えるかと思ひますけれども、ただ一般的に言いまして、電気通信事業の分野につきましてNTTが現実においては独占的なサービスを提供している。そしてまた、今までの百年にわたつたネットワークというものを持つてサービスを提供しているわけでございますが、これから的新規参人はまさに自分が一から始めるというような状況でござります。

部分の間というのは、やはり市内線についてばかり電電の市内網と接続せざるを得ない、というような状況にならうかと思ひますし、サービス分野、地域といふようなことを見ましても、いろいろな技術力、資金力等を見ましても、かなり差がある状況

たとえしもものに絶くつかと思われるわざでござりますが、そういうふうなどの程度のシェアといふものが確立されたときに競争状態というものができたというのか、あるいはそこで有効な競争状態というものは一体いつなのかということはなかなかか難しいかと思いますが、私どもとしましては、一般的に眺めてみても自主的な競争状態というものができたなと思われるような状態にいろいろ環境づくり等含めまして、できるだけ努力をしてまいりたい、こういうふうに思つておるわけでござります。

でございます。  
私も、料金の改定というよな、値上げとい  
うよなことは、これは国民に對する影響とい  
うものが非常に大きいわけでござりますし、公会  
料金的な電話料金といふものの性格から見ましても  
も輕々にそういうことを行はべきではないし、料  
金改定というよなことにつきましては、もちろん  
んそういう合理的な、実証的なデータに基づいた議論  
が当然必要であるかと思っております。料金体系自体を御議論なさるのは、從来  
の去勢を制すからつづいて、今日の状態

NTTですが、この間における、一月下旬の毎日新聞の記事ですかが載つております、これでと、大体六十二年が六十三年かもしませんが、要するに市内回線とのつなぎの関係のところについてNTTとやつてきたものを今度はNTTに移すと、こういう記事がちょっと散見されまして、こういう問題が出てきますと、これは金額で約三億ぐらいと、こういう記事になつてゐるわけですが、相当ユーモアとしてはNTTとしては大きなユーモアだらうと思うんですがね。もしもこれが六上位反二三上二四并ならまだいいが、六上位反二三上二四并ならどうつかりますか。

てはいいなんですが、極めて一般的に申し上げますと、すれば、今認可されています六社——五社ですか、こういった第一電電以下の関係の第一種業者が参入されまして実際に仕事を始め、同時に、若干のずれはありますがあくまでも本格的に参入して仕事をしていく時期は、おおむね六十二年の後半から六十三年にかけての間でござります。

の名前で、金帯屋から取扱いを始めた。Fの本店においては、まず事業者がそれぞれの状態において検討していくことがまず第一義であろうかと思ひますので、いろいろ検討なさること自体は必要、おやりになることは結構なことだと思ひます。

六右衛門は三名の令嬢がたるものかおなじみでござ  
るが、いずれにしましてもそういったものができ  
てきまして、そしてよく法案をつくるときに私た  
ちも質問させていただいて、クリームスキミング  
とか何か言ったことありましたけれど、これはク  
リームじゃないぞと、豚カツぐらいだと、豚カツ  
ぐらいまでいったんだと、こういう感じがしまし  
た。

三年、時期的な判断ですが、こう見ていんじゃないといふに思つたのが一つの問題。これについての局長の見解と、市内料金が赤字だという意味合いで、市内料金を値上げするという話がありましたが、一時真藤社長から飛び出したといふ話があります。して、何かその後も若干、事業法見直しのときによく云々という話にまで舞い戻つてゐる状態ですが、言えば六十三年に本格的に第二電電以下が仕事を始めたときに、そのまま市内料金の赤字は残した中で公共性ということを考えざるを得ないNTTと果たして一緒に大都市において競争する場合に、これ公正競争と言ひ得るのかどうか。その辺にようつづく。

そういう意味で、現実に市内料金がどの程度支字なのか、赤字だとしてもその発生原因が一体何なのかということについての十分な議論というものがなされない時点において、今先生おっしゃいましたよな形で競争状態というのはどうなるか、ということはちょっとまだ議論の対象にならないんではなかろうかと思ひます。

〔理事事山甚市君退席、理事岡野裕君善席〕

され、もうちょっといくと今度はピーテキになるかも知れないと、こういう感じになるわけです。  
そうすると、公共性でもって地方の端末の局なりをなくすわけにいかないし、公共性ですからやつぱりそういうものはサービスが赤字でもしていいかなきやならぬ立場を持つNTTが、万が一、大都市部の言えばユーラーの大好きなものを失つていつたときに果たしてやれるかどうか。これはむしろNTT側は答えにくいかもしだれども、どうですか、NTTの方に少しこれについての感触を伺いましょうか。どうですか。

○政府委員(澤田茂生君) 市内料金の問題につきましても、NTT自体といたしましても、明確な市内と市外の料金区別と申しましようか。そこでこの市内における赤字発生というようなことについての具体的な数字の把握というようなことを、これから機械等を導入しましてやろうという段階であるということでございまして、真藤社長御自身も国会の御答弁で、当面値上げというものは考えなかつたのですか

も、それ以外の幹線部門の参入ということです。いまして、そちらの方との競争関係ということを、当面の議論になるんではなかろうかと、こういふことが、あうに考えております。

○大木正吾君 これ新聞の報道ですから、あんまりはつきりした状態までは私も調査しておりませんが、あるいは少し質問として出すにはどうかという気もいたしますが、念のために伺っておきま

○参考人(高橋信治君) 東京電力のローカル——ローカルといいますか、近距離ないしローカルという意味だらうと思うんでござりますけれども、どういう程度の影響が出てくるかということにつきましては、私たちの方もどのくらいのサービスの提供条件で相手が出てくるかということがちょっと予想できないものですから、その先行きの影響度といふものを見るということは非常に難しいんでございますけれども、しかし、いずれにして

第十一部 遠信委員会會議録第三号 昭和六十一年三月二十日【參議院】

であります。

HTLと  
親しく東京電力さんから参入されま  
TTLですか、この間における、二月下旬の毎日

も東名阪に地上系三社入り、それからローカルを含めて近距離にも東電を始めとして入ってくると、いろいろなことも新聞等でも報じられておりますし、非常に競争が厳しくなって、私たちの方も非常に経営——経営といいますか、企業努力を大いにしているのかないと非常に問題が出てくるんじやないか。というの、これはお客様にとりましては、競争が入るということは、お互いに競争し合うことによって料金を全体として下げていく効果が出てくる、こういうようなことだらうと思いまして、私たちの方もそれが入ってくるまでの間に、できる限り企業内の経営努力に全力を尽くしていきたい。先ほども出ておりました料金体系そのものは長い間の電電公社という形での独占状態でございまして、市内、市外を含めて両方で全体としての収支が賄えればいいと、こういうような形になつておったわけでござりますけれども、そういう面で市内の方のやや赤字の負担を市外で担当かぶつておると、こういうような中で、本当に競争状態が実現してきたときは、その辺のところも十分私たちとしては問題意識を持ちながら、国会の皆さん方あるいは郵政省さんの御指導を受けてながら、事業者としての意見あるいはデータの整備等も通じまして御意見を申し上げていきたいと、このように思っております。

○大木正吾君 余りすつきりしませんが、幾つか

問題のポイント的なことは提起したつもりなんですが、いずれにしましても公正競争、それはもう確かに私たちは公正競争、そしてやっぱり安いものを提供することは当然のことですからしいと思うんですがね。だが市内料金の赤字問題がどこに起因するかというとの調査も当然していたかなぎやなりませんし、同時にやっぱり第二電電の参入の際のユーチャーの変化、あるいは競争だという基準的なものがもう一つばかりと固まつてしまふと、これは料金上げちゃいかぬとかいいとか、あるいはアクセスチャージ問題で

もつてけんかしているとか、そういう状態だけではないかぬという感じがしますね。

きょうは仮定の議論ですから、これ以上もう申しあげませんが、関連して一つやつぱり心配がありますことは、現実の問題としてありますことは、株式の売却のことなんですね、大臣。例えば

二千二十億円の収支差額を計上して、それを超して大体本年は三千百億ぐらいの収入、もつといりますか、そういたものになるというような話を報告として中間的に伺っているんですが、一割配当、こういったことを考えたりしていきますと、現在大藏省でもつて、これは理財局ですか、研究会がなんかが発足しまして株の問題議論しているようですが、その経過についてちょっと大藏から伺いましょうか。

○説明員(松川隆志君) 先生御指摘の電電株式の売却時期の問題でございますが、これにつきましては、電電三法の御審議の際に政府見解で漸次売却するという方針を表明しているところでござります。それで、大藏省の方で電電株式売却問題研究会というところでの問題について検討しているわけでございますが、六十一年度予算を策定する際には、この問題についてどう考えるかということを検討したわけでございます。その結果、公社の民営化の趣旨にかんがみまして、必要な条件が整い次第できる限り早期に売却を行い、名実ともに民営化を進め、事業経営の効率化に刺激を与えることが適当である。したがつて、六十一年度におきましては、民営化後最初の決算が発表されまして、投資家に対する企業内容開示等、広く民間にて、株式売却を行はずで必要な条件が整うと見込まれるので、売却ができるよう予算上所要の措置を講じておくべきであるという意見をいたしました。十一年度に電電株式を売却できるように、予算上の所要の措置を講ずることとしたものでございま

す。

NTTの民営化後の状況を眺めてみますと、この一年といいますのはある意味では民営化にふさわしい体制づくりの一年だったかと思いますけれども、社内の事業本部制の導入とかあるいは企業意識の浸透というようなことでそれなりのいろいろな努力をしておられる、また中間配当といふうな状況を見ましても、当初をかなり上回るようすだけに、いろいろゆとりを持った競争関係の体制づくりということも十分できるであろうし、今までの独占時代に築き上げられたものすべてこれを引き継いだ形としてのNTTでございますので、今後の一層の民営化にふさわしい御努力といふものとなさって、私は、競争相手を迎えて市场竞争した経営成績というものは確保できるであろう。お互い今ある需要だけを取り合うというところではなくして、これから高度情報社会に向けての電気通信に対するニーズの多様化、多様化といふものをむしろ掘り起こし需要の増大というものを図っていく、それによって、より多くの収入を確保していくという努力というのも当然行われるでございましょうし、そういうことも大きいに期待をされているということでございますので、株価の発行の乱高下、これ自体はそういうことが

空つけつでもつて四、五千億しか残っていないことは十分知っているわけですよね。ですから売り急ぐという気持ちはあるんですが、これ大臣に伺いたいんです、 「サンデー毎日」でしたかが書いた、五万円が百万円という話がありましたね。

TTスタイルが変わつたことは認めるわけです。同時に本年が仮に一割配当ができたといたしましても、はつびを着て頭を下げて前垂れ商法式にN

T-Tスタイルが変わつたことは認めるわけです。それでも、さつきちょっとと二、三申し上げた中でもつて大体おわかりになつたと思うんですね。

そうしますと、株価の形成というものはやっぱ

り電問題について超法規的にやっていく傾向にあります。一般的の企業の場合には、五年間といふものはちゃんと経営の状態等を見ながら最終的に上場すべきかどうかまで含めてやつて競争入札に入つてくわけですから、私は、逆に大臣に伺いたいんだけれども、ことしの十一月に七十万円で買いましたこの株を、三年後、二年後に、逆に今度は三千億円の収入があつた電電が、競争の結果ビフテキあるいは豚カツかわからぬけど、その分を相当取られてしまつた結果として二千億切るような収益しかなくて配当が困難になつた。したがつて株が下がる、二十万円も下がつて五十万になつてしまふ。こういった状態が万が一起きたとすれば、一体これはだれが信用失つて、だれが問題にされるんでしょうか。私は、こういった株を買った方々に対しまして、大藏大臣は、恐らく一般の方はこれはやっぱり大藏省が出した株というふうに考えていいと思うんですね。電株だから、こういう電電の方々あるいは一生懸命汗を流している電電の諸君が、あいつらのために私たちは損をした、こういうふうにやつぱり見ることは社会の大体見方としては当たつてゐるんじゃないでしょうかね。

怖いことは、今ずっとあおつていきましたして大藏省は赤字が大きいからなるべく高く売ります、あると思うんですが、ですからそいつが

起こらないのが一番望ましいわけでありますので、電電といたしましてもそういう最大限の経営努力というものをされるでございますし、そういう心配というものはまず余りないのでなかなかうかと、またそういうことのないような売り方というものが、今太蔵の方でもいろいろ勉強会で検討していただいているわけでございますので、そういうものを私どもとしては期待しているといたいことでございます。

○國務大臣(佐藤文生君) 私も先生と同じよう  
週刊誌を読みまして、これはやはりとんでもない  
ことが載るんだなという物の見方でござりますか  
なり、一つの参考として読ましていただきましたと  
きに感じたんですが、NTTは私から言うまでも  
ございませんけれども、これは国民のものでござ  
います。したがつてNTTの資産形成をしておる  
絆緯、それからこのようにして通信委員会なり国

のことは十分踏まえて、そして広くたくさん国民が株式を所有できるようになります。私はポイントだと思います。したがって、具体的な考え方としては、厳正かつ公正な方法で現在政府部内で検討して、この四月には竹下大蔵大臣の私的な機関において大蔵大臣に答申が出されるよう聞いております。したがって、初年度の決算確定の六十一年の六月以後において売却体制等のものを整備して、そして株式指標等を見ながら慎重にこれは対処していくということは、今局長の言われた見通しの裏づけを持つてやつていきたい、こういうふうに考えております。

は私も厳しくちよつと申し上げさせておいていた  
たき、これは大蔵省も聞いていただきたいのです  
が、要するに公正競争ということからまず入って  
電電問題伺つたんですね。公正競争がまだできて  
いない状態で、言えば独占型の延長線上で少し民  
間型の商売の仕方を覚えてきた電電が、約一千億  
円の言えば当初計画以上の利益を上げましたと

一割配当可能ですと。しかし、幾つか例を挙げましたけれども、やっぱりクリーミュスキミング的な新しい参入業者の状態が、現実にKDDさんの例を挙げましたけれども、そういう状態が相当出てくることは想像にかたくないですね、これは。同時に、もしさなりますと、三千億円以上の収益を上げて三年後も持続していくことは、これは大変なことだろうと私自身が想像するんです。ひょっとしたら従業員の首切り問題が起きるかもしれない。減員問題ですね。それは企業ですから、やっぱり配当が大事だと。余っているから少し窓際の人にもやめてもらう、こういうことになります。いかねないですよ。そういうことになつたんでは、これはせっかくのみんなが汗流したことに対する報いることになつていませんし、混乱が起きますからね。

は時間がありませんからあんまり言いませんけれども、私自信が常識的に物を考えますと、ことしの場合に、第一回の売却の百九十五万株については政府が随意的に価格を決めたらどうだと。そしてその持っている方が、例えば国鉄みたいに安い、もうべらぼうに安い監理委員会のあいつたことは困りますけれども、やっぱり政府が決めた中でもつてやつていかないと、乱高下という言葉は私は使いたくありませんが、三年後に相当程度株が下がったとしたときに大変な損害が起きたら大問題になりますよ。だから私は、もし第一回の売却の場合には、五回も六回もやっていくわけですから、まずやっぱり直契約で政府自身が全部

の判断で決めることがよろしいと。同時に、局長も答えた中でもつて抜けている問題がありますことは、最近の株のこの異常な暴騰です。お金のだぶつきですよ、結果的に。利用地があえたことは結構ですけれども、金がだぶついて投資対象がなくなってくるから金がどんどん地球上いいところ回っているわけでしょう。電気株売つていいかもしけれぬぞと思って、三年後の本格競争を知らない

方々がほんばん買つてしまつて、競争入札して七十万、六十万上がつていきました。本当の競争になつたときには、くんと下がつたら一体どうしますか。だれがその責任一体とるんですか。

松川君にも聞いておいてもらいたいけれども、この問題については専門家が集まつた何回かの議論も聞きましたよ。聞きましたけれども、だれも知恵はないですよ、この問題について。余り抽象論のままで私はやつてはしくないんです。やっぱり信頼度が一番大事な問題だから、これについては、当初第一回の発行については、竹下さんおらないからちよつと言いくらいなんですが、はなはだ言いにくいいんです。とにかく随契的にほどほどゾーンの中におさめておいていただいて、そして本格的な競争状態、同時に金融市場が落ちついた状態、そういう環境等の中身をはつきり見た上でもつて入札に切りかえていくことも可能です。

いと大変な問題になりますよということを、これは答弁は要りません、私の見解として申させていただきまして終わらせていただきます。

○片山基市君 大臣、きょうは大臣初めてでありますから、主として澤田局長に質問をいたしましたて、お聞きをいただいた後で御感想を述べていただきたいと思います。

まず、関係しますから局長から考え方を聞きたいんです。国会であなたが発言される、大臣が発言されることについては、これは責任を持つてやられておるんですか、それともその場当たり、適当に逃れるためにおっしゃつておるんですか、それほどう、あるつもりですか。

○政府委員(澤田茂生君) 国会で御答弁申し上げたことは、当然のことながら責任を持って対処措置すべきものだというふうに考えております。

○片山基市君 冒頭に非常にぶしつけなことを申し上げましたのは、百一国会か百二国会で電雷法案を大変厳しく衆參両院で議論してまいりました。本会議でもまた委員会でも、總理に出ていただいて御意見も聞きました。その一つは私た

ちとしては身にしみて、何回も読み返しながら、自分の発言の足らざるところもありますが、政府答弁については信頼を置いてまいつたところあります。

そこで、百一国会か百二国会で御答弁されたうち、今次的に発言が間違つておつたので訂正したいと思われる箇所が郵政省あるいは政府の間で議論されたことがあるかどうかについてまずお聞きしたい。

○政府委員(澤田茂生君) 電電三法に関する審議におきまして政府として御答弁申し上げた内容について、訂正を要するというようなことで議論をしたことはございません。

○片山甚市君 そういたしますと、その議事録に基づいて御質問をさせていただきたいのですが、昭和五十九年七月五日、衆議院の通信委員会議事録によりますと、私の方の安井委員が質問をして

アメリカでAT&T分割に見られたような市内料金に転嫁されてくるようなことは厳に戒めなければなりませんし、また料金のそいつた問題に当たっては、もちろん国会の先生方と相談して公正、妥当な料金体系を維持してまいらなければいかぬことは当然でございます。

今、公社の総裁も自信を持つて、そういった時代に対応しても新規参入がよしんばあつて世に言われるようなクリームスキミングののような実態が起きたとしても、自分たちはその間に自効努力によってあらゆる形でそういう形をいきな」と、うれ意表明にも私はどしどし

○政府委員(澤田茂生君) 私も手元にその議事録を持っておりまして、奥田大臣からそういう御答へし、また私もそらあるべきだと思っておりました。そういう形での料金転嫁を一般の国民に与えるということは絶対避けていたくような方向で努力してほしいと思っております。こう言つておるんですが、それについては御意見はどうでしょうか。

弁があつたということは確認をいたしておりまして、私どもの郵政省の考え方いたしましても、この考え方というものは今日においても変わりはございません。

○片山基市君

それから半年たちまして、五十九年十二月四日の日、参議院の通信委員会で私が澤田局長、また左藤恵国務大臣に対して質問をいたしました。

その質問は、今までの議論から言って当分の間料金を値上げする用意を持たないということはどうがどうかと言つておりますが、そのときにはどうお答えをいたきましたか。

○政府委員(澤田茂生君)

私の答弁、それから左藤大臣の御答弁、趣旨としては同じでございまして、経済の激変というものが限り、当分の間値上げというものは行うべきでないという趣旨の御答弁をさせていただいていると思います。

○片山基市君

それでは大臣の答えておるのを読み上げると、

今局長がお答え申し上げましたように、市内料金を含めまして値上げを行なうべきでないと。五五年程度というふうなことがございましたけれども、そういう点で激変のない限りはそういうことで行なうべきでない、そういうことで十分やつていけると私は考えております。

こう言つております。そこで私が質問をしたんだすが、

非常に押しつけがましいんですが、電電公社の場合は、総裁の立場として、国会で押しつけられるという形でなくて、今までの発言からいつておおむね四、五年と言わることになつておるんですが、いかがでしょう。決意のほどを聞かたいんです。

こう言いましたら、真藤説明員から、

今大臣、局長から御答弁がありました線で私は経営を続けていくという責任があるというふうに考えておりまして、したがいまして、今御答弁のとおり、経済界の激変がない限り、当分の間値上げということは全く考えずに経営を続けていくつもりです。すべてのことを考えておりま

ます。

こう言いました。ですから、このことについて私は答弁上は五年ということでお互いに確認をしました。

私はもう一度確認しますが、国会の合意事項だ

と思ひますが、いかがでしょか。

○政府委員(澤田茂生君)

今先生がお読み上げにならました答弁の中に書いてある五年という意味合いというのはそういうことだらうと思ひます。

○片山基市君

公明党の塙出委員が十二月の七日、連合審査のときに真藤さんに、当分の間値上げをしないのですかといふことに、間違いましたと書いています。それにしても答弁は間違ひありませんか。

○政府委員(澤田茂生君)

御指摘のとおり、真藤社長、「当分の間、市内料金を値上げする」ということはない」という答弁をしておられます。

○片山基市君

昭和五十九年十二月の十三日、参議院の通信委員会で、私が寺島総務に対しても番号案内有料化の考へはないのかどうかについて聞きましたところ、大変前後は議論したんですけど、各党からも意見がありまして、そのときに番号案内有料化に対する考へはないのかどうかと答えていますが、それは変更されましたか。

○政府委員(澤田茂生君)

今先生が御指摘になりまし

た十二月十三日の先生の御質問に対する寺島総務の答弁といふのは議事録に載つていてございまして、その後これを訂正したというこ

とはございません。

○片山基市君

そういたしますと、審議のいろいろな理由はありますか、一月八日の日に電電会社の社長である真藤恒氏が、電話番号案内の有料化

と、郵政省の監督する立場からのお考へをお聞き

したいんですが。

○政府委員(澤田茂生君)

番号案内の有料化につ

きまして具体的な提案といふものは私ども受け

ておりません。私の承知をしている限りにおきま

しては、番号案内の使われ方、実態把握というの

を初めとしまして番号案内のあり方にについてNTT内部において検討しているというふうに承知をいたしているところでございます。

○片山基市君

それは納得できませんね。これだけ新聞に書かれても郵政省は読んでないし見ただともないと言う。大体その番号案内で一年間に三千五百億円程度の欠損をしておる、大損だ、四万

人の人間がやつておる、これ有料にしたらその分だけ市外電話料金を下げるような話になることにつながつていくんですがと、そう言われておつて

も、先ほど申しましたように、電話番号案内は有料化しませんと、議論があつたんですよ。寺島さんが答えるまでの間に電電の役員の方々がああでもない、こうでもないと言つておつたんですが、

サービス改善の話はわかつた、そこで今やつてお

りました寺島さんが、やりませんというとをき

ちんと答えておるわけですよ。答えておることを

こういうふうに有料化するということはどういう

ことですか。一般的に言うと、これからこんなこ

とやつてもいいんですね。検討いやないんです

よ。数字で出しているんです。三千五百億円なり

三千三百億円なり一年間に損をしておるので無料

では困る。アクセスチャージを取れない第二電電

などによる市外電話の新規参入者に電話番号案内

データを使わなければいかぬから有料としたいとま

で具体的に言つていますよ。

先ほど大木さんが言われたように、公正競争と

いうのはどういうようなことかということについ

ても関係しますし、そういう意味でただといふこ

とになりますと、基本料金の問題や一度数、十円

AT&Tが七つ、八つに分割される。そうしたらそ

れをいいことにして、結局市外回線を使う者から

アクセスチャージを取るということ、あるいはブ

レミアムを子会社が出すと言つてみたりしたけれ

ども、話がつかなくなつたまでもたもたしておられ

た。しかし、電電公社が会社になるに従つて、制度を改正するに伴つて、電気通信料金を値上げするのかしないのかと聞いたら、しませんというこ

とを言つて、しかも年限を、衆議院では三年程度を考えたいと言つておつたのが、参議院で粘つた。議論をしている間に全体として五年というこ

とになつた。御答弁があつたんです。

私が聞いたのでありますと、脅迫したんではあ

りませんから、裏取引をして自民党に頼みに行つたのではないです。お願ひしますと言つた覚え

はないんです。あなたの方が答えたんです。電電

公社もそう答えたんです。答えておいて一月早

く、正月明けになつたら有料化つて何てことです

か。その金があれば遠距離を下げてやろう、人の

金を取つてこつちへ積むなんてどあほうですよ。

こちらは赤字だから上げてくれ、黒字のところは少ししか下げへんというのは、資本家のやり口と

少しだけあります。あなたたちは強行してや

らだら当然であります。あなたたちは強行してや

りませんから、賛成した者同士が責任をとるべきで、私は反対したんだから責任をとるわけにい

かぬですよ。ところが、国会で議論した、五年や

りませんと言つておつた舌の根の乾かぬうちに、

一年もからぬうちに、値上げしますとは何てこ

とですか。値上げでしよう、それはゼロですか

と十円取つても値上げです。法文を動かしたら

いいんです、そんなことを言つたかっただ。何をぬ

かすか。生意氣だよ。大臣、私は、国会審議については非常に熱心にやっておりませんよ。

全部とどめを刺して話ををして、そうしてやつてき

ている。そのときに、アメリカへ行つてみたら、そ

うしたらそれをAT&Tが七つ、八つに分割され

ました。余分なことを言つたり、自分の地位をひけ

らかすようなことは言いませんでした。見てくだ

さい。省令や政令の問題でも、どんなことでも具

体的に、余分なことをしゃべつておりますよ。

る。ですから、そういうことでライフラインサー ビス、「いのちの電話」としての普遍サービスが三 倍ほど値上げになつたわけだし、そこで今度電電 が民営化するときには市内電話を上げませんね、 こういうことが基本です。これはあまねくやるん ですか、しかも電話を主たる仕事にするんです から市内電話の値上げはやりませんよ、もつとサ ービスしますよ、市外電話を下りますよと言つ た。言わなければ免許制だからこれは袋だきで すよ。にこにこにこにしてやつていて、わずかに 一年たたぬうちにやつたということについて は納得できません。

そこで大臣、まず電話番号案内について、あなたの方の意見もありましようから、これ当分、上 げる、有料化する用意があるんですか。認可を申請されたらするんですか。大臣から、私の言うこ とにについて不當だったら不当と言つてください。私は、国民的な立場で幾ら考えてみても、約束が うことは、これはできるはずがないじゃないかと 言うような意見を持ちました、率直に、あの新聞 を見た瞬間に。したがつて、私は記者会見にお いて、経営者として合理的な原価主義的なそういう ものがはつきりすること、経営の上で、それから ういうような合理性といつもののが妥当であるかないか、そ もならないというようなそういうことが国民大衆 にわかつた上で、そういうことが論議されるならま だしも、そういうことがはつきりしない段階にお いてそういうことを安易に言つべきではない、国会 のいろんな議事録を読んだ結果、安易にそういう こと、値上げすべきではないという判断をいた しまして、新聞記者会見で質問を受けましたの で、そういう答弁をいたした次第でござります。

○國務大臣(佐藤文生君) 私も、就任早々、一月

の今先生が言われた新聞を見まして、年越しに議 事録をずっと勉強をしておる最中でございまし て、今先生が言われたようなことが議事録に残つ ておるということを確認したその翌日ぐらいにそ ういう新聞を見まして、直感として私はそういう ことをすべきではない、こういうふうに考えて、その後調査をしました。その結果、今局長が 言われたとおりに、民間企業になつた社長が、そ の経営の上において重役会なりあるいはそういう

いるなんの機関において料金というものをどうすべ きかということを検討するということは、これは もうそう言つている。私が言つたのと違う、言つた とあるから、それは自由にやつてもよい、それ は当然でしょう。

しかしながら、国会の経緯、あるいは民間にな

ったN T Tの生まれた経緯、そういうものを考え たときは、安易に市内料金を上げる、それによ て長距離の料金を下げる、そのことを安易に市内 料金を上げるとか、あるいは電話案内の一〇四を 上げるとか、そういうようなことが行われるとい うことは、これはできるはずがないじゃないかと いうような意見を持ちました、率直に、あの新聞 を見た瞬間に。したがつて、私は記者会見にお いて、経営者として合理的な原価主義的なそういう ものがはつきりすること、経営の上で、それから ういうような合理性といつもののがぎりぎりぎ りと経営の努力によって詰まつて、そしてどうに もならないというようなそういうことが国民大衆 にわかつた上で、そういうことが論議されるならま

つたら困るんです。自分が言わないことを新聞記

者が書くことはよくわかっている、あの人はいつ もそう言つている。私が言つたのと違う、言つた ように書いてくれなかつた。だつたら言つうなどい うんです、新聞記者それほどぞつきなら、それ は商売だから、売れるために書いたかもわから

ぬ。

しかし、この料金問題が公正競争になるかなら ぬかの決め手であります。わかりますか。アクリセ スチャージの問題もありましようし、新規参入の 会社とN T Tとの間に、国民にとってはやはり基 本的な料金が幾らで、安くかかるのか、電電を民 営化するときには安くするから、やるんですよと言 つた。これ安くなるんですか。大臣、あなたは大 分ですから東京にかけたら安くなるかもわからな いけれども、あなたの大部分市内の人たちは安くな る案ですか。一兆四千億円赤字があるとだれが言 うておる。思つたように言つておるが、昭和五十年から市外電話で収入は七割、市内電話で 三割だということがわかつた上で、五十一年の料 金を決めたんです。

そのときは今の資本家みたいに高くつく高くつ

くとぬかなかつた。長距離を使つんだから金を

出そう、近距離の大半の者たちに金を分けようと

したんです。今みんな欲ほげだから、自分が払う

やつは一つもしたくなけれども、取ることがばか

り考へてゐる。それに加担するのが中曾根内閣で

なければ、佐藤文生大臣はもう少し、電電が料金

の問題言うならば今度は全部集まつてきて議論し

てほしい、公開でやつてほしい、どんなこと言つ

のか。私は、公正競争といつなら、彼らの言つこと

についてどんどんこの委員会に呼んで何もかも聞

かしてほしい。やみはやめてほしい。聞くんです

よ、国民だから。国民が出資した、国民が持つてい

る会社です。国営といつらでないんです、国民が

出資しているんです。そういうことでありますだ

けに、何としても今回やり口は納得できません

そこで、局長に聞きます。

○片山甚市君 私は、衆議院で三年ほど、大体六 十三年ころまで値上げせずに済むようにしたいと いう話だつたのを、もう少し一步進めて、いろいろ 議論した結果、慎重審議した結果、五年ほども てるという話だつた。にもかかわらず、国会でそ ういうふうに約束しておきながら、新聞記者集め て、寝言を言つて、新聞に書かして、問い合わせた 言われたとおりに、民間企業になつた社長が、そ のおつたというんです。そんなことは言つてもら

一兆四十億円の赤字が市内にあるので、それを

つてのとおりです。なぜならば、反対する者が大きい口をたたいてがたがたたたたら、皆さんの気に入らないで、むしろ反対されますから、言いたいことも言わずに辛抱してきた。皆さんがおつやることが一年たつたら必ず暴露するだらうと思つたら、そのとおり値上げするじやないですか。十円が三十円になる話が値上げじやないんでしょうか。大臣の言うように大まかに言われても納得できません。

もう一度澤田さんに言いますが、十円を三十円にしたいというのは値上げ案ではないのですか、値下げ案ですか。市内電話料金は今そのままおつて値上げせずに、市外電話料金は下ります、遠距離は下りますといつたのが電電法案の趣旨ではありません。あなたもそういうようなことができると言つて小山さんと一緒にちようちん合わせてやつたんですから、どうですか、それについて電話料金の値上げについては国会の議決に対しても違反しておると思いませんか。

○政府委員(澤田茂生君) 市内とそれから市外のコスト分計ということにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、現在電電においてはそういう数字の把握というものが十分でございません。むしろ、こういったものについてのトラブル測定装置というようなものを導入しましてこれからデータを整備しようという段階でございまして、私ども一兆四千億という数字にて確たる根拠のある実証的な数字といふうには承知をいたしてないわけござります。もとより電電の電話料金の問題につきましては、当国会におきましてもいろいろ御議論がございまして、特に遠距離料金の割高といふことをいかに是正するかということも一つの大きな課題であつたわけでございまして、今日でもその課題はそのまま引き続いているものだというふうに思います。

ただ、市内が赤字であるから、それを上げて市外を下げるということが妥当であるかどうかといふことにつきましては、私は、今申し上げました

ように、料金自体の問題につきましては実証的な

計算に基づいたものでなければならぬということが大前提でございますので、まだそういうことを議論するときではない、というふうに思います。先ほど来大臣からも御答弁ござりますよう図つて、より安く、よりいい質のサービスを提供することに努力をする、ということが期待をされるわけでござりますので、私といたしましても今までの国会の御答弁の趣旨、御審議の経過といふものを踏まえまして、NTTの民営化のためのメリット還元というものが民営化直後に値上げという形で行われるということはないものというふうに考へているところでございます。

○片山基市君 この発言は、民営化直後の値上げをしたいという意思ではないと言つてください。これはあなたたちが黙つておつたら申請してくる問題と違うんです。予備行動ですよ、花火を打ち上げて。世論操作でしよう。それで、みんなからワイワイ言われたらやめておこう。いつも真藤方式というのはぱあっと打ち上げて、わあっとたかれたらちよと引っ込んでおいて、様子を見たまた出てくるという、スッポンみたいなやり方ですね。そして、おれは言わない、私は言つたことない、そり言つてやつてきたんですよ、民営化について。私らはしょっちゅう会つたからよくわかるけれども、純粹の民営化なんかできないよ、そんな大きい会社できないよ、すべきでないよ、

真藤社長が電話料金は上げませんということを言って下げるときには必ず国会に事前に説明をしてもらいうようにしてもらつてきておるところですから、上げるときには必ず国会に事前に説明をしてもらいうようにしてもらいたい。説明、どうです。これからNTTがもし料金を上げる案をつくりたいときには、我々に対して、電気通信の新体制等に関する小委員会がありますから、小委員会なり本委員会で説明してもうらうように大臣として骨を折つてもらいたいんですが、どうでしょ。

○政府委員(澤田茂生君) NTNT自身におきまして、料金値上げの具体的な案といふものを今持つておりますし、真藤社長自身そういうふうに現実において値上げということを考えてないといふことを国会においても答弁をしておられるわけござりますので、私どもとしてはそういう方向でござりますので、私は思つてないといふふうには私ども理解をしてないわけでござります。

今、澤田さんが言わされたから、大臣にもう一遍

聞きます。きょうはそれ聞きたいから来ておるん

です。私たちが審議したことについては尊重され

てないと私は思つてます。私の心情について、國

会は軽視されておる。勝手に花火を打ち上げて何

でも、案内の有料化もそうであります。料金体系についても同じように勝手に予定線引いて、それが誘導したからうまくいった、電電公社の民営化でも、おれがやつたからうまくいったというふうを言うておる。それだけのことを言つたから、ものがNTT自体の効率化、活性化というものをも協力してくれたので電電三法はうまくいつたと思っている。納得できないです。

大臣、私は審議の内容からいって、料金問題、料金を上げるようなときには当局とよく事前に話をして、世論についてこたえられるようにすべきではないか。先ほどの話でいえば、当該者がやるべきだと言つたけれども、一〇〇%事業を持つておるところですから、その発言は非常に大きいんですけど、競争相手はまだないんですから。このときに五年前やらないと言つたんだけれども、どうしようかという話があつて、そんなことができないと言つたのはいいけれども、今後NTTが料金値上げになるような改定をすることについて一下げのについては、御承知のように国会を通じて、よろしい、御苦労さん。ただし、余り無理をして下げるから、その影響が非常に大きいわけだと思いますので、そういうことについて具体的に将来もしも起つた節の私の考え方としては、やはりいろんな手続がありますと同時に、国会の先生方の意見といふものを聞きながらやっていくということは、これは当然でございます。

○片山基市君 大臣どうですか。

○国務大臣(佐藤文生君) 今局長が言われたとおりの考え方でございます。

電話料金の値上げというものが社会経済活動なり、あるいは国民に与える影響が非常に大きいわけだと思いますので、そういうことについて具体的に将来もしも起つた節の私の考え方としては、やはりいろんな手続がありますと同時に、国会の先生方の意見といふものを聞きながらやっていくということは、これは当然でございます。

したがつて、現時点においては、予算委員会でも真藤社長が電話料金は上げませんということを明確に答えておりますので、この点については、今局長が言つたように、実際總原価主義のその原価の現実といふものがまだつかれてないわけですが、私は、NTNTの内部においても明確にできてないし、國民もそれが理解できていない、こういう現況でござりますから、電話料金の値上げといふものはあり得ないと、安易な、そういうことを言つべきではないと、こういうふうに考えております。

○片山基市君 大臣の答弁はわかりましたけれども、真藤さんがしないなどといふことは真つ赤なうそで、昭和六十三年にやりたいと言つてゐるんです。なぜならば、事業法の見直しのときにと言つています。奥田國務大臣がどう答えているかといふことですと、それについて、安井委員の質問に対して、

世界的にも誇り得るこういった高い通信技

術、そして全国のネット網、世界でも誇るべき形で、すぐつく、すぐかかるという目標を達成してきたわけでございます。したがって、アメリカのAT&T分割、その後の混乱状況もある程度情報を得ておりますけれども、今回の法案に当たりましても、全国あまねくそういう形で電電公社が達成してきた、こういった公的な形というものはますます強化さるべきでありますし、今後ともこういった形は大事にしていかなければいけないねと思っております。したがって、臨調の民営・分割という形の中で現実論としてそういった実態を踏まえて分割という形を今回の法案でもしていなければいけないわけでございますし、今後ともそういった形でまいりたいと私は思つて

ただ、見直し規定を設けましたのは、一種事業にも今回一定の資格を付与しながらも参入を認めることになりました。そういう形で果たして、この一元体制を維持しながらもこの参入の結果が社会、産業的にも国民生活的にもどういう環境変化をもたらすであろうか。あるいは、例えばデータ通信、データの部門、今現在、電電が一種事業者であり、かつ二種事業の大型のそといったVANに似たようなあらゆる附帯メディアのサービスも行うわけでございますから、これらが将来において公正競争を欠く、という形の影響が出てこないであろうか、あるいはそれに基づいてその部門のあるべき姿として分離の方がいいのか悪いのかといふ検討材料も含めての見直し規定でございまして、分割という形については私は考えておりません。

ところが、事業法の見直しのときに通信料金を変えてくれることになつてるのでやりますといつて、解釈してくれていますね、真藤さんは。局長、発表しております。考えてないとの違うでしよう。六十三年の事業法の見直しにまた自民党の人たちに言って、けしかけて、がたがたと、選舉してやるとか何とか言うんだろうと思うんだけれども、乗るんではありませんか、私心配するん

す。郵政省は、そのとき局長はずつとはおらぬからぬ、大臣もまたかわつたらわからぬ、かわらぬのは金と力を持つたやつですわな、白でも黒でも言えるような人間ですわ、それでなければ船会社なんか経営できませんわな、実際なかなか難しい。今までの経過から言いますと、私は、きょうは三年後の見直しという、事業法の見直しについて電信電話料金、料金体系について直すという計畫を持っておるんですから、経営形態は違うと思うんです。料金体系というものは別に今検討されていると思うし、彼は必ず事業法の見直しのときに電話料金を変えてもらうようにしてるんだと言っていますね、するんだと言っていますね。まるで郵政大臣みたいに言っていますよ。事業法という法律は出せると思っておるんです。これは郵政省、国会がするんです。特殊法人であろうと本來改正ができる道理がないんです。少し頭が来てるんじゃないですか。賢過ぎるんじゃないですか。佐藤文生郵政大臣は素人だが、中曾根派の者だから何言うても私は中曾根に任命されたんだからええと思つておると違うんです。私は遠慮したりしないです。もともとこういう性格ですが、おとなしかつただけに納得できない。大臣、三年後にやりますとかいうことではなくて、資料が出来たらやはり資料を見て、そうなるかどうかわからぬけれども、安くなるように考へるといふならわかるんです。私は、十円が三十円になる前提で大いにキャンペーン張つておるんです。新聞記者にもどこにもやっておるんです。たまたまその新聞記者が日ごろ聞いておることだからおもしろいことばあつと書いてあっても、私の設定です。これは新聞記者聞いておりませんがね。

大臣にお答え願いたいのは、今から二年たてば料金の値上げをするんですか。私は、アクセスマージの問題を含めた問題は当事者の自治問題としてやるべきことだと。そういうふうに決めたらアクセスマージを郵政省が認可するかどうかだと。何も郵政省がこれだけアクセスマージ取れ

ということになつてないということは法律審議のときには郵政省が見ると、そういうことになりますと、今問題がありながら、アクセスマージを取らなければ大変もめるから。全部財務報告せにやいかぬと。電電の財政がわかつてしまふと。これを市内電話料金を上げればいいと言つておるんです。わかりますか。アクセスマージを取ることになれば大変もめるから。全部財務報告せにやいかぬと。電電の財政がわかつてしまふと。これをやめて、赤字があるんだということにして、市内電話料金を上げてくれたら、アクセスマージ取らずに民間の人どんどんおいでくださいといふことになる。こういうことを考えておるんです、手の内はね。納得できませんが、いかがでしよう。

○政府委員(澤田茂生君) 事業法の見直しとそれから料金改定というの、これは全く関係のない私は次元の違う問題であらうといふうに考えております。したがいまして、むしろ事業法におきましては、先ほど来申し上げておりますように、事業者が競争の中で切磋琢磨して経営努力をする、そしてより利用しやすい料金に改善をしていくつてくれるだらうということを、民営化に当たつて、國民も利用者も期待をいたしているだらうといふうに思うわけでございまして、アクセスマージを取らないかわりに料金値上げということにつきましても、アクセスマージ自体についていろいろ議論があるわけでございますが、そいつたものとの代替になるというようなものでは私はなかろうかといふうに考えております。

ただ、アクセスマージ問題につきましては、この問題のアメリカにおける経緯とどうよなごともござりますし、また、NTTの市内網の維持費用、それからその不足分を新規参入者に負担をしてもらおうというのが基本にあらうかと思いますけれども、先ほども申しましたように、市内における料金の不足額ということ自体が明確でございませんので、その辺のところ踏まえた議論と

うわけあります。  
いずれにしましても、先生御指摘のよう、  
アクセスチャージ等の問題、事業者間の接続の協  
定自体につきましては、まず第一義的に当事者で  
十分話し合いをしてもららうということであろう  
と思いますし、その話し合いの中で利用者に対する  
不利益というようなものをもたらすことなく、  
また競争が阻害されることのないような、公  
正妥当な解決というものが円満に図られるようにな  
らなければなりません。私どもも見守り、また相談があれば相談にあづか  
って、早期にそういう形で円満な解決ができるよ  
うに私どもも努めてまいらなければならぬと、  
こういうふうに考えておるところをございます。  
○片山基市君 私は市内電話料金が赤字であるこ  
とは初めから知つておつて五十一年の料金値上げ  
のときに議論をしたと言つておるようだ。この十  
年間全国の収入で全国の電話を經營するから成り  
立つたわけですよ。市外電話だけで市外電話の收  
支を合わせるとすれば、余るから値下げできま  
す。それが市内電話だけでもやろうとすれば、市内  
電話初めから足らないのは電話つけたときから決  
まっていきます、大臣ね。子供じみたことを言うの  
はやめてほしいと言つておるんです。田舎の人があ  
なくてもいいんだと言うんなら、拙捉、国後、歯  
舞、色丹みたいなのは要らぬということなら、だ  
れも人はおれへんのや。要るというなら、我々の  
祖国だからちゃんと人間が住めるようにしようじ  
やないかと。今電話がなくてはどうにもならぬで  
す。一時間電話かけても二百円からぬ、安過ぎ  
るじゃないかと。それは昔から電話をつけてきた  
から、お金をみんなが出して債券買つてやつたか  
らかけられるんです。何も真藤社長が来たから一  
時間で二百円になったとの連うんです。むしろ税  
金を払うこと好きだから、税金払つて自民党や皆  
さんに喜んでもらおうと一生懸命やつたことは事  
実です。売れ売れ、駆け出せとやつておる、一生  
懸命やつておる。働くことに反対しておると違  
うんです。

そこで、そういう結論からいって、局長、料金については、やはり現状からいえば、検討して、速やかに情報化社会に見合うような形のあり方を決めなきゃならぬと思いますが、株式会社になりましたから利潤も加えなきゃならぬと思いますが、その検討をいつころまでに大体理論的にされつもりであります。この間、研究会の一部が発表しておりますようですが、そういう中で国民のコンセンサスを得てやつていいと思いますが、まず局長に聞いて、大臣の所見を聞いて終わります。

○政府委員(澤田茂生君) 新しい民営化体制の中における、競争状態の中における電気通信料金のあり方についてということで、私ども、事業法に書かれてござります料金原則というものを実現するためにはどういう考え方で対処すればいいかということにつきまして、昨年の三月に電気通信審議会の方に御検討をいたしまして答申をいただきました。さらに、それを具体的な料金として私どもが認可をする、あるいは事業体がその料金を改定する、あるいは新しい料金を設定するに当つての考え方と申しましようか、こういったことの基準になるものにつきまして再度電気通信審議会にお諮りをし、これにつきましても御答申をいただいたところでございます。

私どもそれを受けまして、これは私どもの内部処理のための基準でございますけれども、これは関係事業者にも十分理解をしていただきまして、それに基づいた料金のあり方というものを御検討し、またそういうものを設定してもらうということで今取り組んでいるところでございまして、これから料金改定あるいは新しい料金を設定するに当たりましては、私どもが審議会を lädt いただきましたそういう基準に基づいた形で料金というものを定めていくということになるわけをございます。

なったときに大分市内、私の方の別府市内の電話が自由競争にいつごろなるんだろうかと率直に私は考えました。ところがならないんですね、これは。ならないんです。独占です。そうすると、それが自由競争だというけれども、市内のこういうところというのは独占で、NTTのやはり強いシェアというものが使われておると、こういうことになりますがゆえに、市内料金がこうこうだから、遠いところの電話料金をこうこうだからといったようなことの判断は私は間違いやなからうかと思ひます。

したがつて、総合原価主義でどう対処していくのか、あるいはNTTの給料体制が妥当なものであるかどうか、経営の合理化がここまで進んでいるかというぎりぎりのところまで努力していただく、そうしなければ料金問題に転嫁する必要はないといと、こういうぐあいに基本的に考えて、今局長が言つたように、法定料金から認可料金になつたわけでござりますから、その責任者が私でございまますので、そういうところで十分な配慮をしながら料金問題には対処していきたいと、こういうぐあいに考えておるわけでございます。

○片山基市君 いろいろと言いましたけれども、私は国会審議を軽くみなして、どつかへ連れていって話をしていたくだくことで委員会でもうまく進むような考えでは困るんで、ここで発言をされたことは千金の重みを持つてやはり受けとめいく。私は、ですから言つたことはすべて皆さん方の中で言われたことを援用して、それならば一月四日とか一月二十何日とかいう真藤発言ということを言ひよるけれど、やはり下の方へいったら

う本当に脂汗を流してやつておるんです。節約をして一千億円もうけたと思うと、トンビに油揚げというか、八千億ぱっと税金などに取られて、年度末手当見ても去年よりふえたかといふてふえてない。いろいろ横並びがあるんでしよう、いろんなことあるんでしよう。労働組合としては納得しておつても、元労働組合の責任のあった者にとつては、あれだけ働いておる職場の人について報われたんだろうか、言つたら飛ばされる、本人の意に反して今度は免職できることになりましたね、株式会社になつたから。公社法のときはなりませんよ。みんなそれが恐ろしいんです。言わないんです。はいはいと聞くんです。物事は満場一致決まるんです。満場一致決まるということは御承知のように大変な圧力があるということです。私ども組合の大会へ行つてもどこへ行つても、もう上の人々の言うことを聞くけど下から言うのはおべつかだけです。これだけ節約しました、これだけようくしましたと言うことはあつても、金の要るような話をしたらその三倍をもうけよということになる。

○委員長(大森昭君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査のうち、郵政行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○長谷川信君 まず、大臣にお聞きをいたしますが、昨今、いろいろ官業、民業の議論が行われてることは御案内のとおりであります。私は、官業だからいいとか民業だから悪いとか、あるいはその逆とか、そういうことでなく、どちらがサービスがよいか、どちらがまた能率が上がつておるかということがこの官業、民業の判断の基準になればならぬと思うわけです。海外のいろんな郵政関係の事業を見ましても、官業でも廃止されているのがありますし民業でも倒れているのがありますし、また官業でも栄えているのがあるし、その反対のものもあるということで、これから特に、円が今百七十五円、年内中に百六十円くらいまでいくだらうと言われている。来年は事によると百三十円くらいまでいくかもわからないといいうような大変な議論も出ているようですが、そういう中で、特に能率、それからサービス、そこに重点を置いて物事を考えると、ということは基本でなければならぬと思うんです。

そういう意味で郵政事業を見た場合、全体的にわざか三百億足らずの金で五兆円、六兆円のこれだけの大きな事業をやっておる、まさに抜群の能率を上げているのではないか。なおサービスも、郵便局は津々浦々までありますし、とても大都市銀行の及ばないサービスを国民に与えておる。そういう意味では、郵政関係の事業は官業ではあるけれども、サービス、能率の点においてはまさに抜群の実績をおさめていると私は思うわけ

午後零時二分休憩

○片山基市君 大臣。○國務大臣(佐藤文生君) 自由競争の体制に持つていくということで民営化というのが行われているわけでありまして、そうするならば自由競争に

言いましたけれども、公正競争とは何かといふことをきちんとしないと、やはり大きいだけに弱さを持つていてるのがNTTです。上御一人は立派なことを言いよるけど、やはり下の方へいったら

以上です、終わります。

都市銀行の及ばないサービスを国民に与えておる。そういう意味では、郵政関係の事業は商業ではあるけれども、サービス、能率の点においてはまさに抜群の実績をおさめていると私は思うわけ

၁၀

それで、若干いろいろと午前中も大木先生からもお話をありましたし、片山先生からもお話をございましたが、大臣からもさつき御答弁いただきましたが、いろんな方からいろいろな議論が出ていることもざることながら、私はそういうことで物事を判断しなければならないというふうに考えておりますが、大臣の企業に対する基本的な考え方にはいかがでございますか、まずお伺いをいたしました。

形態ということをよく先輩が築き上げたものだ  
ということで、私に深い自信を与えていただきま  
した。したがって、私は先ほど言いましたとおり  
に、今の経営形態でやつていくことが、郵便を愛  
する国民の皆さん方にに対する基本的な考え方であ  
る。

す。ということでお願い申し上げておくわけであります。  
それから、貯金について大臣の御意見を承りた  
いと思いますが、これは今大臣おっしゃいました  
ように、明治以来我が日本の國がわざか百年の間  
にこれだけ大きくなつたのは、これは原因はたく  
さんござりますが、まず勤勉である、それから勤  
儉貯蓄の精神が世界各国と比べて著しく旺盛であ  
つたということが私は今日の日本の源泉だと思つ  
ております。

○政府委員（塙谷裕君）長谷川先生がおっしゃるとおり、これから金融自由化あるいは金利の自由化ということで大変動の時期を迎えてるわざいまして、いろいろな指標といいますか、面で貯金局長、現場御担当の方から一応御説明いただきたいと思います。

論というのを私も昔からよく聞いております。それがなりの理由を言うておるよう聞いておりますが、郵政大臣になつて、さらに私の知らない面を研究してみて、基本的に今の体制でやつていくことが、私が庶民の皆さん方の意思に沿う考え方であるということをまず冒頭申し上げておきます。

というのは、官営とかあるいは民営とかいう論旨の境目に、そのやつていることが硬直化しているか、そしてやつていることが赤字になつていいかどうか、赤字にならないためにどのような創意工夫が展開されているかといったような非常にフレキシブルな組織のもとにやつしていくならば、私は問題ないと思うんですね、今の郵便貯金の制度が。

そこで、御承知のとおりに預貯金を郵政省が扱つて、そうしてその支払いの方は、使い道の方は大蔵省にお預けして財投ということで公に使っていただいておるという、一本に考えた一つの金融機関であつて、形は国営であるけれども内容は税金で給料を払つておるわけではない。そういうことになるというと、長年の百年の歴史の伝統の上に明治の先輩がつくり上げたこの郵貯の仕組みといふものは国営民活銀行であろう。そうして独占にならないように内部で預け入れと、それから使いたい道といふものを二つの省でもつて分割してやつてあるということ。それから、市中銀行との競争状態、こういうことを考えていくというと、今の

五百四十五億五百万ドル、約百兆円の残高がある、そして六万六千人の郵貯の関係の職員が頑張っております。そして、イギリスのバークレイズ銀行というのが七百三十四億四千六百万ドルの残高があって、十二万五千九百人の方がこれに従事をしているということを考えたときに、日本の郵貯というものは最も世界一の効率的な運営をしているすばらしい制度である、こういうふうに評価しておるわけで。

そこで、私はこれを見ましても自信を持ちまして、世界のベストテンの中に郵貯がトップ、アメリカが二つの金融機関、日本が第一勵銀、富士、住友、三菱というふうに四つの金融機関がベストテンの中に入つておるというこのデータを見たときに、私は郵貯というものが市中の金融機関と相競合しながら世界のベストテンの中に入つておるというこの姿というものは誇るべき姿である、こういうふうに私は考えまして、先生のお答えとしては今の体制を維持していく、こういうふうに考えております。

○長谷川信吾　今の御答弁、私ども全く同感でございますが、なお日本国内における官業の中で、まれに見ると言つては詰解があるかもわかりませんが、今大臣御答弁のように、非常に能率がよくて、サービスがよくて、まさに今世界の十指の中に入る、こういう官業体制というものは当然堅持しなければならないし、なお一層このサービスの拡大とそれから能率の増進に励んでいただきたい

したがって、いろんな批判もございますし、いろいろな国からのお見もあるようでありますけれども、この勤儉貯蓄の精神というものをいさかかもたゆめるようなことが行政の中では私にはあってはならぬと思う。それは変なゆがんだものでそういうことがあればこれは別でござりますが、純粹な意味で勤儉貯蓄の精神を日本から引いたら、本当に日本の国などは資源もないし土地もないし頭数だけってそれほど多くないんだし、それが今日の日本を築いたのはまさに勤儉貯蓄と勤勉性のしからしむるところで、それをたゆめるようなことはいささかもあつてはならない。

そういう意味で特に金利の自由化がもう既に実施をされております。これからそれが小口金融へのございますが、これでそういういろいろ金融情勢の変化に伴って郵便貯金の今までの実績とか今までのずっと経過といふのは、今私がお聞きしたところ、また大臣の御答弁のとおり、まさに抜群の成績を上げているわけでございますが、これから金利の自由化、サービスの向上、自由競争ということになりましたら、今までの郵便貯金は若干やはりそういう体制に即応した対応をせざるを得ないというような感じもしないわけありません。

そういう意味で、貯金局長、これからそういう金利の自由化も含めて、あるいは金融の自由化も含めて郵便貯金全体のこれからの方針というものやつぱりいろいろ研究する必要がある。このま

特徴が挙げられると思いますけれども、その主なものといたしまして、やはり金融の国際化ということ。金利一つあるいは金利だけではなくて金を動かす要因として国際的な為替相場の変動でありますとか、あるいは国相互間の貿易の問題とか、いろいろその多様な国際的条件が絡んでいらっしゃること。それから、金融が御承知のとおりかつての手作業、そろばん時代からエレクトロニクス化しております非常にコンピューター技術というものが発達してきているということ。それから、国債が大量発行されまして、それが出回っていると、そういう市場で国債が大量に発行され取引されるということから実態として市場の何といいますか、価格メカニズムによって金利が決つてくるという、そういういた状況が出現していくわけでございまして、規制金利の法的な仕組みはもつと進んで実態が進行しているということ言えると思います。

それやこれやで金融自由化がこれからも急速進展してくるということになりますて、その中の預貯金金利の自由化ということ、これももは時代の趨勢でありまして、預貯金金利の自由化いうことにつきましては、大口の預金につきまして順次金利自由化が進展しておりますて、これ小口預貯金の面にまで及んでくるということ、これが大口に引き続いて逐次実施されていくことなるだらうという見通しでございます。

そうした状況の中で、私ども郵便貯金事業は

四

利自由化に積極的にかつ的確に対応していかなければならぬと思つております。積極的にと申しますのは、なるべく早期に大口に引き続いて小口の自由化ということを実現したいし、的確にということは、現実に即応していろいろ、これはお金の問題でございますので、信用経済の仕組みでありますとか、あるいは民間金融機関も含めてそういう金融機関の經營状況というものを十分に配意した上で預金者の信用を得たままで継続していくべきで預金者のかいどいうこともあります。そういう現実即応ということも考えなければならないと思うわけでございます。

いずれにしましても、金利自由化ということ、これは完璧にといいますか完全な自由化として

は、それぞれの金融機関が自主的にその都度市場

の金利の動向でありますとか自分の金融機関とし

ての経営状況などを勘案して自由に金利を決定す

るというが一つの現出し得る状態として考えら

れるんでありますけれども、それに至る過渡的な

措置として市場金利連動型預金、いわゆるMMCと呼ばれるようなもの、これも現在大口については実現を見ているわけでありますけれども、小口

の市場金利連動型貯金というものの創設も考えて

いかなきやいかぬというふうに思つております。

こういった形で預金面、お客様に商品を提供

してお客様からお金を預かるという、そういう預

金面で市場実勢を反映した自由化商品を提供する

といふことも大事でありますけれども、それは同

時に預かれたお金をどう運用していくか、資金運

用面にやはり同じ市場実勢を反映した仕組みとい

うものを考へる必要があると思うわけでございま

す。言いがえますれば、市場金利で資金運用をし

ないと、そういう形で資金運用の実を上げないと

預金者に支払う利子という形でそれを還元する元

が取れないということになるわけでございまし

て、入りの面と出の面の自由化といふことは表裏

一体の関係にあるといふふうに考へておられる

が取れます。私ども、そうした形で資金運用面に

市場の実勢が反映される仕組みをいたしました市

場金利による資金運用制度を創設したい、現在の

全額資金運用部預託、財投運用ということではな

くて、郵便貯金が主体的になってそのときどきの

市場金利を反映した資金運用制度を考えたい。具

体的には郵便貯金による国債の引き受けとい

うようなことも考えたいということで、予算編成

の時期などには関係の向きと鋭意折衝していきた

いというふうに考へておられる次第でござります。

○長谷川信君 いろいろ御説明聞いたわけでござ

りますが、金利の自由化がもうどんどん進んでい

ることはこれは間違いないですね。今、個人貯金

が四百兆円あるといふんですね。そのうちの百兆

円が郵便貯金ということになるわけで、したがつて

この郵便貯金の占めるシニアというのは非常に

広くかつ大きなものがあるわけでござりますが、

國民が百兆円の金を郵政省というか郵便局に預け

ているわけですから、今の金利の自由化といふこ

とを前提にしてこれからそれがどうなるのかとい

う若干の心配もあると思うんですよ、預けて

いる人は、だから、今あなたがおっしゃったよう

なことを何かわかりやすいような説明文とかある

いはパンフレットとか何かをつくって、今すぐじ

ておきませんが、今までほん

て話をしたら、公債発行しても買える手がありま

せんと言つておりますね。なぜ買える手がないの

かと言つたら、やっぱり民間預金がそれは最近は

上がっているようになりますが、今日本ではほとん

ど日本とはもう段違ひのほど下がっておる。した

がって、公債も売れないし物価も上がつておるの

で、ああ、日本はうらやましいな、今私のところ

はどうにもならぬから金貸してくださいよとい

うふなことを話をしておりますが、まあ日本の

今状態というのはまさに私は大変好ましい状態

であると思うんですね。そういう中でこのマル優

制度を一時廃止をするということが果たしてそ

の勤儉貯蓄の精神をゆめるというところまでい

かないかもわかりませんが、若干ブレークをかけ

るような感じがしないわけでもない。そういう意

味で、この非課税貯蓄問題について大臣の御見解

をお聞きいたしておきたいと思います。

○國務大臣(佐藤文生君) マル優廃止論が、やは

り税制問題を語る過程において必ず政府・税調に

おいても私の方の税の税調においても実はその都

度出るわけでございます。また、それが議題にの

つております。これをどうするかということ、そ

はもう大変なものがあるわけでございますが、そ

の中でマル優をやめたらどうかと考えたときに、やはり私どもは郵

便貯金の立場に立つてこれを判断す

はまあこもごも出していることは私どもも承知をい

たしておりますが、さつき申し上げましたよう

に、日本の財政金融あるいは明治以来のずっと流

れるようなことも考へたいということで、予算編成

の時期などには関係の向きと鋭意折衝していきた

いというふうに考へておられる次第でござります。

○長谷川信君 いろいろ御説明聞いたわけでござ

りますが、金利の自由化がもうどんどん進んでい

ることはこれは間違いないですね。今、個人貯金

が四百兆円あるといふんですね。そのうちの百兆

円が郵便貯金ということになるわけで、したがつて

この郵便貯金の占めるシニアというのは非常に

広くかつ大きなものがあるわけでござりますが、

これが百兆円の金を郵政省というか郵便局に預け

ているわけですから、今の金利の自由化といふこ

とを前提にしてこれからそれがどうなるのかとい

う若干の心配もあると思うんですよ、預けて

いる人は、だから、今あなたがおっしゃったよう

なことを何かわかりやすいような説明文とかある

いはパンフレットとか何かをつくって、今すぐじ

ておきませんが、今までほん

て話をしたら、公債発行しても買える手がありま

せんと言つておりますね。なぜ買える手がないの

かと言つたら、やっぱり民間預金がそれは最近は

上がっているようになりますが、今日本ではほとん

ど日本とはもう段違ひのほど下がつておる。した

がって、公債も売れないし物価も上がつておるの

で、ああ、日本はうらやましいな、今私のところ

はどうにもならぬから金貸してくださいよとい

うふなことを話をしておりますが、まあ日本の

今状態というのはまさに私は大変好ましい状態

であると思うんですね。そういう中でこのマル優

制度を一時廃止をするということが果たしてそ

の勤儉貯蓄の精神をゆめるというところまでい

かないかもわかりませんが、若干ブレークをかけ

るような感じがしないわけでもない。そういう意

味で、この非課税貯蓄問題について大臣の御見解

をお聞きいたしておきたいと思います。

○國務大臣(佐藤文生君) マル優廃止論が、やは

り税制問題を語る過程において必ず政府・税調に

おいても私の方の税の税調においても実はその都

度出るわけでございます。また、それが議題にの

つております。これをどうするかということ、そ

の論旨の分かれ目と、非常に重要なポイントは一

体何だろうかと考えたときに、やはり私どもは郵

便貯蓄の立場に立つてこれを判断す

るうものが金融機関に集中されて、農協の預金にお

いても、あるいは民間の市中銀行においても、あ

るいは郵便においても非常に高い水準で日本の個

人貯蓄というものが国際的に高いランクであるわ

けでございます。そこで、マル優があるから民間

の市中銀行も国際的ランクでベストテンの中に四

機関入っているとか、あるいは百のランクの中で

日本は二十七機関入っている。それからアメ

リカの金融機関は二機関入っている。それから百

のランクの中では、アメリカでは十四機関が入っ

ています。そう報道されているんです。

そうしてみると、国際的に郵便も民間の金融機

関も農協も挙げて高い水準に国際的に入っている

ということは、国民の貯蓄心だらうと思うんで

す。マル優があるからだらうよなことばかりで

なくして、国民の貯蓄心に支えられておると。

それで特に郵便は、御承知のとおりに、先般、

これは私が聞いた話ですけれども、アメリカのコ

ロニア大学のパシンという教授が一ヶ月ほど

前に来たときに、日本にすばらしい組織があつて

近代日本をつくり上げていると。それはどんな田

舎に行つても小学校の分校がある、それからどん

な田舎に行つても駐在所がある、どんな田舎に行

つても郵便局がある、これが近代日本を支えてい

る大きなすばらしい組織だと。その郵便局が非採

算地域でも金融のサービスをしておるという明治

の先輩から残されたこの三つの大きな組織とい

うものは、それぞれ教育に治安に、あるいは金融面

に財政面に大変な貢献をして、特に郵便は国営と

いいながら民営である。こういう姿といふものは

いふうと思っても学ぶことができない。それを根

本的にメスを入れようということは余り視野が狭

いんじやなからうかというのがマル優廢止論に對する私の考え方でございまして、税調あたりに出まして私はこのような考え方を述べながら今の論旨を展開していくかと思います。

ただ、百兆という大きな力になつてきましたので、その運用面が、入ってくるお金と、それから使う場合に今度は半分残しているとか、四〇%しか使わないとかいうのが元凶になつてきたわけでございますので、この運用面について将来改革をしていく必要があろうということだけは言えると思います。したがって、将来大蔵当局と十分に連絡をとりながらその運用面について検討を加えていく必要があるうと、こういうふうに思つて、る次第でございます。

○長谷川信君 非常に的確な、なおまた私ども大臣の御答弁非常によく理解できるわけであります。今までの歴代郵政大臣の中で一番いい答弁をいただいたと思います。これからも御期待を申し上げます。

タお、續きてこさしすますか。手金の祭「てう」  
ツクをするということに今なつてますね、特に三  
百万とか五百万とか持つていくと。これはもう決  
まつたことでもありますし、いろいろ意見がある  
ようでございますが、私はいつか郵政政務次官し  
ているときにスイスに視察に行きました、それで  
スイス銀行のたしか副頭取でしたかな、出てきて  
いろいろ議論をしたことがあるんですよ。  
そのときに私はその副頭取に聞いたんです。あ  
なたの銀行は随分世界各國から金が集まつてゐる  
が、その原因は何ですかといつて聞いた。日本よ  
りもむしろスイスの方が集まつてゐるが、そういう  
う失礼なことは申し上げなかつたけれども、さし

すかと言つたら、金利はそれほど重要な要件ではありますんと言つておりましたな。あとまあ種類が多いとか引き出しが簡単だとか、あるいは声紋でもつて引き出しができるとか、いろんな説明をしてましたが、それはまあ五つも六つもございましたが、まず第一は秘密性だと言つたんです。昨今、時金をするときに、例えば三百万なり四五百万なり郵便局の窓口へ持っていくと、ちょっと多いようがあなたは何でどうのこうのと、名前はどうだとか生年月日はどうだとか聞くことになつてますが、これは必ずしも悪いとは申し上げませんが、例えば私の家内が結婚してからもう四十年ですよ、だから毎月に一万円ずつ、ごまかしているわけじゃないけれどもへそくたとしてもまあ三百万か四百万ぐらいになつてゐるわけです。だから、そういうものまで名前は何だとか年が幾つかだと今まで聞かれば私は必ずしもいい印象を与えないと思ひますね、秘密性が保持されなくなる。

悪い意味じやありませんよ。どこへ一番行きたがるといったら、まず財布の中。二番目はどこへ行きたがるかといつたら、たんすの中。その次はどうかといつたら金庫の中。それから天井裏だとか押し入れの中とか、いろいろ言つていましたが、暗いところ暗いところと、それは秘密性をやつぱり保ちたいからという一つの庶民の表現であると思うんです。そういう意味で私は、むしろ本当に悪い金があつたら、これは三十万、五十万の金は別として、何百万、何千万の悪い金があつたら、それは窓口へ来る前に国税庁がチェックすべきだ、むしろ、もつと悪い金があつたらそれは警察庁がチェックすべきだ。郵便局の窓口や小さな金融機関の窓口で一々名前がどうだの、年が幾つだの、あなたは思ったより老けているとか、何だかなんだ言つてやつても、それは決して私はいい感情を与えないと思う。

これから特に円高になりまして、私ども経済のことは詳しくございませんけれども、百五、六十年くらいまでもし上がつたらやっぱり不況の暴風雨が吹くと思うんですよ。輸出が激減すると思いますね。それは買う物は安いかもしねれども、輸出は減ることは間違いない。そうなると預金も、これはもういろんな努力をしてやっぱり蓄積をしなきゃならない。そういう事態になつているときに、この非課税の問題あるいは機密性といふものを、預つておる郵便局なら郵便局、郵政省なら郵政省、あるいは金融機関等々も含めて、そんなにあからさまに百万、二百万の預金まで名前を言えとか、そういうことが果たしていいのか悪いのか。本当に悪い金だったら、それは国税庁と警察庁がチェックすべきですよ、それは商売人だからね。郵便局の女の子が悪い金だかいい金だか判断なんかできるわけはないですよ。

そういう意味で、定かな御答弁がいただけるかどうかわかりませんが、感想として大臣からますお伺い申し上げたいと思います。

○政府委員(塙谷穂君) 今、長谷川先生お尋ねの件の一つといたしまして、ことしの一月一日から

郵便局の窓口でやつております本人確認の手続の問題もありますので、その点に関連しまして、とりあえず私の方から先に答えさせていただきます。

郵便局金 これは現在三百万円までお預りできることになっておりまして、これは全部非課税ということになつておられます。民間も幾らでもお預りいただけるわけでございますけれども、三百万円まで利子非課税、マル優制度というのをとつてるのは御承知だと思います。

残念ながら、この制度を一部悪用される向きがありまして、せっかくのそういう少額貯蓄について利子非課税という優遇措置をとっているのが一部悪用されて、匿名あるいは他人名義で、実在しない架空名義でありますとか他人名義を使って預金をする。こういうように悪用されるのは制度の本旨にかなわないということで、きちんと本人であることの証明をしていただいて貯金を預かるということになつたわけでございます。

自分のお金預けるのに何でそういう証明をしなきやいかぬのかという、いろいろ手続の煩わしさに関連して利用される向きからそういうた話を聞かないこともない、私どももいろいろ承っているわけでござりますけれども、そこはやはり制度がそういうことである以上はちゃんとルールにかなつた手続で御利用いただくよりしようがないではないか。そのかわり、そういった利用された人たちの利子はこれはきちんと非課税の扱いをしていく。また、そういう扱いをしてあるからこそ、なおさらそれに追い打ちをかけるようにこういう少額貯蓄について非課税の制度を撤廃して税金をかけるというのは、預金者のいわばこういった制度についての信頼感を損うことにもなるんじゃないかということで、二重の意味で非課税貯蓄の廃止ということについては、私ども反対したわけでございます。



とで、これは局長さん、あなたやっぱり注意しながらだめですよ。最初勧誘するときには一生懸命勧誘したけれども、一遍入ってしもうたら毎月毎月取りに来るだけは取りに来て、限度額が上がったという国会のそういうような措置が全然知らされてなかつた。私自身もそれを知らなかつたといふことが実は恥ずかしながらありますけれども、勧説員にとつてはそういう親切心をやらないと民間の機関の方が親切ですよと、こういうことだけは注意した次第でございます。

し上げますが、国際放送について主として大臣あるいは御担当からお願ひ申し上げたいと思います。

日本は三億八千六百二十万一千九百四十一億円の案内のとおりであります。この規模がアメリカのV.O.A.、それからもう一つラジオリバティーですか、日本の予算が四十八億ですね。ボイス・オブ・アメリカが三百四十四億、それからラジオバティー、これはアメリカであります。これが二百三十六億、合わせて約六百億近いですね。五百何十億ですか。それからイギリスのBBCが日本円で二万三十八億、フランスの何かやひとつ古い名前であります。これが七十七億、これはちよつと少ない。それでも日本の約倍ですね。日本の国は経済がこれだけ、まさに世界を席巻するくらいの経済大国になって、いい面もありますが、いろいろ御注意も各國からいただいておる。そういう中で日本の本当の姿というものの、日本の考えておるこというか、いろんなことをやつぱり世界各国に届けなければならぬと思うんですね。それが今これだけ大国になつてアメリカの約十分の一点儿。BBCが二百三十八億の日本が四十八億でありますから五分の一点儿。この状態というものは決して私は好ましい形ではないね。だからもうこの何やかにやつているのかと

いって文句は言つてみたけれども、本当にまじめでそうに言つっていましたよ。それがすべてではございませんが、事ほどさよう日本との認識といふものはまさに津々浦々まで出ておらない。そういう中でこの国際放送、BBC、アメリカの十分の一あるいは五分の一では、これは日本の今のこの経済大国の日本として、しかもいろいろ世界から小言もいただいておるので、日本としての主張もある、また御理解いただかなければならぬ点もある、また率直に弁解しなきやならぬ点もあるかもわからない。そういう面はやっぱり私はよそよりも多くやるべき必要はありませんが、せめてイギリス並みに——イギリスだって日本から見れば経済はうんと低いですよ。それでも日本が四十八億でイギリスが二百三十八億、BBCがやっておるんですから、NHKが今とところ担当してやっておりますが、前に申し上げたら少し予算を上げおりましたけれども、総理も私が予算委員会で申し上げたらそれはそのとおりだからといううで若干上げられたことは、私も記憶いたしております。上げたつてまあちょびつとくらいだ。そんな目の覚めるようなことではないと思いますね。これは郵政大臣から、少なくともイギリスあるいは下がつても今フランス程度まで日本の今の認識というものを世界にやっぱりいい意味で広めていただきなきやならぬ。それと日本の文化の紹介その他いろいろの面からいってもそういうことが私は不可欠だと思います。そういうことも何にも努めないで、悪口を言うのが悪いといってもそれは通らないことではないかというように考えておりますが、きょう御担当は来ていらっしゃいますか、どうですか。——来ている。じや御担当、大臣から御答弁をお願い申し上げたいと思います。

○政府委員(森鷗外一君) それでは国際放送の現状につきまして簡単に、既に大分御承知とは思いますが、私どもいたしましても努力しておるということの一端の御説明を申し上げますと、日本の国際放送が海外においてよく聞こえない、こう

いうことが一番問題ではないかと思いまして、まず国内の八俣にございます短波の送信所、この增强、これを四ヵ年計画で五十九年度から進めております。これは六十二年度に完成いたす予定でございまして、これが完成いたしますと、日本から届く範囲では非常に受信が改善されると思いますが、非常に遠いところ、アメリカ、それから……

○長谷川信君 済みませんが、時間がないものだから、できるだけ短くしてください。

○政府委員(森島展一君) はい。そういうことで、海外の中継についてこれから非常に努力をいたさなければならぬと思いまして、これにつきましても、政府予算というものが非常に限られた状況で先生方の御支援を得ながら精いっぱい努力しておりますところでございます。

○国務大臣(佐藤文生君) 國際放送については、先生の言われたとおりに極めて少ない予算で、これだけの日本が海外に向けて電波の発信基地になつていい、受信だけは世界一でござりますけれども、情報は入るけれども、日本から情報を、世界各国に向かつての発信の能力というものが非常に低いというので、これは非常に短い期間になるかもしれませんけれども、先生方の御理解を得まして、この國際放送の拡充だけは何とか在任中にやりたいものだな、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○長谷川信君 これは大臣から格段のひとつ御努力をお願いしかつ御要望申し上げておきます。

次に、民間放送のことでございますが、昨今いじめの問題だと青少年のいろいろな事件、問題が盛んに出ておりますが、これは原因がマスコミにもいろいろあると思うので、雑誌社なんかに聞くことになり、また最近の変な映画も悪いんだ、みんなそれぞれ理屈をこねて言つているようになりますが、私は、やはりそれは週刊誌も悪いし映画も

も悪いが、あれはしかし金を出さなければ見れませんね。私も昔ははやったから見たことあるけれども、最近は余り見たことないんであります。が、少なくとも千円くらい金を出さないと映画館へ入らない。あるいは週刊誌だって少なくとも二百円かちょっと払わない読めない。テレビは茶の間へ飛び込んでくるんですよ。もう毎日朝から晩まで、しかも二時、三時まで飛び込んでくる。だから私はテレビの影響力というのは大変な影響力があると思う。

この間、自民党の政調でもつてその問題議論されまして、これはやっぱり少し番組の向上をやるべきだと、茶の間へ飛び込む少なくとも最低の基準としては、家族がこたつに入つてみんなで見られる程度のところに標準を置いてやっていただきないと。それでテレビの関係者に聞いたら、低俗番組、悪い番組ほど視聴率が高いんだそうですね。逆に、いい番組ほど視聴率が下がるんじゃないよ。これは私の話でなくて専門家の話です。そういうことでございますので、テレビ番組の向上ということを、これは幾ら学校の先生が一時間も二時間も机をはたいていい子になれいい子になれと言つても、家へ帰つて夜一時か二時ごろ親を殴つたりおじいちゃんをはいたいたようなテレビを見れば一遍で吹っ飛んでしまいますよ。先生の話よりテレビの方がまた影響力が強いもの。だから、これは民間放送、主として民間放送だと思いますが、民間放送の番組の向上というものを郵政省に私はやつていただきたいと思います。

我が党政調でも、それは今度五、六月ごろから真剣に取り組もうということで対応策を今決めておりますが、これは党のサイドは党のサイドとして、担当は郵政省なんだから、これはやっぱり日本の将来を担うところの青少年の教育といふことになれば、テレビ会社の採算が少しぐらい悪くなつてもやらなきゃならない。もしどうしても低俗番組を放送しなければ経営が成り立たないようなテレビ会社は少しお休みいただいてもいくらくらいに私は思つておりますよ。この間ある婦人会で

も話したら、みんなそれはぜひやつてくれと言つて手を握つて言つていましたよ。だから、いろんな面もあるかとは思いますが、大臣からこれらの点もさつきの国際放送と同じように大臣の御在任中に、何とかみんな団らんして親子で見れる程度のところに基準を置いたテレビ番組というものを放送していただきたいということは、これは本当に世の中の母親あるいは家庭の願いですよ。大臣、ひとつお聞き取りをいただきたいというふうに考えております。

○國務大臣(佐藤文生君) これは一月の話ですけれども、私の友人のアメリカ人が、大変な親日家

でございますけれども、十年ぶりに日本に来まして、日本のテレビをホテルで見て次のように感じたと。それは、十年前は日本のテレビを見ておる

というと日本の男性は皆きりつとしておつた。ところが最近、今度来て見たら日本の男性が皆れつとしている。それから、女性が十年前のときに

は本当に日本の女性として物すごく魅力があつた

が、今度来て見たら、何かきやんきやんするような姿が見られたという十年間の変化を私にサセスチョンとしていただきました。

それから今月に入つて、ワシントン行つてお

った日本の新聞記者ですが、三年ぶりに帰つてきました。そして日本のテレビを久しぶりに家庭で

見て次のように感じたと。二つを言つていまし

た。一つは、三年間の間に風俗に提供するような裸の場面が非常に少なくなってきた。三年前は、アメリカに行くときには見られなかつた。それから二番目は、六時から七時かけて、夕方でござりますが、十一時半から十二時にかけての民放のニュースの解説が極めてわかりやすく、政治、経済、文化について話すことが日本の国民に大変い影響を与えているんじやなからうか、こういう印象を受けたというのが三年ぶりに帰つてきた友人の新聞記者の言葉でした。

したがつて、放送の自由、言論の自由というものは守らなくちやならない、これはもう鉄則でございます。その中でもそういう面が、毎日

見ておる私どもにはなかなかわかりませんけれど

も、久しぶりに見る日本のテレビがだんだんと立派な内容になりつあるということには喜びを感じました。したがつて、今後番組審議会なり、あ

るいは民放、N H Kを通じまして報道基準とい

ますか、それを自主的につくつておられるわけでござりますから、その内容というものはすばらしいものでございます。そういうことをひとつ守つて番組審議会が、これは法で決められていること

ですから、単なるお茶飲みの場所にならないで、本当に真剣に働くような機能をやってもらいたい

い、こういうようなことをお願いをするというこ

とで、よりよい電波になっていくよう努めています。

○畠谷川信君 なお一層のひとつまた御努力をお

頼い申し上げたいと思います。

最後に、これからスマスマ時代に入りますので、今特定局の建物というのは大体現在の郵政事業をやる若干のスペースがあるわけございまますが、これからの新しいスマスマ時代に入りますが、何かいろいろな規則があるようですね。特定局の各位からも、これからそういうスマスマ時代になるので、特定局の建物の設計の郵政省で何かいろいろな規則があるようありますが、そういう時代に即応したような形のものにこれからも確保し、しかも附帯的サービスにおいては新しいメディアに対応した形の技術の開発も含め最悪いかなるあらゆる条件を想定しても六十四年度までは一切市内料金もいじらないような形の中でやつていけると。十分ある程度の利益性も確保し、しかも附帯的サービスにおいては新

しいメデイアに対応した形の技術の開発も含め

やつていけると、ある程度の根拠を得てこの法案の御審議を願うということになったわけ

でございます。

こういう奥田郵政大臣の御答弁があつたわけでありますけれども、昨今の真藤社長の御答弁とはちょっと違うんじゃないか、こういうことになるわけでありますけれども、大臣、これはこの真藤社長の発言を否定すると、こういうことでよろしいわけですか。

○國務大臣(佐藤文生君) 真藤社長が前国会においてもそういうことを言つておるし、また奥田前大臣も安易な値上げはさせないと、いうことも言っておりますので、真藤社長の考え方も現在もそれ

あります。

○政府委員(高橋幸男君) 特定郵便局舎につきま

しては、昭和二十九年に一応の基準をつくりま

して、その後数次にわたりまして改定をいたしてお

ります。

ただいま御指摘のように、私どもこの特定郵便

局の特に窓口ロビーに関しましてその面積につい

て十分であるかどうか非常に疑問を持つてお

ります。

</

ます。この会社は、主として私どもの研究所が開発いたしております超LSI関係の試作をやつていくと、いろいろなことを目的としてつくつておられます会社でございます。

○服部信吾君 この会社はいつも設立したんだですか。それから、資本金はどのくらいなのか、それから従業員数、それから社長ですね、もう少し詳しくお伺いしたいんですけれども。

○参考人(山口開生君) 設立のはつきりした日ちはちょっと今覚えておりませんが、役員といったしましては社長に豊田博夫、これはもと私どもの研究開発の本部長をやつておった男でございますが、そのほか専務取締役に渡辺誠、これももと私どもの超LSI関係の研究所にいた者でございまして、そういう私どものもとNTTに社員としていた者が幹部になっております。それで、全体の職員でございますが、現在百三十名程度でございまして、そのうちNTTの出身者が四十四名ばかりおります。

○服部信吾君 大体いつごろなんですかこれ、大体で結構ですから。

○参考人(山口開生君) 失礼いたしました。

昭和五十七年の六月十五日に設立しておるわけでございます。

○服部信吾君 郵政省ね、このSDIの今回の第三次調査団に派遣した会社名というのはどのくらいになりますか。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもの方で直接承知をいたしておりますのは、今先生の御指摘になりましたNTTエレクトロニクスティクノロジーという会社でございます。

○服部信吾君 その他参加の会社名はどんなところ。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもで今のところ承知をしている範囲でございますれば、石川島播磨重工、それから沖電気、川崎重工、神戸製鋼等、何社になりますか、住友重機工業、住友電気、ソニー、ダイキン、東芝、東レ等々二十社と、いうふうに承知をいたしております。

○服部信吾君 このSDIについていろいろな側面がありますし、大変国会で議論もされているところでありますけれども、NTTとしてはこのSDIの研究に参加するということは、SDIについてはどのようにお考えですか。

○参考人(山口開生君) SDIそのものが戦略的な研究だといふふうに大まかに承知しておるわけでございますが、したがいまして、私どもは国防的な技術、あるいは戦略的な技術という研究開発をいたしておりませんので、直接にNTTがこういった調査に参加する意向はございません。

ただ、今回の調査の内容、これは新聞でございますけれども存じておりますのは、関連技術といふたしまして、例えは半導体の技術とか光ファイバ一技術とか、あるいは通信衛星技術とか、マイクロ波、ミリ波といったような私どもが研究開発をやっております通信の技術と非常に関連の深い技術であると思つております。少くともそれが技術開発の関心につきましては私ども大変に興味といいますか関心を持っておりまして、少なくともそれをた意味でこの会社が参加することはそれなりの意味があるというふうに存じております。

○服部信吾君 郵政大臣としては、このSDIについてのお考えはどのようになりますか。

○國務大臣(佐藤文生君) SDIは非核の防御手段であり、究極的に核兵器を絶滅していくというものであると、こう心得ております。したがつて、今の御質問の趣旨について、郵政省関連の企業が研究参加する場合においては適切なる指導をしていきたいと、こういうぐあいに思つております。

○服部信吾君 郵政省ね、このSDIの今回の第三次調査団に派遣した会社名というのを聞いていますか。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもの方で直接承知をいたしておりますのは、今先生の御指摘になりましたNTTエレクトロニクスティクノロジーという会社でございます。

○服部信吾君 その他の会社名はどんなところ。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもで今のところ承知をしている範囲でございますれば、石川島播磨重工、それから沖電気、川崎重工、神戸製鋼等、何社になりますか、住友重機工業、住友電気、ソニー、ダイキン、東芝、東レ等々二十社と、いうふうに承知をいたしております。

ただ、今政府部内ではその参加問題については慎重に検討中でございます。

○服部信吾君 例えは今どのような会社が参加しているかと、こういうことで二十一社出てきたわけありますけれども、まあここに出てている会社でありますところが参加することはそれなりに意味がある、こういうふうに存じております。

○服部信吾君 私、今ちょっと答弁でひつかかるけれども私は實的には行つている人は相当高度な技術を持つ人が行つておると思っておりますので、今回の調査は官民合同で、その調査内容も私もよくは存じませんけれども、今まで、この調査は官民合同で、その調査内容も私もよくは存じませんけれども、今度の調査ですぐ決まるではなくて、調査の結果、政府がいろいろ御判断になつて、その後どうするかということがお決めになるというふうに聞いておりますので、そういうふうに存じております。

○服部信吾君 私、今ちょっと答弁でひつかかるのは、やっぱりNTT自体が参加することにはちゃんといろいろな問題がある、しかし、関連会社ならばいいんじやないか、こういうところがやっぱ

ぐらいで、大変のことから見れば見劣りのすると言つちや——しかし、NTTというのは大変な社員でありますけれども、その50%出資の小会社と、こうなりますと、やっぱりちょっと見劣りがするんじゃない。本来ならばこれNTTが参加するなんだけれども、ちょっとと今これだけの国会内でも問題になつておりますし、また、アメリカにおいても半々というようなことですから、元国防長官のマクナマラさんあたりは、こんなのはおかしいと、こんな研究はできないと、反対と、こういった結論も出てくるんじやないか。ある面から言えば、このSDIに参加しないと技術的におくれちゃうんじゃないかといふふうな、乗りおくれと、この問題について余り今の時点では深入りすら、この問題はこれから研究をしていろなことは言えませんけれども、これだけ議論のあるところですので、ひとつ慎重にやつていただきたい。

郵政大臣、この問題についてもう一度郵政省のお考えをお伺いしてこの質問は終わります。

○國務大臣(佐藤文生君) NTTからの連絡で、この会社はLSIの設計等を行なう会社であつて、先端技術分野を扱う企業として発展をさせていたい、こういう報告を受けております。したがつて、それだけの能力を持つ企業として、もしも調査團に加わるならば加わりたい、こういうような報告をNTTから受けておりますので、現在政府部内で参加問題については検討中でございますので、その方向がどうなるかわかりませんけれども、その結論が出た時点においてNTTの方からいろいろ指導、助言を頼む、こういうぐあいに郵政省に言つておりますので、適切なる指導をしていきたい、こう思つております。

○服部信吾君 次に、日米の電気通信摩擦、こういうことで若干お伺いしたいんですけども、日本外務大臣とシユルツ国務長官との間でMOS協議、分野別討議、こういうことで一応決着はついて一時鎮静化したといふふうな面もあるわけありますけれども、まあこれなかなかいろいろな問題いつ噴き出すかということになるうかと思います。

そういうことで、外務省にきょうはこの討議の内容について御説明していただきたいと思いま

○説明員(木村崇之君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、MOSS協議につきましては、一月の日米外相会議の際の共同報告としてその成果が発表されたわけでございますが、その

中でMOSS協議の成果として重要な進展が達成されたということについて合意が述べられておりますし、また過去、それまでの一年間のMOSSの成果への注目を呼びかけ、また両国の民間セクターが市場アクセス改善を最大限に活用するといふことの期待が表明されております。

御質問の個別の分野につきましては、簡単に申し上げますと、電気通信の分野におきましては電気通信端末機器・無線通信機器技術基準の削減、メーカー作成データの受け入れを初めとする端末機器・無線通信機器認証手続の簡素化及び透明化の確保、それから、外国企業による電気通信サービス・無線通信サービス提供の機会拡大等が内容でございます。

また、医薬品、医療機器の関係では、医薬品等の承認審査に当たつての外国臨床データの受け入れ、また承認審査過程の透明性の確保、さらに診療報酬設定における透明性の確保などが内容でございます。

また、エレクトロニクスの分野におきましては半導体チップ保護法の制定、コンピューターソフトウエア保護のための著作権法の改正、並びにコンピューター関連品目の関税撤廃、特許手続の迅速化などが内容でございます。さらに第四の分野、林産物につきましては、木材製品及び紙製品に関する関税の引き下げ、日本における木材利用の増大を促進するためのモデルハウスの建造、さらには構造用パネル製品についての製品規格作成作業などが行われました。

簡単に申しますと、これが四分野のMOSSの内容でございました。

○服部信吾君 外務省結構です。

今いろいろMOSS協議の結果を述べていただきました。木材、医療、エレクトロニクスと、いろいろあるわけありますけれども、これらがあ

れについては関税の引き下げとかそういうようなものが主になつておりますけれども、

「理事官山本基市君退席、委員長着席」

特に電気通信分野においてはちょっと他分野とは摩擦のあり方が違つてゐるのじゃないか。非常に専門的な制度の取り扱い、こういうようなものが焦点になつてゐるような気がしますけれども、郵政大臣、このMOSS協議における電気通信分野における結果についてはどのように考えておられますか。

○政府委員(澤田茂生君) この一年間にわたりま

してMOSS協議の電気通信分野の協議を重ねてきたわけでございます。前半におきましては電気通信端末、それから電気通信サービスに関する諸問題、いろいろ討議をしてまいりました。後半におきましては無線機器の関係について協議を行つてしまつたわけでございます。そして、今外務省の方から御答弁をさいましたように、この一月で最終的な結論を得たわけでございまして、この安

倍・ショルツのMOSS協議の最終的取りまとめ報告の中におきましても、電気通信分野につきましては、世界に開かれた透明な公平な市場になるということは評価できることだというふうに考えているところでございます。

また、エレクトロニクスの分野におきましては報告書等に諮問を行うといふことにつきまして現在所要の手続、国内的には私どもそういう手続をやる場合には電気通信技術審議会とか、あるいは電気通信審議会等に諮問を行うといふことにつきましては、共同発表の報告でございますが、「協議の過程で提起されたすべての問題を実質的に解決し、著しい成功を収めた」という評価をお互いにしているところでございまして、我が国の電気通信あるいは無線の関係につきましては、世界に開かれた透明な公平な市場になるということは評価できます。

さて、今後そういう問題がござりますれば、また

そういうものについていろいろ取り扱いについて話をしていこうというような内容のものでございまして、今現実に何か具体的な問題があつてそれがペンドイングになつているというものではございません。

なお、MOSS協議自体といたしまして、電気通信分野につきましては、今後ともお互にそういうレビューワーをしていこうというようなことになります。

○服部信吾君 その中で、A、B、CのCの中の

継続案件ですか、特に商慣習ですね、それから通信、放送衛星等々の購入の問題、こういうのが継続案件として合意を見ているわけですけれども、今みたいに簡単に、いや、これから継続するんだ

といふことになつていてるわけですから、これをま

度をつくつたというような内容でございます。これにつきましては、電気通信の端末市場とかあるのは電気通信サービス市場等におきましていろいろ掲げられているわけでございますが、これから

特措すべき事項ということでMOSS協議 자체におきましては一つの方向づけをいたしまして、この標準的事務処理期間の設定だと、あるいは既にこれを私どもとしているものでございます。無線関係につきましては認証手続のことで、方向としては既に出されているものでございます。無線関係につきましては認証手続の実施をしているものでございますけれども、無線設備の技術基準の改正とか、あるいは認証手続の簡素化、こういったことにつきまして現在所要の手続、国内的には私どもそういう手続をやる場合には継続案件といふものについて今準備を進めているという段階でございます。

なお、継続案件といふものにつきましては、今までMOSS協議を通じまして具体的な問題の提起というものが行われなかつた問題でございまして、そういったものについて今準備を進めています。

さて、今後そういう問題がござりますれば、またその過程で提起されたすべての問題を実質的に解決し、著しい成功を収めた」という評価をお互いにしているところでございまして、我が国の電気通信あるいは無線の関係につきましては、世界に開かれた透明な公平な市場になるということは評価できます。

さて、今後そういう問題がござりますれば、またその過程で提起されたすべての問題を実質的に解決し、著しい成功を収めた」という評価をお互いにしているところでございまして、我が国の電気通信あるいは無線の関係につきましては、世界に開かれた透明な公平な市場になるということは評価できます。

○政府委員(澤田茂生君) 既に実施した事項とい

うのは、もう國內的にいろいろ体制の整つた制

たやらないとどうのこうのというあればあるんじやないかと思うんですけれども、この継続案件の商習慣あるいは通信、放送衛星の購入、これについてはどのよう認識を持たれていますか。

○政府委員(澤田茂生君) 最初にございます「買易に影響を与える可能性のある調達についての商慣行の検討」というのが継続事項の一つに挙がっております。これは、いろいろ市場開放措置を日本政府としても打ち出してまいりました、そしていろいろアメリカ自身も日本における売り込み努力と、何かもだはつきりしないといいましょうか、なかなか日本の市場 자체について十分な理解がござります。無線関係につきましては認証手続の標準的事務処理期間の設定だと、あるいは既に実施をしているものでございますけれども、無線設備の技術基準の改正とか、あるいは認証手続の簡素化、こういったことにつきまして現在所要の手続、国内的には私どもそういう手続をやる場合には継続案件といふものについて今準備を進めています。

本政府としても打ち出してまいりました、そしていろいろアメリカ自身も日本における売り込み努力と、何かもだはつきりしないといいましょうか、なかなか日本の市場 자체について十分な理解がござります。無線関係につきましては認証手続の標準的事務処理期間の設定だと、あるいは既に実施をしているものでございますけれども、無線設備の技術基準の改正とか、あるいは認証手続の簡素化、こういったことにつきまして現在所要の手続、国内的には私どもそういう手続をやる場合には継続案件といふものについて今準備を進めています。

本政府としても打ち出してまいりました、そしていろいろアメリカ自身も日本における売り込み努力と、何かもだはつきりしないといいましょうか、なかなか日本の市場 자체について十分な理解がござります。無線関係につきましては認証手続の標準的事務処理期間の設定だと、あるいは既に実施をしているものでございますけれども、無線設備の技術基準の改正とか、あるいは認証手続の簡素化、こういったことにつきまして現在所要の手続、国内的には私どもそういう手続をやる場合には継続案件といふものについて今準備を進めています。

さて、今後そういう問題がござりますれば、またその過程で提起されたすべての問題を実質的に解決し、著しい成功を収めた」という評価をお互いにしているところでございまして、我が国の電気通信あるいは無線の関係につきましては、世界に開かれた透明な公平な市場になるということは評価できます。

さて、今後そういう問題がござりますれば、またその過程で提起されたすべての問題を実質的に解決し、著しい成功を収めた」という評価をお互いにしているところでございまして、我が国の電気通信あるいは無線の関係につきましては、世界に開かれた透明な公平な市場になるということは評価できます。

○政府委員(奥山雄材君) 継続案件の最後に挙げられております放送衛星を含む衛星の購入に対する日本政府の考え方の明確化という点についてございますが、この点につきましては、他の分野も、通信衛星以外の衛星の調達に関する日本政府の政策の明確化という問題がございます。それと合わせまして、ことしに入りましたアメリカとの協議の中で、日本政府としての基本的な考え方を既に米側にクラリファイ、明確にしたところでこ

さいます。その中におきまして、日本政府といつしましては、通信衛星、放送衛星を含め、すべての衛星につきまして、衛星の開発並びにその利用については從来どおり日本政府が責任を持って開発するものであるということを明確に伝えております。

## 〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕

で、宇宙の開発については、あくまでも基本方針は日本政府が決め、日本政府の責任においてこれを行うということを伝えてございます。

ただ、通信衛星につきましては、既に先生御承知のとおり、米国からヒューズ並びにフォードの衛星を購入することで具体的に話ができ上がりっておりますので、この点もあわせてその事情を説明してございます。それから、放送衛星の購入要望につきましては、放送衛星は通信衛星と違いましてITUの国際の場で日本に割り当てられている周波数が八チャンネルしかないということをございますので、通信衛星のように幾つでも打ち上げられるというものではございません。したがって、八チャンネルしかない衛星を打ち上げようと思ふと、東径百十度に将来は一個で八チャンネルを収容し得る衛星も開発できるわけですし、現時点でも四チャンネルの衛星であれば二つで足りるわけでございますので、米国からこれを購入することは現時点では考えられないということを明確に伝えてございます。

○服部信吾君 前に私もちょっとお尋ねしたことがあるんですけども、今まで我が国においては電波の周波数は当初K2バンドだった、それが中曾根総理の一喝でK2バンドに変わった、これもいといふようなこともあったわけですから、こういうことはやはりこれらに対する対応なんですか。

○政府委員(澤田茂生君) 私どもは昨年、衛星通信会社二社を第一種電気通信事業者として許可をしたところでございまして、その衛星会社自体は國産衛星ということではなくして、世界の市場の中でもみずからが選んだ衛星というものを使用した

いということでございまして、その使用の周波数につきまして、サービス内容等に適応した周波数を使いたいという要望がございました。私ども、電波の割り当てというのは、衛星についてこういう波、地上についてはこういう波というようなことで、いろいろ国際的な分類、割り当て、国内的な割り当てというのがございます。そこで、衛星の利用としてのK2バンド、K2バンドということについて、それぞれ利用がございましたが、K2バンドの方につきましては、これは大変地上で使っている回線との混信が起こるという状況がございます。したがいまして、なかなかクリアなどころはございませんよと。

## 〔理事片山甚市君退席、委員長着席〕

それでも、みずからそういう混信を防衛するような施策を講じる、あるいは混信を避けたところで使うということを前提とするならば、これは電波の周波数割り当て上もそういう形になってしまっていますから、それは認めましょうということでございます。

K2バンドにつきましては、これは混信状態

は我が国が率先して開発した波でございまして、この点につきましては、そういう混信の問題はないうことはござります。したがいまして、私どもも電気通信市場の活性化と申しましようか、新規参入促進という観点からもこういう周波数の割り当てということを行つたということをごぞざます。

○服部信吾君 こういう形でMOSS協議で一応落着したというか、アメリカ側としてはこれから日本の実績を見守ろう、こういうことだと思つますので、継続案件ということで、実際に商慣習あるいは通信、放送衛星、こういうようなこともあります。いや、それは認めましょうか、

○国務大臣(佐藤文生君) 専門家でございませんので詳くは知りませんが、私は、アメリカの企業として宇宙産業、それから石油産業、それから航空機産業、こういうところはアメリカのやはり大きな柱の産業になっていくと思うんです。そして、ときどきアメリカに行つて感ずることは、ソフトとハードの社会が今から産業界で生まれてくるわけですけれども、ソフトの面でアメリカは猛烈に先進国になつてゐるような気がします、ソフト社会に。したがつて、まだ日本の産業構造は五〇%前後のハードの面で産業社会が形成されており、アメリカがソフトの社会にどんどん入つて行くと思うんですから、そこにハードの輸出というものがアメリカとの経済摩擦になつてゐるんだろう、こういうやうに考えておられます。

しかし、日本も情報化社会に入つていきますというと、その五〇%前後のハードの社会構造が、やがては二十一世紀になつた場合においては製造分野と農業と残りますというと「五〇%前後ぐらいが私はハードの社会になつて、七五%の社会がいわゆる高度情報化社会という日本の産業構造になるとじやなかろうか、こう思います。

そこで、郵政大臣にお伺いしたいんですけれども、日本における経済摩擦というものはこれはなかなか

も、日米電気通信摩擦の基本的な認識ということなんですねけれども、当初纖維の問題があつたり、あるいは電化製品の問題があつたり、自動車の問題、いろいろ出てきたわけですね。いよいよこれからはやはり二十一世紀電気通信分野、こういう一つの大きなターゲットと申しますか、アメリカの市場とイギリスの市場と肩を並べて、どうしてもこの分野だけはどうしても日本に譲りたくない、そういうようなこともあるように思いますが、そうなりますと、大変これからますますこの分野における競争といいますか、そういう摩擦と申しますか、激しくなつてくると思いますけれども、郵政大臣としてはどのようにこの摩擦についてお考えか、大臣の基本的考え方をお伺いしておきます。

○国務大臣(佐藤文生君) 専門家でございませんので詳くは知りませんが、私は、アメリカの企業として宇宙産業、それから石油産業、それから航空機産業、こういうところはアメリカのやはり大きな柱の産業になつて行くと思うんです。そして、ときどきアメリカに行つて感ずることは、ソフトとハードの社会が今から産業界で生まれてくるわけですけれども、ソフトの面でアメリカは猛烈に先進国になつてゐるような気がします、ソフト社会に。したがつて、まだ日本の産業構造は五〇%前後のハードの面で産業社会が形成されており、アメリカがソフトの社会にどんどん入つて行くと思うんですから、そこにハードの輸出というものがアメリカとの経済摩擦になつてゐるんだろう、こういうやうに考えておられます。

○服部信吾君 たまたまダンフオースさんのお名前が出てたんですねけれども、一九八五年の通信機器貿易法案、いわゆるダンフオース法案ですね。これが米議会の上院あるいは下院エネルギー商業委員会、こういうところで可決されておりますけれども、大臣としてはこれをどのように受けとめておられますか。

○政府委員(奥山雄材君) 御指摘のとおり、ダンフオース法案は昨年の九月に上院の財政委員会で可決され、またワース・フローリー法案が下院のエネルギー商業委員会で昨年の十一月に可決されております。いずれもまだそれぞれの本会議の方には上程されおりませんが、現在はワース・フローリー法案が下院の歳入委員会で公聽会等が行われております。

赤字が五百億ドルに達するというようなことを背

景に議会の保護主義の勢いがまた一段と強くなつてしまひましたので、このダンフォース法案なり、ワース・フリオ法案あるいはマツイ法案に対する措置を的確に行わなければならぬといふことで、先ほど大臣もみずから言われましたように、ダンフォースその他の議会の要人にも会つていただきましたし、また在日米商工会議所あるいはアメリカにおける日本の電気通信市場の開放のキャラバン隊の派遣といったような手を尽くしました。

その結果、最近の状況をいたしまして、もちろんまだ本会議には上程されおりませんが、例え

ば二月に行われました公聴会の中で、これまでと

違いましてはっきりと政府側は、もしワース・フ

リオ法案が可決されるような場合であつても、

今今まであれば大統領の拒否権を使うであらう

といったような発言も出てきたわけござります

ので、私どももこうした地道な努力を積み重ねて

いって、米国のこうした保護主義法案が成立する

ことのないよう、さらに今後とも努力を続けて

まいりたいと思います。

○服部信吾君 いろいろと郵政省としては御努力

をされているようですが、大臣としては、

今のままでいくと何とか大丈夫だというような氣

がするわけですねけれども、大臣のお考えをお伺い

しておきます。

○國務大臣(佐藤文生君) 簡単にこれは大丈夫だ

といふぐあいに私もいきませんで、日米間のやは

り相互無理解というものが増大していきますとい

うと、やはり依然としてぎくしゃくしたものが生

まれるということを一番恐れます。したがって政

府の、我々の方も理解をし、協力し、また説得し

ていくというような面も積極的にやっていくし、

先生方の、皆さん方も議員外交を展開して、やは

り日本の立場それからアメリカの立場、それぞれ

をお互いに披瀝し合うということがより必要にな

つてくる時代が来るような気がします。特に、

ダンフォースさんと一緒に来たシンソンさんさ

んという十七年間上院議員をやつていてる方が、日

本に來るのが初めてだぞうでございます。初めて

来た、そうして日本の実情が初めてわかつた、こ

ういうことでアメリカに帰つたならば、同僚の國

会議員に日本の考へていることをよく話し、そし

て理解を求めることが新しい任務になりました、

こう言つて帰りました。十七年間議員をしておつ

て日本に來たのが初めてだといふ、そういうところを見ても相互の無理解というものがやはり依然

としてあるということを考えれば、さらに積極的に

に日米間のそういう理解の交流というものは続け

ていく必要がある、こういううあいに考えており

ます。

○服部信吾君 大変郵政大臣は国際通でありまし

て、その面からいえば非常に心強く感じるわけで

あります。ひとつ大いに努力をしていただきた

い、このように思います。

そこで次に、日米間におけるNTTの資材調

達、この問題について若干お伺いしたいと思いま

すけれども、三年間延長ということでおながこと

しの十二月三十一日に切れるようございますけ

れども、筋論から言いますと、日米の政府間協定

と、その面からいえば非常に心強く感じるわけで

あります。ひとつ大いに努力をしていただきた

い、このように思います。

この問題について若干お伺いしたいと思いま

すけれども、三年間延長ということでおながこと

しの十二月三十一日に切れるようございますけ

れども、筋論から言いますと、日米の政府間協定

と、その面からいえば非常に心強く感じるわけで

あります。ひとつ大いに努力をしていただきた

い、このように思います。

○服部信吾君 今まで大変御努力されて、入札手

續なんかも、トラック、トラック、トラック

ですか、そういうふうな形でいろいろと御努力

されてきている、これはわかりますし、今言われ

たとおり、制度的にはかなり開放もしているんだ

が、各國でこの程度のものをと、政府調達

額というもののバランスの上に成り立つてると

いうこともございまして、NTTが抜けるとその

代償措置というものが必要であるというような問

題もございます。

こういうような問題がございまして、民営化に

当たってはそのまま引き続くということにしたわ

けでございますが、この有効期限が来た後どう対

応するかということでございますが、これにつき

ましては今後の電気通信事業分野の推移とか、あ

るいは先ほど申しましたオファーレンジバランスと

いう観点からの代償機関の問題、こういった点に

つきまして、いろいろ政府部内で検討を詰めてい

こうということございます。

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕

○参考人(山口開生君) 私どもNTTは、先生御

承知のよう、昭和五十六年から日米間の覚書に

基づきまして新しい手続で電気通信設備の調達を

行つております。途中で一回五十九年にこれはや

つぱり改定されまして今日に至つているわけでござりますが、その間にNTTとしてもいろいろ努

力ををしてまいりました。

一々申し上げるのは差し控えますが、私たちの

努力は米国側でも評価されていると思っておりま

す。したがつて、その間、年とともに調達額もふ

えてまいつております。先生御承知のとおりでござりますが、先ほど郵政省の方からもお話をありま

したように、もともと民間になりますれば法的に

は恐らくなくもいいといふことになろうかと思

は思っております。単に調達のみならず、これ

も私たちが必要上をつけておりますが、NTT自体が一

つの特別法に基づく特殊法人であるということ、

それから、その事業活動についての公共性の要請

から、アメリカの大学とか有名な研究所とは一緒に共

同研究もやつておりますし、その点から申します

と、この覚書そのものは既に覚書以上のことをや

つておられるというふうに私たちは存じております。

したがつて、覚書が実態上あってもなくてもと申

し上げたいわけありますが、一方ではやはりこ

れ外交的な政府間の協定でございますので、私ど

もは政府間の交渉の結果、御指導にまつていただき

いと思っております。

○服部信吾君 今まで大変御努力されて、入札手

續なんかも、トラック、トラック、トラック

ですか、そういうふうな形でいろいろと御努力

されてきている、これはわかりますし、今言われ

たとおり、制度的にはかなり開放もしているんだ

が、各國でこの程度のものをと、政府調達

額というもののバランスの上に成り立つてると

いうこともございまして、NTTが抜けるとその

代償措置というものが必要であるというような問

題もございます。

こういうような問題がございまして、民営化に

当たってはそのまま引き続くということにしたわ

けでございますが、この有効期限が来た後どう対

応するかということでございますが、これにつき

ましては今後の電気通信事業分野の推移とか、あ

るいは先ほど申しましたオファーレンジバランスと

いう観点からの代償機関の問題、こういった点に

つきまして、いろいろ政府部内で検討を詰めてい

こうということございます。

〔委員長退席、理事片山甚市君着席〕

○参考人(山口開生君) 私どもNTTは、先生御

承知のよう、昭和五十六年から日米間の覚書に

基づきまして新しい手続で電気通信設備の調達を

行つております。途中で一回五十九年にこれはや

つぱり改定されまして今日に至つているわけでござりますが、その間にNTTとしてもいろいろ努

力ををしてまいりました。

一々申し上げるのは差し控えますが、私たちの

努力は米国側でも評価されていると思っておりま

す。したがつて、その間、年とともに調達額もふ

えてまいつております。先生御承知のとおりでござりますが、先ほど郵政省の方からもお話をありま

したように、もともと民間になりますれば法的に

は恐らくなくもいいといふことになろうかと思

は思っております。単に調達のみならず、これ

も私たちが必要上をつけておりますが、NTT自体が一

つの特別法に基づく特殊法人であるということ、

それから、その事業活動についての公共性の要請

から、アメリカの大学とか有名な研究所とは一緒に共

同研究もやつておりますし、その点から申します

と、この覚書そのものは既に覚書以上のことをや

つておられるというふうに私たちは存じております。

したがつて、覚書が実態上あってもなくてもと申

し上げたいわけありますが、一方ではやはりこ

れ外交的な政府間の協定でございますので、私ど

もは政府間の交渉の結果、御指導にまつていただき

いと思っております。

○参考人(山口開生君) 私どもが存しております

ところでは、米側におきましても、例えばこれは

機会均等に扱つてもらえればいいんだというような

意見と、それからいや金額が上がらなければ意味

がないんだと、主としてこれは企業サイドから出

すことなどで大変議論がかかる面があるわけ

ですけれども、この点についてはどのようにお考

えですか。

○参考人(山口開生君) 私どもが存しております

ところでは、米側におきましても、例えばこれは

機会均等に扱つてもらえればいいんだというような

意見と、それからいや金額が上がらなければ意味

がないんだと、主としてこれは企業サイドから出

ることでありますけれども、基本的にこの協定という

のときどきでそういう表現が変わるもの

があります。したがつて、向こうの表現が変わる

んでありますけれども、向こうの表現が変わる

んでありますけれど

ございます。

【理事片山甚市君退席、委員長着席】

○服部信吾君 この問題なかなか微妙なところですしこれから九月か秋ごろこの問題どうするかということいろいろとアメリカ側とも話し合ひがあろうと思うんですね。どちにしても、十二月三十日には切れるわけですから。そういうことで郵政大臣この問題についてのお考えをお伺いしてこの問題を終わります。

○国務大臣(佐藤文生君) 本年の十二月にやはりその有効期限が到来するわけでございますが、今後電気通信事業分野の推移とか、あるいはまた代償機関の問題等を踏まえつゝ部内で鋭意検討いたします。

○服部信吾君 ひとつ大いに御努力をしていただきたいと思います。次に、テレホンカードについて若干お伺いをいたします。

この数年来、大変増収対策としてテレホンカードの販売に力を入れているわけありますけれども、これの状況はどうなっておりますか。

○参考人(小川伸夫君) NTTといたしましては、通話の促進ということで積極的にテレホンカードの販売を行っております。五十七年からカーデ公衆電話を設けましてテレホンカードを売っておりますが、五十九年から六十年にかけまして大変に売れまして、現在六十年の販売総枚数といいますか、大体五十二百万枚程度の販売を行っております。

○服部信吾君 このテレホンカードについて、实用性は確かに便利だという面もあるうかと思いますし、ある面からいうと切手のよう有趣味と贈答品、こういうのもかなり使われているということも聞いておりますけれども、NTTが電電公社時代にお客からの特注で発行した幻のカードといふんですか、収集家の間では正価の五十倍どころ中には二百倍、こういう値段で取引をされておる、こういう話を聞いておるわけありますけれども、この点についてある面からいうと、何です

か、財テクの新しい利殖の対象にもなつておる。

こんなようにフィーバーしておる非常にいい面、売れて大変いいと。かと思えば、こういうような投機の対象みたいになつておるという、こういふ批判もあるようありますけれども、この点についてはどのように把握しておられますか。

○参考人(小川伸夫君) 確かにフィーバーといいますか、若干市価が出来まして、わずか五百円のカードが十倍もするということになつておることは承知しておりますけれども、これはNTTといたしましてはこれに対しても特にコントロールするとしましてはございます。

○服部信吾君 このフィーバーで売ればいいんだだということになると、またいろいろ問題が起きてくるんじゃないかなと思いますよ、これはやつぱり。この点についてはどのようにお考えですか。

○参考人(小川伸夫君) 売ればいいんだだということには必ずしも思つておりますんで、私どもとしてはやはり経営の基盤というものを確立するためには通話の確保ということが大変大事なものでございますので、その中の有力な手段としてこのテレホンカードの販売を行つております。そのほかにいわゆる民間の方が自分でやつぱり大変な利益を得られるといつておられます。そのためには必ずしも十分でございませんとおもふべきであります。

○参考人(小川伸夫君) 設置につきまして、先生御指摘のように当初必ずしも十分でございませんところになるわけですか。

○服部信吾君 六十一年度で十三万台ですか。大体これは地域的にはやつぱり大都会とかそういうところになるわけですか。

○参考人(小川伸夫君) 設置につきまして、先生御指摘のように当初必ずしも十分でございませんので、例えば空港とか、それから人の多く集まる商店街とか公共の場所だとかいろいろ若干の差がござりますが、地域的に見れば大体平均して入っております。

○服部信吾君 これは新聞報道によりますと、例え東京都を担当する東京総支社と残りの関東六県を持つ関東総支社、これが別々に存在しておる、お互いが発行するテレホンカードはそれぞれの管内ではないと購入できない、こういうような報道があるようありますけれども、この報道についてはどのようにお考えですか。

○参考人(小川伸夫君) ちょっと申しわけありませんが……。

○服部信吾君 新聞報道されども、東京都が大変販売促進にも役立つておる。それは大いに結構だと思います。と同時に、これが使える緑の公衆電話といふんですか、売れている割には意外と、せつかく買って喜んでいるだけれどもなかなか余り設置されていない、こういうこともあるわけありますけれども、この点について緑の公衆電話、このテレホンカードの設置ですね、今後の計

画、こういうものについて伺つておきます。

○参考人(小川伸夫君) 先ほども申しましたように、五十七年十一月からカード公衆を始めまして、公衆電話機もそのころからつけ始めただけであります。

○参考人(小川伸夫君) これは大体ボックス公衆電話の三分の一がカード公衆化されるというベースであります。

今後も地域の要望だとか使用状況等を勘案いたしまして積極的な増設を図つていただきたいというふうにございまして、六十一年度は全国で約七万台の増設をする予定でござりますので合計で十三万台、したがいまして、ボックス公衆でいいますと六割強のものがカード公衆化されるというふうに踏んでおります。

○参考人(小川伸夫君) 六十一年度で十三万台ですか。大体これは地域的にはやつぱり大都會とかそういうところになるわけですか。

○服部信吾君 六十一年度で十三万台ですか。大体これは地域的にはやつぱり大都會とかそういうところになるわけですか。

○参考人(小川伸夫君) 設置につきまして、先生御指摘のように当初必ずしも十分でございませんので、例えば空港とか、それから人の多く集まる商店街とか公共の場所だとかいろいろ若干の差がござりますが、地域的に見れば大体平均して入っております。

○服部信吾君 これは新聞報道によりますと、例え東京都を担当する東京総支社と残りの関東六県を持つ関東総支社、これが別々に存在しておる、お互いが発行するテレホンカードはそれぞれの管内ではないと購入できない、こういうような報道があるようありますけれども、この報道についてはどのようにお考えですか。

○参考人(小川伸夫君) ちょっと申しわけありませんが……。

○服部信吾君 新聞報道されども、東京都が大変販売促進にも役立つておる。それは大いに結構だと思います。と同時に、これが使える緑の公衆電話といふんですか、売れている割には意外と、せつかく買って喜んでいるだけれどもなかなか余り設置されていない、こういうこともあるわけありますけれども、この点について緑の公衆電話、このテレホンカードの設置ですね、今後の計

担当する東京総支社と残りの関東六県を持つ関東総支社が別々に存在しておるために、お互いが発行するテレホンカードはそれぞれの管内でないと購入できないとのこういう批判があるわけでありますけれども、こういった批判についてはどのようにお考えですか。

○参考人(小川伸夫君) 関東と東京が地域的に別になつておりますが、それぞれの発行するカードがお互いに、例えば東京で発行したものが関東で買えないとか、その逆だとかということはない理解しておりますが。

○参考人(小川伸夫君) これは新聞等で読んでちょっとお伺いしただけですけれども、実は私もこれつくつたんですよ。このテレホンカード私もつくりました、大変皆さんに喜ばれておるようですが、これからどんどん恐らく伸びていくんじゃないかな、こう思いますし、中にはいろんな

批判も出ておりますので、ひとつそういうことを理解しておりますが。

○服部信吾君 これは新聞等で読んでちょっとお伺いしただけですけれども、実は私もこれつくつたんですよ。このテレホンカード私もつくりました、大変皆さんに喜ばれておるようですが、これからどんどん恐らく伸びていくんじゃないかな、こう思いますし、中にはいろんな批判も出しておりますので、ひとつそういうことを理解しておりますが。

○参考人(小川伸夫君) 今先生の御意見を聞きながら、私も実はテレホンカードが自宅に十二、三枚、何かいろんな種類のものが、贈り物やら友達からもらつたのなんかありますし、これを使おうに苦慮するような現状でございまして、使う方にはもう本当に使つてはいるんだと思いますが、私の

よううに十枚ほどもらつておつて一年間も使わぬで置いておくといふ人もいるというので、これはどうすればいいか、いろいろと便利がいいということは間違いないんですけども、将来私自身としても研究させていただきます。

○参考人(小川伸夫君) 初めに、郵政省で働いておられました方々の待遇の改善の問題についてお尋ねねもし、また実現方も要求したいと思います。

それで初めにちょっとお尋ねしたいんですが、

給与法の改正を受けて郵政省が労働組合に勤務時間の規定等その他改定を提起され、それぞれの

労働組合との交渉はこれから始まるということなんだと思いますけれども、その中で私がちょっと調べたところによりますと、この非常勤職員の問題に關係する部分のみ注目をして申し上げるんで

すが、非常勤職員の休暇制度というところで、年次休暇が従来一週間の勤務日が六日の非常勤職員が

その対象であつたけれども、今般その範囲を一週間の勤務日が五日以上の者にまで拡大したという

項目がございますね、給与法の改正の中で、それが休暇が改善する御意思がないんだということ

ありましたけれども、今は把握するんですけれども、それは何か理由があつて提起をされておられないですか。つまりこれを改善する御意思がないんだということ

にはならないと思うんですけれども、給与法でそ

うなつていてるわけですから。

○政府委員(櫻井國臣君) 給与法の改正あるいは労働基準法の改正に伴いまして、職員の勤務条件の改正を現在、関係労働組合に提案をいたしてい

るところございます。その中で今の休暇問題につきまして、私の方は、非常勤職員に対する休暇

制度としては労働基準法を上回っている条件を今適用いたしておりますので、特段その部分につい

ては組合側には提案をしておらないということが実情でございます。

○山中都子君 そうすると、今回の給与法の改正に伴う待遇の問題については既に郵政省としては実施をしている、さらにそれを上回って実施をしておりますか。

○政府委員(櫻井國臣君) 今、給与法との關係について私はそれを上回つて、一年を超える勤務の者については、まことに申しわけありませんが、つまびらかにいたしておりませんが、少なくとも現在、労基法の六日の最低の休暇日数に対しても、私どもの方は一年を超える勤務の者についてはさらに四日を加えて年次有給休暇を発給するというふうにいたしておりますので、それでもって事が足りる

というふうに思つております。

○山中都子君 ちょっと違うのよね。私が言つてるのは、給与法のこれに準じて労働組合に労働

協約の変更についてお示しになつてあるわけね。そこで私が言つるのは、非常勤職員の休暇制度

について、今まででは一週間の勤務日が六日の非常勤職員がその対象であつたけれども、それが五日

であつてもいいようになつたよというのが、この給与法の、国の改正の部分があるんですよ。その

部分はおたくの方が労働組合に提示されている中で、どういう理由ですかって伺つておられるわけ

はそういうのをちゃんとおやりになる気がないのか、それとも何かうつかり忘れて落としたのか、

か、どういう理由ですかって伺つておられるわけ

はそういうのをちゃんとおやりになる気がないのか、それとも何かうつかり忘れて落としたのか、

か、どういう理由ですかって伺つておられるわけ

はそういうのをちゃんとおやりになる気がないのか、それとも何かうつかり忘れて落としたのか、

か、どういう理由ですかって伺つておられるわけ

はそういうのをちゃんとおやりになる気がないのか、それとも何かうつかり忘れて落としたのか、

か、どういう理由ですかって伺つておられるわけ

はそういうのをちゃんとおやりになる気がないのか、それとも何かうつかり忘れて落としたのか、

か、どういう理由ですかって伺つておられるわけ

三万四千人を非常勤職員として雇用しているといふ報告になつてゐるんですね、資料があるんですけども。まあ年末年始の、本当のそれは臨時ですね。それは別といたしまして、そうすると、

労働組合がその対象であつたけれども、それが五日

で、これを除きますと五百六十二万人程度というふうに承知いたしております。

○山中都子君 もう一度、ちょっとごめんなさい。

○政府委員(櫻井國臣君) どうも失礼いたしました。

○政府委員(櫻井國臣君) 非常勤の勤務時間の問題につきましては、原則として一般職員の勤務を準ずるというような形をとりまして、特に事情のある者については非常勤の特有の定め方をさせていただいているところでござります。それで、今一週間の勤務のうち六日、それが五日という問題について、非常勤職員については一応日々雇用いたしておるというそういう状況もございまして、私ども也非常勤職員について六日を五日にこの際改めるということについて

は提案を申し上げておりません。

○山中都子君 日々雇用だんといふんじゃない

んですね、あなたの方のは。その問題はさらに明らかに後にしますけれどね。

つまり、今皆さん方のところで非常勤の職員の方があたくさんいらっしゃるけれども、大体実態から言ふと、二ヵ月更新でしよう。同じ職場で二ヵ

月でもつて契約して、そして切れるとき日かあけてまた同じ人を雇用するわけですね。転がしと俗に言いますね。そういうことが大体ほとんどの実態ではないかと私は見ていてますけれども、実情はどうなんですか。

つまり、六十一年度で年間延べ八百五十

○山中都子君 あんまり変な理屈を言わないで、ちゃんとわかるように答えてほしいんですけどもね。

要するに、だから二ヵ月なり三ヵ月なり四ヵ月なり、そういうことで雇用しているわけでしょう。それでそれを転がしていついるわけですね。大体多いのは二ヵ月だと、私調査の上では

そういうふうに把握していますけどね。だから、当然のことながら非常勤職員の休暇の六日間というものが五日間になりましたと、だけど郵政の場合にはほかの職員と同じようにちゃんともうそういうふうにやっていますよ、だからあって出さなかつたのですというふうにおっしゃったから、それならそういう実態としては既にこうした本革を上回つて郵政省としては休暇も与えていると、だからここへ書かなかつたんですけどもおっしゃつたんですねと私は今確認を求めた。それならそれでよろしいわけ。時間がかかるようだったら、ちょっとその後で報告してください。何か時間が足りなくなりますので。

それで、そのこととだから関係が出てくるのですけれども、延べ五百万を超える人々が非常勤で働いています。そしてかなりやりっぱり通常の業務に組み込まれているわけです。局内の区分作業でも非常勤がいないと全く仕事にならない局がたくさんありますよね。

具体的に一つ例を申し上げますと、東京中郵三普通郵便課の区分の仕事ね、これは全部非常勤ですって。一人も本務者いないそうですよ。それは違うなら違うでちょっと教えてください。何人いて何人は本務者がいるということなら、わかる

んなら教えていただきたい。つまり、そういうふうにたくさんの人のがルーチンの仕事に、普通の通

常業務に組み込まれているわけです。で、そういう人たちの労働なしにはもう郵便業務ができない状態になつていて。配達だつてそうでしょう地のママさん配達とかそれからヘルパーさんとかと言われるような人々の局内の作業もありま

す。

○政府委員(櫻井國臣君) 私どもの非常勤の雇用システムは、今先生がおっしゃつたように、原則日々雇用ということにいたしております。ただし、その雇用は日々更新をしていくというものでございませんで、二ヵ月ないしは場合によっては四ヵ月ということでお定雇用期間といふものを定めまして採用いたしておるものでございます。したがいまして、予定採用期間という点から見ますと、おっしゃつたように二ヵ月という者もおり

それで、私が今一応お約束もしたいし改善もしてもらいたいと思うのは、そういう方が二ヶ月刻みで間を四、五日あけて、そしてまた雇用する。同じ職場、同じ仕事、そして同じ人、その人がそういう形で非常勤だ臨時だパートだということで一年働いても、二年働いても、三年働いても有給休暇が出ない、年休が出ない。それから、例えば一般の職員との関係で言えば最もせつない差別を感じるのがやっぱりボーナスですね。そういうところはやっぱりこの際きちんと改めていなければいけない。労働基準法に照らしてただかなければいけない。労働基準法に照らしても、あなたもさつきおつしやつたように出すことになつてあるわけでしょう。そういう点はちゃんと約束していただけますね。

○政府委員(櫻井國臣君) 今、年次有給休暇の問題、それからボーナスの問題、御指摘がございましたが、年次有給休暇の問題につきましては、労働基準法の精神にのっとって職員には年次有給休暇の発給をし、かつたとていていただくというようになつてある。現にいたしておりますし、またおその徹底を図りたいというふうに思いました。それから、ボーナスの関係につきまして、確かに一般職員とこういう非常勤の職員の皆さんとの間に大きな差があるということは事実でござります。しかし、これは作業の態様あるいは長期雇用の実態、あるいは将来の勤務の態様がどのようになっていくかというようなことを総合的に勘案をしまして私ども考へているわけでございました。この点につきましては、関係労働組合とも話し合いを進めながら年次有給休暇をも含め労働協約を締結し、それによつて運用していくということをごぞいます。

○山中郁子君 らよつと一つずつ確認をします。年次有給休暇については労働基準法——労働基準法というものは最低の基準ですけれども、その年間就労すべき八割の就労をした者については与えるというその問題ですね。それは、日数は労働基準法よりもさらに上回つて私たちは考えていま

すとあなた方はおつしやつていらっしゃる。だけれども、私の調査によると、出でないところが随分あるんです。だから、その人たちにはこれからすぐに出るというふうにしていただかなければいけないし、してくださるのだと思うのですけれども、私も全部調査がまだできているわけじゃないのですけれども、例えば具体的に言いますと、あなたの方でもちよつと調べてほしいのですが、東京の場合、練馬は半年以上雇用されている非常勤が七人いるのですけれども、その内訳として一年以上が六人いるのだけれども、年休もない一時金、つまりボーナスもないという実態です。同じようにして麹町、豊島、玉川、これは東京だけを見たのですけれども、ほかにもかなりあります。確かに出でているところもあるのですよ、私たちのかなと思うのですけれども、考え方としては当然のことながらそれは出るということだし、出していないのだとすれば今後はちゃんと出す、何らかの今までの分ももらわなきやしないのじやないかなと私は思ひのですけれども、今はそこまでにしておいて、それはそれじやいですね、ひとつつそういう点で各局全部お調べください。

それから、ボーナスのことにつきましては、金額が差があつてつづない思いをさせているじゃないかと私が言つたように、お受け取りになつていのだけれども、それはもちろんありますけれども、それよりも何よりも、今言つたようにボーナ

スが出ないのよ。今のところ、みんなそうなんですよ。ほかにもボーナスは出ないといふところもあるし、年休だけは少しもらえるけれどもボーナスがない、ボーナスはちょっとズズメの涙ほども貰えるけれども年休はない、両方ともないというふうなところ、いろいろあるのですよ。だから、これはやっぱり郵政省としては随分いいかげんなことをやつているなという感じがどうしてもするのですね、これだけパートが問題になつていて。金額の問題につきましては、それもちょっとばらですね、出でいるところも。私は金額もやつぱらですね、出でいるところも。私は金額もやつぱりそう差別感を感じさせるようなそういうものであつてはならないというふうに思います。

だから、そういう点ではそういう主張もし要求も、郵政省としての改善方の御努力をお願いしたいと思いますけれども、まず最初の出でている出来ないというふうにしていただかなければいけないし、してくださるのだと思うのですけれども、私も全部調査がまだできているわけじゃないのですけれども、その二つの問題についてでは今後早急に、直ちにと言つてもいいですわね。少なくとも労働基準法違反んだから、年次有給休暇の問題については。だから、直ちに少なくとも改善す

る。ボーナス分なんていふのは何年かかるのぼつて出でなきやいけないのじやないかなと私思いました。それでその二つ、それで私は大臣にそ

のことはもちろん人事部長がそういう立場からはつきりお約束をなさつたわけだから、大臣ももちろん御異存はないと思ひますけれども、もう一つ

あわせて大臣にこういう形で、つまり二ヶ月とか大体一ヶ月のようですねけれども、二ヶ月で転

がして臨時で本当にもうそれで十年も二十年も、五年以上過ぎてゐるわけでしょ。五年前のこと

津郵務局長が改善すべきことがあればもちろんたどり組んでいただきたいと思ひますけれども、時間の制限がありますので、これはまた別な機会にさ

らに詰めたいと思います。

これは五十六年四月二十三日の衆議院の過信委員会で、当時の共産党の藤原議員の質問に答えま

して、これも当時の郵務局長だった魚津さん、魚

津郵務局長が改善すべきことがあればもちろんたどり組んでいただきたいと思ひますけれども、時間の制限がありますので、これはまた別な機会にさ

らに詰めたいと思います。

○山中郁子君 雇用の形態の問題ですね、このことについてもちよつと解決する方向に積極的に取

り組んでいただきたいと思ひますけれども、時間の制限がありますので、これはまた別な機会にさ

らに詰めたいと思います。

○國務大臣(佐藤文生君) 今お話をずっと私聞き

まして、人事部長が言つたこと、それから現地で先生がお調べになつたこと、実態のそこがあるかもしれません。したがつて、それは人事部長のと

ころで積極的によく調べて、その実態をしつかりつかんで、そして部長の言つたようなそういうこ

とが的確に行われるよう私は指導していきました。こう思います。

○政府委員(櫻井國臣君) 今、極めて具体的な事

例をお挙げいたいたわけであります。率直に申上げて心当たりがないような感じがいたす問題でございます。と申しますのは、私どもは同じ

態様の同じような業務についておりますが、率直に申上げて心当たりがないような感じがいたす問題でございます。

一般的に五十六年当時から現在にかけて少しずつ全体の職員の労働条件がよくなると同じように、

この非常勤職員の労働条件の改善に努めてまいつたつもりでございまして、そういう点では同じよ

うな業務、同じような労働時間、そうした状況のもとではそういうふうに下がるということは考え

られないわけではありません。

ただ、少しく調べましたところによりますと年  
末の大変端境期と申しまして、こういう非常勤職員の雇用が大変困難な時期、例えば学生アルバイトがなかなか確保できない、そういう時期には例えれば大阪中央郵便局におきましては機動的にそれ仕事をできたところに次々と回っていくというふうな、そういう勤務場所を変更するという条件のもとに採用しておる非常勤職員については単価を少し高目にいたしております、その後、恒常的に同じ仕事につくというようなところのアルバイトに切りかわった場合には単価が下がるというような現実的な対応をしておるというケースはございませんが、長期にわたって単価が下がっていくといふうな、そういう事例は私はないというふうに判断をいたしております。

○山中都子君 この当時一時間当たり全国平均で六百五十円だったのが今私が六百円になつてゐるんじやないかというのは大阪中郵で、現在の大阪中郵では時給六百円。だけど五年前の時点で全国平均六百五十円というのが私どもの調査であり、その時点での認識なんです。ですからお調べいただき、具体的なケースとして大阪中郵の場合に、五十六年、五十五年ぐらいからどういう職種が時給幾らで、それが現在どういうふうに推移しているかということをお示しいただきたいと思います。後ほど資料として出していただくことで結構でござりますけれども、そういうことはないんだと言うわけでしよう、要するに、みんな上がつてゐるはずだと。そのことについてお調べください。

それでは次にNTTの問題に入りたいと思うのですが、先ほども御議論があつたんですけど、これちょっと郵政大臣もぜひ聞いていただきたいんだけど、私も前の委員会でも申し上げましたまことに佐藤昭夫議員も関連委員会でいろいろ申し上げたし、衆議院でも実態を申し上げているんですけど、けれども、NTTになってどういう仕組みでどういうふうに売り上げを競い合わせていらっしゃる

余るものがありますね。

私もこの前言いましたけど、子供をターゲットにしたテレホンサービスだとか、あるいは何とかして祝電を打つにしても五文字余計につくれと、そうすると料金が高くなるというようなことだから、プレミアムつきのテレホンカードの販売ですね。職員に販売のノルマを課す。そして管理職なんか特にそうですね、係長だとか課長だとか、そういうわゆる下級管理職の人たちなんかは四苦八苦していく、サラ金から借金して買わなきゃならないみたいな人も、そうたくさんいるわけではないでしょうけれども、実際あるんですね。そういうことをこの前も指摘しまして一部改善されている面も確かにありますけれども、基本的にはやっぱり同じなんですね。

例えばある名古屋の電話局の業務課長の言ですけれども、私の言うのみんなだから実際にそういうことがあったということなんですよ。私、あそこたくさん知人も友人もいますし、直接そういう人たちから実際に資料も証言も得られるんですねけれども、その業務課長は、全職員を集めて、せこう言つているんです。どういう意味だかわかりますか。要するに、テレホンカードを買ってもこういうふうに収集、さつきフィーバーしているという話で、ちょっともうそれを使うのはもつたないから取つとくというようなふうなものをつくれど、使わせるなどということですね。売つておいて使わせないようになると、こういうことですね。それから、しかも駅や繁華街などで利用者の多いところには、使えないようにカード公衆電話は置くなと、そう言ったと。問題になっていますでしょう、テレホンカードすごくみんな買わされを増設しますってさっきも何かおっしゃってい

たけれども、一方でそういうことを管理者が言っているのよね。そういうものは駅前なんかの繁華街に、利用度の高いところにはつくるなと言っているわけね、そうすれば十円や百円の金を入れて電話かけてくれるんだと。カードはカードで買って、それを自分が持っている。大臣みたいに何か何十枚ももらつてそれで使いようがなくて持つている。その分電電会社はあぶく錢だつて実際言つているんですよ。そしてあぶく錢を吸い上げる。この人、そういうせりふもちゃんとキャッチされているの。これはこの前私も指摘したんですが、関東総支社の幹部が農田商事の商法に学べと言つて檄を飛ばしている。だから私もそのとき言ったんだけれども、これは商法じゃないというのね。詐欺じゃないか、犯罪じゃないかというの。それを学べと言つて檄を飛ばして、NTTの社員にハッパかけているわけですよ。こういう実態について、先日はNTT関係の方も良識の範囲を超えていいはずだし、良識の範囲を超えないでやつておりますの一点張りだったんですけど、幾らでもこういう問題は上がつてくるんです。NTTとしても自肅することは少なくとも最低自肅するといふことに於いては、ひとつぜひ反省の色を示していただきたいし、それから大臣からもそうした趣旨での御発言をいただきたいと思います。

通話料といふものが収入の大半を占めるという実態において、競争下における経営規模の確立という意味から營業活動の推進を図っているところでございます。そういうところで職員のやる気をますます起こさせる、起ころるといふ中で、かつお客様によりよいサービスを御提供申し上げるという趣旨からいろいろ頑張つておるところでございまが、世間常識から見ておかしい、行き過ぎだという例が若干御指摘を受けました。これらにつきましては直ちに直すということを実行していきます。

○國務大臣(佐藤文生君) ひとつ良識と節度のある販売の営業活動が行われるようNTTの方にも指導していきたい、こういうぐあいに思つております。

○山中郁子君 本当にひどい実態ですので、よくNTTは誠意を持つちゃんとあれしていただきし、郵政省にもかかるべき役割を果たしていただかなければならぬと思います。

それで、きょうはNTTが新たに民営化されてから売り出している電話機についてやつぱりかなり欠陥商品が出ているんですよ。もう余り時間がありませんので、私ちょっと一まとめにして言いますから、それについてお答えをいただきたいのです。

一つは、大分明らかになつてきているものとしてホームテレホンSの欠陥、これは熱を持つてしまふということで、線路課に命じて巡回して問題機種のダイオードをつけかえるという作業をされているようですけれども、こういふものはもつと買って、つまりおたくの方が売り切り制が導入されたんで一生懸命あの手この手で売つてゐるわけよね。このことは前に問題になりましたよね。だけれども、そういうふうにして買わされた人たちがいっぱいいるから、もつとちゃんとした責任ある周知をして、それを故障があるからといって取りかえるなり、三洋のファンヒーターの事件じゃありませんけれども、ああいうふうに直ちに人命に影響があるとか、そういうことにならないにし

でも、やはりそういうことが必要ではないかと思ひます。

それで、そのほかに机の方で把握しているので、  
昨年の十月から売り切りでやっぱり販売を始めた  
百円ピンク電話。これについても加入者宅の物は  
出張修理をしているんですけども、それも結  
局、ときどき発信不能になるという欠陥があるん  
です。それからビジネスホンEカスタム・シリリー  
ズ、いろんなのがあるからわからないんだけれど  
も、これね。これも着信音が鳴らないという事態  
が起きるという欠陥がある。さっきのはこれです  
ね、ハウディ・ホームテレホンSというのね。そ  
れで、もう一つカクテルホンというのがある。カク  
テルホンというのもまた私どういう電話機なの  
かわからなくてこれもらつたんだけれども、カク  
テルホンというのも電話がとぎれるという欠陥が  
出ているんですね。

○参考人(山本千治君)　山本でございます。  
御説明申し上げます。

あえず私はまず手元にその四点についてそういう実態を、欠陥があるということについて知つておられますから、このそれのメーカー、それからこういう欠陥があるものについては直ちに周知をして、誠意を持って取りかえるとがあるいは欠陥箇所を直すとか、そういうふうな手立てをとるべきであるうということについてまとめて簡潔におきでありますから、このそれのメーカー、それから

今先生のお話にありましたようなそれぞれの品物は、ホームテレホンSではお客様のところにつきましたものが一件、ビンクの百円は五件、ビジネスホンEカスタム・シリーズでは八件こういったものがお客様のところに取りついた段階で、先生が欠陥――故障ということで私ども一三番で受け付けております。

り出して半年、特に最初の一ヶ月、三月、半年、このポイントにおきまして、お客様のお使いいただいている商品の情報というも、クレーム情

報というものを細大漏らさず私の手元まで即刻報告されてくるようになっております。

でわかつておるわけござりますが、そういうたるものに対しまして、私どもでこれはどうも全体をもう一回チェックし直した方が内容がよさそうなのかどうか、あるいはこれはこれ一個だけの問題

なのかといふようなことにつきまして速やかに効果的な対応をしておられたことは、われわれの心強い限りです。一方で、現場に対しましてファクトに対します指導強いたしまして、そして、これは少し影響の範囲が大きくなる可能性も場合によつてはあるからもつと徹底した調査なり手を打とうといふようなことで、現場に対しましてファクトに対します指導

をしておりまます。そりいだ中に、先生のおおし  
やいましたよな、ホームSの場合にはダイオーラー  
ド、いわゆる雷サージをよけますダイオーラードに一  
部取り違えがあつたというようなことがございま  
すんですが、はずれこへいたしましても、こういつ

たものは初期障害といふものは製品の中ではどうしても避けられないものでございますので、そろいつたものに対しまして十分私たちは警戒と注意をし、またあれば事実を現場まで正しく伝えまし

で、お客様に絶対御迷惑をかけないようにして  
いるつもりでございます。  
そういったことで、欠陥といいますか、私たち  
通常保全管理方式でやつておりますところの、加  
入当たり何ぼというような管理の中でこの問題を

て、お客様のところにこういったもので御迷惑をおかけしているということにつきましては、一三番にそいういた苦情をいただいたというその時点におきましてでございますけれども、これは速やかに対処しているつもりでございます。

○山中郁子君 何かもうちょっとはつきりちゃんとおっしゃっていただきればわかるんですけどねど

も、要するに、今私は四つの機種を特定しました。これについては、やっぱりそういう欠陥があることをお詫びいたします。

○参考人(山本千治君) 欠陥といいますか、私どもは故障と、初期障害というやうに考えておりまますけれども、ちよつと私どもよく先生のおつてはお認めになつたわけですね。

やつてはいることわからんのですが、実はカクテルホンといふのは、私どもが直接研究をせずにメカニカルーさんのお品物をそのままいただきまして、通称OEMと称していますけれども、OEMと称しているもので売っている品物の中に、ブランチを

とりますと、高抵抗回路を使つてゐるためにはランプがうまくいかないという機種があります。それは事前に私どもはわかつておりますので、販売するに当たりまして、この電話はうちの標準電話機二つを、二台並んで置いて、ちゃんと

機とつなぐためにも、これでねむくのをすれば、ちゃんと抵抗を合わせて使うようにという指導をしていいと思うつもりでございます。特にカクテルホンにおいてはないと、それも一般電話機でござりますから故障したとかそういったことは

○山中郁子君 私、例えは「カクテルホンの保守にかかるトラブルの防止について」というのでございました。当然あるかと思ひますけれども、そういうふたつの意味でござります。

よ。そして、そういうもので「修理期間中に代替機の設置により対応すること」としているけれども、別な物をつけることになるわけでしょう。そういう周知文書を、特に、例えば「カクテレドーの保証にてから、ラブレの方七つにて

ハカンの機会にかかる「シルバーフィル」について」といつてます出している。それから「50円ピックアップ電話機の故障について」ということで具体的に由身が、こういうふうに故障がある。これはもう欠陥商品以外の何物でもないですね。「ビジネス

ホンEカスタム・シリーズの一部不良対策について」ということで、こういう一部不良が、ビジネスホンEカスタム・シリーズの電話機について、「輸送時の振動等による不良が一部に発見されま

したので、下記により措置願います。」として、全體にこういう措置をしろという文書をおたくの方々にしていらっしゃるのです。

だから、単なる故障という扱いだというふうに思って出してしまったわけです。

るあるけれども、こういうふうに新しくわざと導き出して、もう売り切りだということで、みんなで買った方が得だ買つた方が得だといって問題になるようなやり方をしていて、それでその中からぼんぼんぼんぼんそういう故障なりトラブルなり

欠陥なりが出てきているということについて、秋は今四つの機種をとりあえず申し上げましたけれども、さっき御答弁が漏れていましたので、その四つの機種のメーカーを後でちょっと教えていただきたいと存じます。

准、この基準が、さきの日米交渉の関係で技術的標準、検査項目が引き下げられて緩和されているわけでしょう。そういうこととの間で関係が私は出てきているというふうに十分考えられるわけなん

されけれども、そのこともあわせて伺つておきたいと思ひます。

それで、この基準の引き下げとか緩和というの

は、やっぱりアメリカから電話機を貰えと、こゝでいう政治状況下で会社も随分お買いになつたんだが、

と思うんですけども、そうしたらそれがもうどうにもならないって、押したらボタンが入ったみたいで、NTTの人がみんな、その人たち自身がどうにも使い物にならなくなってる感じで、いろいろな

たら大いとし。で、本局の中だまつしてあるふたしに、NTTは購入をしなか、販売実績はどうなつてゐるのか、あわせてお

○参考人(山本千治君) 答えをいただきたいと思います。  
忘れないうちに、最初にその四つのメーカーを  
教えてください。

は、もしお許しいただけるならばと思うんでござりますけれども、これは私どもが買った物は私たちの責任でございまして、私たちが提供しているものでございます。メーカーとの問題というのは、私たちがこれからそのメーカーからその物を買うに当たつての上での技術上の大きな参考になるものでございます。故障が起きて――故障が起きてといいますか、そういった故障が起ることによってりまして、機械、こういう設備というものはそれともとにかくどんどん進歩していくわけでござりますので、できるだけないにこしたことはございませんけれども、どうしてもこういった初期障害というものは避けられないということでござります。それで御勘弁いただければと思います。

入った上〇出時間検査では最後買ひ上〇山巣中〇で、重

「山中都子君」勘弁できないですが、占  
間がきょうは参りましたので、引き  
査の問題、それからメーカーの問題な  
どは次の機会に譲っていきたいと思いま  
す。後に一つだけ確認しますが、二年間に  
たったけれども、そのうち二万五千しか  
というところですね、そういうことです。  
参考人(山本千治君) 二万五千です。  
山中都子君 終わります。

予えられた  
就き、この  
ほどについ  
ますので、  
に十四万台  
が売れてな  
れ。

郵便関係では、お客様のニーズに応じたサービスの提供に努めていくことで、努めて積極的に需要の拡大を図っていきたいということですが、具体的な施策といたしましては電子郵便サービスの拡充、それから営業活動の強化あるいは広報・宣伝活動の充実等をこの中でやっています。

郵便貯金関係では増加目標額が七兆円でございまして、これの達成のための諸施策を推進していくことになります。

それから保険関係でございますが、保険関係では新規募集目標額、第一回保険料五百六十億円と

○國務大臣（佐藤文生君） 短期間のことでござりますが、自信を持たしていただきました。

○中村銳一君 ひとつ大いに奮闘努力していくださ  
い。

しかし、現実は厳しいまして、郵政事業一つ見ても、ついこの間は大変な黒字があつたと思っていたら急にまた苦しくなってきて、ちょうど円高を見て、いるような感じで、この間二百四十四円していたのがもう百七十円にならうといふような感じで郵政省も随分大変だなと思うんですが、この赤字の増大を防ぐためには端的にどのよ  
うな手を打つていかれるおつもりでござります  
か。

○山中郁子君 勘弁できないのですが、与  
時間がきょうは参りましたので、引き  
検査の問題、それからメーカーの問題な  
ては次の機会に譲っていきたいと思いま  
最後に一つだけ確認しますが、二年間に  
買ったけれども、そのうち二万五千しか  
いということですね、そういうことです。  
○参考人(山本千治君) 二万五千です。  
○山中郁子君 終わります。  
○中村銳一君 まず最初に、ことしの  
で、一般会計と特別会計に分けまして、  
重点とされている点を大臣にお伺いを  
す。  
○政府委員(成川富彦君) まず、一般会  
でございますが、高度情報社会を構築し  
とが我が国にとって重要な課題でござい  
の実現のために電気通信は先導的中核的  
果たしていかなければならないというう  
ております。そういうことから、電気通  
いたしましては、一般会計予算で五項目  
ら財政投融资関係で二項目を重点に取り  
くこととしております。  
以下、項目を申し上げますと、一般会  
五項目としては、第一、ニューメディア  
術の開発・振興がございます。それから  
・国際協力の推進、放送行政の推進、四  
波資源の開発、五番目に宇宙通信政策の  
ざいます。以上が一般会計予算の重点施  
いまして、財政投融资関係といたしま  
コム基盤技術研究の促進と、それからニ  
イアの育成振興がございます。  
次に特別会計の重点施策でございます  
施策としては四項目を考えてございます  
は郵便サービスの改善と需要の拡大で  
す。二点目が郵便貯金の推進。三点目が  
・郵便年金の制度改善と普及・推進で  
たところでございます。

郵便貯金関係では、お客様のニーズに応じたサービスの提供に努めていくことで、努めて積極的に需要の拡大を図っていきたいということございますが、具体的な施策といたしましては電子郵便サービスの拡充、それから営業活動の強化あるいは広報宣伝活動の充実等をこの中でやっていきたいというふうに思つておるところでございます。

郵便貯金関係では増加目標額が七兆円でございまして、これの達成のための諸施策を推進していくことといたします。それから保険関係でございまして、その達成のための諸施策を推進していくことといたしまして、それを目標にその達成に向けて諸施策を推進していきたいということでござります。

年金関係でございますが、年金関係は新規募集目標額として第一回掛金額で三十五億円定めておりまして、その達成のための諸施策を推進していくことといたしまして、それを目標にその達成に向けて諸施策を推進していきたいということでござります。

いろいろと制度改善に努力してまいりましたんですが、簡易保険の加入限度額の引き上げにつきまして、一定の条件で引き上げることがまとまりましたので御審議いただいているわけでございますが、その関係のことを重点として考えておるところでございます。

それから、郵便局舎等施設につきましても、引き続きその整備充実を図るとともに、事業経営効率化のための機械化の推進を図ることとしております。

以上が重点的に取り組む課題と私ども考えているところでございます。

**○中村鋭一君** 大臣の所信でもお伺いしたんですけれども、今非常にわかりやすく端的にお教え願いまして、一々肯定に値する立派な施策でございますが、しかし中にははつきり金額的な目標も明示された施策もございますね。全部やり遂げるの

○國務大臣(佐藤文生君) 短期間のことでござりますが、自信を持たしていただきました。

○中村銳一君 ひとつ大いに奮闘努力してください。

しかし、現実は厳しくございまして、郵政事業一つ見ても、ついこの間は大変な黒字があつたと思っていたら急にまた苦しくなってきて、ちょうど円高を見ているような感じで、この間二百四十五円していたのがもう百七十円にならうというような感じで郵政省も随分大変だなと思うんですが、この赤字の増大を防ぐためには端的にどのような手を打つていかれるおつもりでございますか。

○政府委員(高橋幸男君) 御指摘のように郵便事業を取り巻く情勢というものを私どもは非常に厳しいという受けとめ方をしております。そのため事業経営の健全化をどうしても果たさなければいかぬというふうに考へているところでございますが、そのためには、やはりお客様のニーズに即したサービスの提供という点と、これによりまして需要の拡大を図っていくという点、さらにもう一点といたしましては事業運営の効率化を推進いたしまして経費の削減を図っていく、この二つの点に心がけなければならないだろうというふうに考えております。これまで、私どもサービス改善策をいたしまして、例えば超特急郵便サービスの実施であるとか、あるいは五十九年の二月に郵便輸送システムの変更をいたしまして、同一府県あるいは隣接県具はできるだけ翌日配達というふうなスピードアップの点、また小包郵便のサービス改善等を心がけたわけでございまして、また効率化施策をいたしまして機械化、郵便番号自動読み取り区分機の新しい機種の開発導入、また取扱い集め・運送などの外部委託等、業務の運営の効率化という点に努めているところでございます。しかし、今後、御指摘のように、六十年度におきまして三百五十五億円の予算上の赤字を計上して

でございますが四百三十三億の赤字を計上せざるを得なかつたといふ実情にござります。私どもこの需要の拡大、また事業運営の効率化という点を一層推進いたしまして事業經營の健全化を図つていただきたいといふに考へております。

○中村銳一君 おっしゃるとおりでございまして、需要を拡大する、それから消費者のニーズに適応した徹底したサービス、それからあととは合理化、これは民間の会社でも全くそのとおりでござりますが、なかなかこれが言うはやく行はかたい。いろいろやつてみると、だめならばまた一遍ちょっとと郵便料金値上げをしていただこうかといふのは陥りやすい考え方ではないかとも思はんですが、大臣、郵便料金の値上げは絶対にございませんか。

○政府委員(高橋幸男君) 私の方から先に答弁させていただきます。

この料金問題につきましては、私ども非常に厳肅に受けとめております。料金値上げの持つ意味、特に社会的な意味、などを真剣に受けとめざるを得ないところでござります。国民生活への影響という点も十分考慮しなければならないことでござりますし、また從来と変わつております競合関係という状態に置かれているということをございまして、料金問題についてはこの点も十分に考えなければならない要素であろうといふうに承知しております。そういう中で私ども、先ほど申し上げたように、事業經營の健全化を図る中で料金改定といふものは極力避けるべく努力しなければならないといふふうに思つております。

なお、六十一年度予算政府原案におきましては、料金値上げは考へておらないといふことを申し上げたいと思います。

○中村銳一君 大臣も。

○國務大臣(佐藤文生君) 料金改定は、もう極力避けるよう努めています。さらに、私は非常に自信を持たしていただいたことは、第一線の職員で、つい一ヶ月ほど前のことですけれども、

九州各県の職員が東京に参りまして、大臣に直接話したいというので私が話す機会を得たんです。が、大臣、ラブレターを出すようにテレビでどんどん言つてください、そうすれば郵便があえます、それから小包を目的地に早く出すためにどうぞ対馬と九州との間の船便を増便してくださいとか、飛行機便を増便してくださいとか、そういうふうな具体的なことが職員の中から出てきておる。

そういうことで、小包もこの数年間上がつてきておる。大体昭和四十年前後、私は運輸は長かつたんですけども、国鉄の小包が駅離れを始めたのがちょうど四十一年でございます。それからどんなにしても赤字赤字へと大きく雪だるまのようになつたといふこと、私はそれで非常に明るい希望を持つてゐるわけございまして、このような職員の創意工夫、新商品に取り組む決意、そいつたようなものが私はやがて、大変環境が厳しいけれども、郵便料金を極力上げないような方向で行きながら、皆さん方の御期待するような予算内容になつていくんだけなあ、こういう自信を持たしていただきました。

○中村銳一君 ちょうど六年前に私がこの通信委員会に所属をさせていただきましたその年に大幅な郵便料金の値上げがございました。あの節ははがきが四十円になって、実に郵政省始まって以来と、五十八年度はたった六万四千通の利用がございませんでした。五十九年度が六十三万といふことで、大体十倍の利用量になつたわけでござります。六十年度におきましては、ことしの一月までの数字で申し上げますと二百四十万といふことで、電子郵便の伸びは私どもが予想した以上の順調な伸びを示してゐるところでございます。この原因といたしましては、当初、東京と大阪という大幅な大改革であったわけですから、どうでしよう、したがいましてせつかくここまで頑張つてきたんだですから、例えば期限を切つて向こう六年間絶対にそういうことはしないといふことを今この委員会で、例え明言するといふようなことは不可能でございますか。

○政府委員(高橋幸男君) 御承知のとおり、郵便

事務の支出の主なものは人件費でございます。しかもがいまして、今後どういうふうな形でこれが推移するか。また物件費等につきまして、例のオイルショックというふうな時代に非常に高率な物価の変動があつたといふふうなことも過去にあります。たわけございます。したがいまして、六年とか五年とかといつつの時期を切りまして私ども将来を見通すには余りにも不確定な要素が多いといふことで、申しわけございませんが、その点についての答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○中村銳一君 当委員会で、例え青島さんとか私も多少のお手伝いをさせていただきまして、コマーシャルつきのはがきでありますとか、あるいは少し歳暮とか中元のような要素を含めた郵便物等々、いわゆるニーサービスですね、どんどん開発してこられました。そのことには率直に敬意を表するんですが、さて、実際これ、例え電子メールなんかを実施されて、どうです、今コストに合つてますか、一口で言つてもうかつてますか。

○政府委員(高橋幸男君) 電子郵便の取り扱い状況、五十八年度から始めたわけでございますが、それから順を追つて御説明させていただきますと、五十八年度はたった六万四千通の利用がございませんでした。五十九年度が六十三万といふことで、大体十倍の利用量になつたわけでござります。六十年度におきましては、ことしの一月までの数字で申し上げますと二百四十万といふことで、電子郵便の伸びは私どもが予想した以上の順調な伸びを示してゐるところでございます。

この原因といたしましては、当初、東京と大阪というふうなことで地域を限つてサービスをし、まだ端末も非常に少なかつた。昨年百八十八局で一応全国の輸送拠点上重要な郵便局に配置したわけございますが、六十一年度の予算におきましてはさらにこれを四ヶ所の台に乗せまして、非常に使いやすい利用していただきやすい形にするこによつて、私どもとしてはこの電子郵便の利用というものは今後ますます期待できるのではないかろうかと推察しております。

○中村銳一君 考え方としてこの郵便事業に競争原理を導入しようじゃないか、こういう考え方がありますし、現に大阪なんかではきれいな制服を着たお嬢さんがいわゆるあのクリエといいます

シミリの端末の値段が年々逆に安くなつております。それで、当初私ども予想いたしました一日一端末当たりの通数、これが年を追うごとに上がつててあります。私ども大体三通から四通ぐらいあれば、数程度でペイすると、よその条件が変わらなければこれでペイするといふうに考えております。

○中村銳一君 そうしますと、重ねてお伺いしますが、電子メールはコストに合つてますか。メールがそこへその分入つていいだけなのか、それとも従来の郵便物数の自然増以外に新規需要の増加、すなわち一定のシェアを開拓しているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(高橋幸男君) 郵便物数の概要を申し上げますと、五十九年度の実績からまいりますと全体で百六十六億通取り扱つております。六十一一年一月までの実績でまいりますと百十八億通といふことで、五十九年度に比べまして六十年度一月までの実績でございますと三・五%ほど伸びております。私ども予算で一応考えておりました伸び数が三・二%で、収入面で三・二%でございます。そこで、五十九年度に比べまして六十年度一月までの実績でございますと三・五%ほど伸びております。私ども予算で一応考えておりました伸び数が三・二%で、収入面で三・二%でございます。そこで、五十九年度に比べまして六十年度一月までの実績でございますが、六十年度の予算におきましては代替の部分が三・二%で、収入面で三・二%でございます。そういう物数の動きあるいは収入の動きから見ましても、特に電子郵便におきましては代替の部分がどのくらいあるか、私まだその点十分詰めてはおりませんけれども、新しい需要が生まれてきているのじゃなかろうかと推察しております。

かね、小さな三輪自動車に乗りまして二十分以内に市内はどこへでもお届けします。これはだから法的には郵便じゃないのかもわかりませんが、現実には投函するよりもずっと早いから、電話一本かけてちょっとこの書類を本町まで持つていてちょうどいいという形でやっているわけです。

しかし、私やっぱりいわゆる信書というものを守るのは郵政省でありまして、この信書の独占だけは貰ってもらいたいと私も思っているんですよ。だから、そういう点といわゆる競争原理を導入するというものとの整合性について省としてはどのようにお考えでございますか。

○政府委員(高橋幸男君) 民間におきまして、小包等の小型物品につきましてだいまお詫びのあつたようなサービスを提供しているということ、私は承知しております。

ただし、信書の問題につきましては、例えは昨年十一月、運輸省が宅配業に関する標準約款を出されたわけでござりますが、その中にこの宅配業者がサービスの提供を断る一つの例といたしまして信書の送達ということを私ども働きかけまして明示していただきましたし、また、運輸省がその標準約款のいろいろなPR等の際に必ずこの信書の送達はできませんということを指導していただき、私ども各地方の機関を通じまして強く指導しているところでございます。

御承知のとおり、信書の送達は現在郵政省の独占という形になつておいでございますが、今さらこの理由についてはここで申し上げるつもりはございません。今後私どもこの信書の送達といふもの、世界の例を見ましてもカンペニー、株式会社でやつておられる例はございませんし、また私どもそういうふうな民営化といふうな形でこの問題を全く受けとめておりません。

ただ、私どものサービスが悪いということになりますと必ずやこういう問題は引き起こつてくるあります。したがいまして、今後そういう民営化の問題が起こらないようなサービスの提供また私どもの

経営の合理化、効率化という点に努めまして、そ

ういう問題が起らぬないように努めてまいりたい

というふうに考えております。

○中村録一君 もうまさに今おっしゃった最後の

部分が我が意を得たりということとして、法律的

にどんなことをやつたってやっぱり一般の市民は

格好よくて便利で早く料金が低廉ならそっちの

方へ行くわけですから、だからやはり郵政

省の皆さん、その重点施策としてもお挙げになり

ました真にユーチャーの意図に沿うサービスの提供

ということをいつでも考えていただきたいと思う

んですよ。

さつきも長谷川先生の質問にもありましたけれども、ちょっと話が後先するようですがそれとも、例えば特定郵便局一つにしても、思わず入つてみ

たくなるような、いわゆる雰囲気のロビーでありますとか、そういうものでのあるのとのないのでは随分こ

う結果的には違つてくると思うんですよ。だから、例えば郵便局に勤めている人が役所へ行くと

言ふんじゃなくて楽しい会社へ出勤するよ、思

わす奥さんには会社へ行つてくるよと言つて

たくなるような雰囲気の例えは局舎でありますと

か、これは衆議院でも通信委員会で我々の会派の

方が質問されたと思うんですが、制服一つにして

もこのごろの民間会社の窓口の制服は随分すばら

しいですね、例えは森英恵さんに頼むとか三宅一

生さんに頼むとか。どうも郵政省の役人の皆さん

はそういう点についての斬新さというんですか

が、例えはファッショーンなんかでもどういうもの

を要求しているかについて勉強しようとしているけれども、実はユーチャーに対するサービスとい

うのはそういうものが大切なんだ。こういうわけでございまして、例えは局員の制服を非常に思い切つて、へえ、郵便局はこのごろそういう風に見えるなと、そういうふうな制服を採用するようなお考えはございませんか。

○政府委員(高橋幸男君) ただいま御指摘いた

きましたような問題につきまして各方面から御意見をちょうだいしております。実は大臣からもこの

ダサイ服装というものはよろしくないというふう

ことで、直接私の担当ではございませんけれども、やはり郵便関係職員は郵政職員の中で十四万

人ということで数多くございます。

私も非常に関心を持つておる点でございますが、六

十一年度におきまして各界のいろいろな専門家の

御意見をちょうだいして制服のデザイン、また色彩等について検討をしてみたいという話を聞いており

ますので、御了解いただきたいと思います。

○中村録一君 郵貯についていわゆる競争原理を

導入しよう、民活でいこうじゃないか、こういう

意見を大臣は承知していらっしゃいます。

○中村録一君 郵貯についていわゆる競争原理を

導入しよう、民活でいこうじゃないか、こういう

意見があることを大臣は承知していらっしゃいま

すか。また、こういう意見についてどのような御

感想をお持ちでございますか。

○國務大臣(佐藤文生君) 郵貯についての民活と

いいますか、自由競争体制の中で新しい創意工夫

を自主的に内部から起こしてそして魅力のあるも

のにしていきたいということいろいろな意見も聞

いておりますし、私自身も考えねばならないとい

うことです。それに対処しておる最中でござります。

○中村録一君 この問題は、例えは電電公社がNTTになつた、専売公社がたゞこ株式会社になつた、だから郵政省も民活で郵貯はひとつやろうじ

況。

○政府委員(澤田茂生君) 電気通信事業法の昨年

の四月からの施行によりまして、第一種電気通信

事業につきましては昨年の六月に新規参入五社に

対しまして許可を与えたところでございます。こ

の五社のうち、地上系三社はことしの秋の専用サ

ービスそれから来年秋の電話サービスの提供に向

けまして、また、衛星系一社は六十三年春からの

専用役務の提供に向けていろいろ準備を進めてい

るところでございます。また、第二種電気通信事

業の状況でございますが、現在全国VANと言わ

れております特別第一種事業者登録を九社がいた

しておられます。それから一般第二種につきまし

ては今日現在百九十五社が届け出をいたしてお

ります。そして、多くの企業が既にサービス営業をして

いるところで、この分野につきましては多彩な

サービスの提供、本格的な競争というものが始ま

つているのではないかと思ひます。

なお、いま一つ市場開放いたしました端末機器

市場でございますが、この分野につきましては旧

公衆法時代におきまして一定の競争はございま

して、多くの企業が既にサービス営業をして

いるところで、この分野につきましては多彩な

サービスの提供、本格的な競争というものが始ま

す。

それから、いま一社の宇宙通信の方でございますが、宇宙通信株式会社の方は、これも米国製の衛星——フォード系でございますが、これを買うということで、衛星の設計等の契約というものを済ませているというのが現状でございます。

○中村銳一君 世界じゅうの人々見てる前であります。なんの予測をしないようなチャレンジャーの爆発事故が起きてるわけですね。ですから、なるほどアメリカはこの分野での先進国ということかもわかりませんけれども、やはりあれですか、郵政省としてはそういった通信衛星の導入等についても、例えばアメリカから買い入れるというような場合に十分注意しなさいよ、チェックしなさいよ、慎重にやりなさいよというような指導はしていらっしゃいますか。

○政府委員(澤田茂生君) もちろん外国の衛星を買うに当たりまして、日本での電波の使用といふことでございますし、まあ衛星自体の位置の決定、登録というようなことは日本の郵政省がやることでございますので、そういう面からの相談に乗るとかいろいろアドバイスをする、あるいはそういう電波監理上の観点からのチェックをしてIFRBへの登録事務を行うというようなことは実際にやっているわけでございます。ただ、第一種電気通信事業の競争原理を導入ということで、品質のよい安いものを仕入れて、安く品質のよいサービスを提供するということでの競争という点は十分に尊重しなければならないということです。この面につきましては国産の衛星の開発ということが開発で進めながら、そういう方法と/orのものを認めるということにしたわけでございます。

○中村銳一君 今の国産の衛星の開発、こういうのもやっぱり省が適切な指導をなさった方がいいと思うんですね。

本当に私は、あのチャレンジャーの事故を見て、それはどんなに進んでもこういう事故はあるわけですから、会社はそれを注文してアメリカヒ

ユーズの品物がいいということでやつても、それによつて事故が起つた場合は、これはもうまた

大変なことになるわけですから、そのためにはその進歩が何年もにわたって阻害されるということがありますから、あわせて我が国の開発も適切な指導をしていただくようにお願い申し上げておきたいと思います。

電力会社の通信分野への参入が言われておりますが、この現況はどうなつておらましようか。○政府委員(澤田茂生君) 幾つかの電力会社が電力会社の自営の通信回線というか設備あるいは技術への参入を検討しているという状況は承知をいたしております。

一つは東京電力でございますが、この東京電力につきましては、三月七日に東京電力の関連子会

社ということで東京通信ネットワーク株式会社を設立いたしまして、現在第一種電気通信事業の許可申請のための具体的な事業計画を作成しているという段階でございます。

いま一つは関西の方の動きでございますが、関西電力におきましても、第一種電気通信事業への参入を検討するということで、これは五月ごろにならうかと思いまして、こちらの方は事業参入についての調査会社といふものを設立するという動向がござります。現在具体的な動きといふものにつきましては、電力会社はこの二社でございま

す。

○中村銳一君 国鉄も参入しようとしているといふことです。この現況はどうですか。

○政府委員(澤田茂生君) 国鉄系の第一種電気通信事業につきましては、昨年の六月に既に日本テレコム株式会社というのを事業許可をいたしておられます。この会社は東海道等の新幹線沿いに敷かれております。この会社は電力会社の電線を架設しているというふうなこともございまして、電力の方はこれを積極的に地下化を進めるという計画がございます。

いま一つ、国鉄の民営分割化という事態に対応

した一つの動きがございます。

これはどういうことかと申しますと、国鉄が分割をされて地域分割になりますと、今は国鉄一社ですでの自営回線ということをやつておるわけですが、それぞの回線をつないでそれを運営するということになりますと、自分の地域の中だけの通信を賄うということになれば、これは自営回線で、自営通信ということで事業許可をもらえないわけでございます。よそのところのやつをやるということになりますと、これは第一種事業者としての運営するを得ないということで、国鉄の再建監理委員会の意見にも電気通信事業を行なう別会社をもつてするということがうたわれているわけでございます。

郵政省といたしましても、国鉄の民営・分割化ということに合わせまして、この事業体をどうするかということで、いろいろ検討をしてまいりましたが、ただ問題は、同じ国鉄系といふことでございまして、新幹線沿いに既に一つテレコムが線を引つ張つておる。もう一つ同じ国鉄系が引つ張るということでは、これは競争原理という面から見ましても事業法の精神から見ましてもいさか問題があるんじゃないかなうかといふことで、これは基本的に一本で行う、一社で行くべきであろうということで運輸省の方とも調整を図つてきているというところでございます。

○中村銳一君 確かに例えれば今電力会社は膨大な円高差益をどう国民に還元するかということが問題になつていますね。一方の国鉄は、これはもう分割・民営でほとんどもうぎりぎりのところまできているわけでしょう。そのときに、よほどこれは郵政省も気をつけなければいけないし、国民も監視をしていかないと無用の批判を招く。電力会社は電力料金を下げる形で我々に還元すればいいのに、こんな商売やつてあるのか、国鉄もこんな現状に及んで別会社とは言ひながらこういう商売をまたやろうとしているのかといふような批判を招くことのないよう、その点はひとつ当委員会としても省としても、この辺についての注意は怠

つてはいけない、こう思います。

最後に、電話線を電線と一緒に地中化するとき、電力会社それから新電電あるいは他の電気通信事業者の協力状況ですね、これは共同溝の法律がございますけれども、それで全部カバーができるのか。

私が言つてるのは簡易地中化の問題ですけれども、簡易地中化する際にある法律でこれは十分カバーができるのか、それとも別に新法を定めなければならぬのか、あるいは新電電と電力会社との協力の状況等々、これはいかように相なつておるか、最後にこの点について御説明をお伺いいたしまして私の質問を終わります。

○政府委員(澤田茂生君) 電話線の地下埋設の問題でございますが、共同溝の促進ということです。

この点につきましては共同溝に入る分野といふものもございますし、いま一つは簡易埋設といふことでございまして、新幹線沿いに既に一つテレコムが線を引つ張つておる。もう一つ同じ国鉄系が引つ張るということでは、これは競争原理の問題でございます。それで、現在の電話線の方の地下埋設の状況といいますと、大体幹線市街ケーブルというようなものにつきましては、ほぼ必要なところに設置の部分につきましては、これは別に特別な法律、手当てを必要としない、というふうに考えております。それでも、現在の電話線の方の地下埋設の状況といいますと、大体幹線市街ケーブルというふうなものにつきましては、ほぼ必要なところについては地下化が進んでおる、済んでいると言つてもよからうかと思います。残つておりますのは、市内の加入者ケーブルでございまして、この状況を見ますと、全国で一八%の加入者ケーブルの地下化率でございますが、東京二十三区で見ますと三九%といふことでございます。これで電力と電話線を電力会社の電柱に架設しているというふうなこともございまして、電力の方はこれを積極的に地下化を進めるという計画がございます。

現在の状態でも、どちらかといえば電話線の方が電力会社よりも地下化が進んでいるということが言えます。東京都区内で見ますと、電話線が三九%、東電で見ますと二六%。全国で見ましても、先ほど一八%と申し上げましたが、電力の方は約二%ということございます。

それで、ただ電力が地下に潜って電話線だけが上にぶら下がっているということではこれはならないわけでございますので、そういう面についてももう全面的に地下化を進めるということで、電電の方にもそういう取り組みをさせるということにいたしております。六十一年度事業計画におきまして、積極的な取り組みをさせようということにいたしているわけでございます。

なお、新規参入者との関連でございますが、新規参入者は一社はマイクロで東名阪を飛ばしているということでございます。いま一つは、先ほどお話し申し上げました国鉄系のものは新幹線沿いに埋めるということでございますし、いま一つは高速道路沿いに埋めるということでございますので、その部分については埋設ということはもう既にそれ自体で行われているということでございます。

○田英夫君 私は、この委員会でしつこいようになびたび電波法の問題、電波法と放送を通じての言論の自由の問題を取り上げてまいりましたが、きょうも郵政大臣がかわられまして所信の御表明がありましたので受けまして、主として私が從来から主張してきた意見を新しく郵政大臣に就任されました佐藤文生さんに聞いていただきたいというふうな気持ちから申し上げてみたいと思います。

結論を先に申し上げるならば、郵政省の事務当局の皆さんには既に何回もお聞きになつていることありますが、現在の電波法第四条によつて「無線局」とあります、この際放送局と申し上げておきたいと思いますが、放送局の免許割り当ての権限は郵政大臣にあると。そして十三条によつて、その再免許は五年ごとにこれまで郵政大臣によって行われると、こういう規定があるのは、言論の自由を守るという立場からおかしいではないかというのが私の主張でありまして、電波は国民の共有物であるという基本の上に立つて、アメリカのFCCのような民間の人たちによって電波の割り当てが審査され実行されるというやり方をと

るべきではないかということを主張し続けてきました。

○田英夫君 こういう私の考え方に対して、まず大臣の御所感を伺いたいと思います。

○國務大臣(佐藤文生君) 田先生の今のお話を聞きました、そういう考え方もあることも私も納得ができます。特に私は、運輸行政が長いものですから、アメリカにおけるところの航空政策が、かくては特別の委員会で政策が展開されておりましたけれども、それがカーネルの時代に自由政策が展開されると同時にその特別な行政委員会が廃止されまして、そして一本化されたという現実もまた一方にはある。ということで現在の電波法のもとで郵政大臣のもとに、国民の電波である電波が正しく使用され、そして国民のもとに公平にその電波というものが運営されていくことのため、郵政大臣が最高の行政の責任者として位置づけられております。

そういうことであるがゆえに審議会を設けて、しかも電監審の委員といふ方々は国会の両院の承認によって郵政大臣が任命をするという非常に高い地位で審議をしていただく、こういうふうに私は承知しておりますので、先生の御意向は御意向であるということを聞いておきたいと思ひますけれども、制度としてそのような不公平な運営ができるようになつておるということで、現体制が今の体制としては最高ではなかろうか、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田英夫君 私が批判をしている今のこの体制でありますけれども、制度としてそのような不公平な運営ができるようになつておるということで、現体制が今の体制としては最高ではなかろうか、こういつて委員が郵政当局にたたせば、その部分については教えましよう、知らせましよう、こういうふうに理事が理事を皆さんの御協力がありまして、理事会でこのことを討議をいたしまして、皆さんの御理解を得まして、必要である場合には個々の問題に

具体的に申し上げますと、一つは、東京と大阪のFM放送、ラジオのFM放送の民放第一局の開設についての経過と、これからどういうふうになっていくのかというふうなことです。

これについてはここに資料をいただきましてから、FM放送、ラジオのFM放送の民放第一局の開設についての経過と、これからどういうふうになつていくのかというふうなことです。

しかし、私はそこで改めて電波監理審議会議事規則といふ、この中にもちゃんと載つておりますけれども、その六条にはつきりと「会議の議事は、議事録に記録しなければならない」、「議事録には少くとも左に掲げる事項を記載するものとする」、「一 開催日及び場所」、「二 開会及び閉会の時刻」、大変細かいんですね。それから三出席した委員の氏名」、「四 議題」、「五審議の経過の概要」、「六 議決事項」と規定をさ

と大阪のFMの開設についてはよろしいという答申が出ましたけれども、現在、どうしたことになつているかということをまず事務担当からお答え

○政府委員(森島展一君) ただいまお尋ねの東京と大阪のF.M.の第二回目のこのチャンネルプランいただきたいと思います。

につきましては、昨年の七月二十五日にまず電波監理審議会に対しまして予備説明というを行

す。  
上、昨年の九月二十日の電波監理審議会に正式に  
ございます。それで東京・大阪FM第一局のチ  
ヤンネルプランが決まりまして、その後、多數免  
許申請が出ております。これにつきましては、今  
その申請書の審査をしておるところでございま  
す。  
まことに、そこで東京FMの民放のFM第一局化  
ということについての考え方を十分御説明した  
ところいたしまして、そこで答申をいただいたわけ  
でございます。それで東京・大阪FM第一局のチ  
ヤンネルプランが決まりまして、その後、多數免  
許申請が出ております。これにつきましては、今  
その申請書の審査をしておるところでございま  
す。

が昭和二十五年の十二月五日にできておられます。ね。そして、これは、考えてみますと、昭和十五年ということですから電波監理審議会がまだなかつたころのことであつて、いわゆる電波監理委員会当時のことだと思いますが、かなり詳しく規定が行われておりますね。当然今もそれが生きています。こういう基準に沿つて審査をしていくんだと理解をいたしますけれども、郵政省からいただいた資料によりますと、東京の方は四百九十五件、大阪が二百四十七件、こういう申請が出ていました。基準に合わせて今やつてているんだそうですが、それでも一体、これどういうことになるんでありますか。最後は一局にしなくちゃいけないんですからね。四百九十五を一局にするというのは至難のわざだと思いますし、これをまた詳細に拝見しますと、それぞれなかなか有力な方が申請者になつて出しておられるんですが、これは手品みたいなののですけれども、どうやってやるんですか。そして電波監理審議会との関係はどうなるんですか。

○政府委員(森島辰一君) 先生おつしやいました  
ように非常に多數の申請が出ておりますが、これ  
ができるだけ早期にFMの民放の局ができるとい  
うふうに持っていくために、私ども今審査の中で  
いろいろなこれから進め方を考えております  
が、たくさんのお申しが出ておる場合に從来、多く  
の場合はこれを一本化調整ということでその県の  
知事とかあるいはその県の有力な方をお願いす  
る、こういう例が多いわけでございます。また、  
一本化調整という形でなくて競願処理といふよう  
に言つておりますけれども、その申請の中から優  
劣を決めて一番すぐれたものに免許を与える、こ  
ういう処理の仕方もございますので、今それをど  
ういうふうに進めるか、たくさんのお申しが現在精  
査しながらこれから進め方を検討しているところ  
でございます。

○政府委員(森島展一君) 最終的に一局しか予備免許ということができませんので、一本化調整ができれば、その局が基準に合つておればその局に對して免許を与えることが適當だと、こういう諸問題をすることになるわけでございますが、競願処理の場合、この場合は優劣を比較して一番すぐれたものを選ぶ、こういうことになるわけでござります。

○田英夫君 それではもう一つ伺いますけれども、放送衛星B S 3が打ち上げられて民放用に一チャンネル割り当てられるということは決まっているということで、五十九年の十二月には日本衛星放送株式会社というものが既にできているわけですね。にもかかわらず、放送をやろうといふ会社はできているけれども電波監理審議会にはこのことは全く上がっていない。この放送は目下準備中という形で、B S 3が上がるまで全く仕事をそういう意味で準備の仕事しかないということですね。これは一体これからどういう段取りで実際の放送までいくんですか、電波監理審議会との関係ですね。

○政府委員(森島展一君) この日本衛星放送株式会社は、ただいま先生おっしゃいましたように、五十九年の十二月に設立されたわけでございますが、B S 3を使って衛星放送の事業をしたい、こういう会社でございます。

ところが、このB S 3の打ち上げ、これが昭和六十五年の夏とこういう予定でございますので、その昭和六十五年まではこの衛星放送株式会社も事業計画を詰めておる、こういう段階でございます。したがいまして、この衛星放送に対する免許を与えることがどうかというそういう判断は、そういう事業計画がさらに詰まって免許申請が出た段階でないと判断できない、こういうことでございまして、現時点ではその会社は準備段階、こういうことでございます。免許申請が出来ます、当然電波法に基づいてその申請が基準に合つておるか、こういう審査をいたしまして、それで

電波監理審議会に諮問いたしましたして、適当であるかどうか御判断をいただくということになります。したがいましてこの衛星放送株式会社というのは、設立はされておりますが、ここが当然に予備免許を受けるということではございません。それはやはり免許申請が出てから判断される、こういうことでございます。

○田英夫君 だから、この日本衛星放送株式会社という会社はできてはいるけれども全く資格は与えられていない、もし免許が与えられなかつたらこんな悲劇なことはないのですが、そういうことにならないよう実は準備ができるんだろうと。こういう制度というのは本当に疑問を持つんです。

ここから先、大臣ぜひよく聞いていただきたいのは、既にこの日本衛星放送というのは資本金七十三億円でできているわけですね。しかも驚くべきことに、民放百三十社が一九%の株を持つているんですか、新聞十一社が一六%の株を持つている。朝、毎、読、日経、サンケイ、時事、共同、ブロック三紙——西日本、北海道、中日ですか、こういう放送、新聞の有力なところが、放送百三十社といえばほとんど入っているということです。うね。あるいは三菱グループとか東急グループとか西武グループとか、そういうグループ。東海大学グループというのもありますね。そして銀行とか証券会社。こういうことで、当然のことかもしれないが、特に持ち株の多いのは民放と新聞ということになりまして、郵政大臣は、これだけの日本の有力なマスメディアの、死活を制すると言つてはややオーバーですがね、本体の方の仕事がもちろんありますから。しかし、そういう日本の有力なマスメディアが一緒にになってつくっているこの日本衛星放送株式会社に免許を与えるかどうかという権限を一手に握っているんですよ、電波監理審議会を経てということはありますけれども。しかし、先ほどから既にお聞きになつてある程度おわかりいただいたと思いますが、その電波監理審議会といふものは、失礼ながら郵政省側によつ

て準備ができたものをほぼそのとおり受け入れて答申をすると言わざるを得ない実態の中で、これどういうことになるか。

新聞社というものは今まで電波法の枠外にあって、先ほどの私の論理で言えば、いわゆる政府・与党、権力を握っている側のコントロールのらち外にあって、言論の自由を放送よりは守り得る立場にあつたと私は理解してまいりました。私も活字媒体のジャーナリズムにいたことがあります。そうすると、その立場と放送局という立場を比べますとはるかに新聞の方が言論の自由を守りやすい、そういう状況にあるんですよ。ところが、今度のこの日本衛星放送株式会社というとを通じまして、もちろん極めて間接的ではありますけれども、郵政大臣の権限が放送局だけではなくて新聞社にまで及ぶということになるわけですね。そんなことはないよとおっしゃるでしょう、そして大部分の多くの場合は、そういうことで今の政府・与党の皆さんがあなたの暴挙をなさることは私も思いません。しかし、制度上はそういうことがあり得るということは私の体験でわかるんです。こうすることをぜひ正しく理解をしていただきたいといふことを申し上げたいんです。

五十八年の六月から六十年の十一月までの間に二年間に二十五回の電波監理審議会が開かれまして、私の計算では、ここにいただいたこの資料で計算すると、百二件の諮問事項に答申をしております。そのうち即日答申というものが何件ありますて、即日答申でなかつたものが何件あるかという数字をお願いしてあると思いますから出していただきたいと思います。

○田英夫君 私の方から申し上げます。これは郵政事務当局に伺つたんですが、即日答申

申でなかつたものが二十五件あつたと、こういう

手立てをしておるのが通例でございます。

お答えです。百二件のうち二十五件が即日ではなかった。引き算いたしますと七十七件が即日であります。さつき言いましたFMの第一局を置くとい

う点についての申請が即日であつたと同じように、それを含みまして百二件中七十七件が即日と。それだけおせん立てがよくできていますということかもしませんよ。

しかし、即日ということは、このごろ批判もありますけれども、他の臨教審とかあるいは米価審議会とか税調とか、よく報道の対象になるいろいろな審議会なりそれに類するものがありますね。

そういうところの議論は文字どおり議論百出をして、意見が対立して、それがまた率直に国民に報道をされるということで、賛否両論相闘わされ、民主主義の正しいやり方だと思うにもかかわらず、余りにも郵政当局のおせん立てがよ過ぎるのかかもしれませんけれども、ほぼ百件中七十件何件と

いう、もう七〇%以上が、ほとんど八〇%近くものが即日で答申をされる。私も電波監理審議会の委員の中には友人がおりますから、今度内容を聞いてみようと思つておりますけれども、こういうことで国民の共有物である電波が割り当てられていいのがどうか、こういう気がしてなりません。

ひとつ今までのところを聞いておられたの大御所感を伺つておきたいと思います。

○政府委員(中村泰三君) その前にちょっと。

○田英夫君 大臣にお答えいただく前に、今のお答えがありましたので、私から一言申し上げておきます。

私がいみじくも言われたように、他の審議会やなんかは立場の違う人たちが意見を闘わすから活発な意見が出てくる、電波監理審議会の場合は性格が違つてゐるといふのが実情でございます。

○田英夫君 大臣にお答えいただく前に、今のお答えがありましたけれども、今官房長官がいみじくも言われたように、他の審議会やなんかは立場の違う人たちが意見を闘わすから活発な意見が出てくる、電波監理審議会の場合は性格が違つてゐるといふのが実情でございます。

私は手元に資料がないのですから確実な数字はお答えしかねるんですが、先生おっしゃつておられますように、即日答申の数が非常に多いといふことは事実であろうと思います。しかし、即日答申という形をとつておりますけれども、先ほど

森島放送行政局長がお答えしましたように、案件によりましては予備説明ということでお前もつて資料を出し、内容の説明もしてござります案件も非常に多いわけでございまして、そういう形でございませんので、後ほどまた調べてお知らせいたします。

○田英夫君 私の方から申し上げます。

これは郵政事務当局に伺つたんですが、即日答申

審であるとかあるいは米価審議会であるとかといふ審議会の諸問題と、電波法に基づく法の執行に当たるとして諸問題いたす内容とはいさか違う面がある

ございまして、例えば米価審議会でありますと、生産者あるいは消費者というようになり害の相対立するような立場からあらゆる各層の委員の方に出

ていただいて、公正な審議を期すというような立場があるのでございましょう。そういう中では非常に意見が対立するということもござりますけれども、電波監理審議会の委員は、御承知のように電波なり放送の規律に関する事項につきまして、経験、学識ともに豊かな五名の委員の方を国会の同意を得て郵政大臣が任命しているわけでありま

す。そういう中で電波法の公正な執行を担保する意味で諸問題をしていくわけありますから、いささか今挙げられたような審議会と諸問題の内容なり、あるいは審議の様相も変わつてこようかと思

います。

私は決して電波監理審議会の審議がござなりになつたり、あるいは形骸化しているとは考

えておりませんで、非常に活発な御意見もいただいておりましたので、結果といたしまして五人の委員の先生方のコンセンサスを得て即日答申にこぎつけているという方が実情でございます。

○田英夫君 大臣にお答えいただく前に、今のお答えがありましたので、私から一言申し上げておきます。

私がいみじくも言われたように、他の審議会やなんかは立場の違う人たちが意見を闘わすから活発な意見が出てくる、電波監理審議会の場合は性格が違つてゐるといふのが実情でございます。

私は手元に資料がないのですから確実な数字はお答えしかねるんですが、先生おっしゃつておられますように、即日答申の数が非常に多いといふことは事実であろうと思います。しかし、即日

答申という形をとつておりますけれども、先ほど

森島放送行政局長がお答えしましたように、案件によりましては予備説明ということでお前もつて資料を出し、内容の説明もしてござります案件も非常に多いわけでございまして、そういう形でございませんので、後ほどまた調べてお知らせいたします。

○田英夫君 私の方から申し上げます。

これは郵政事務当局に伺つたんですが、即日答申

はしないんですよ。それで立場の全く違う人、あ

すこは二大政党対立ですから、共和党と民主党の人がそれぞれ四と三の数で入つていくという意味

で、根本的にもちろん初めから立場が違うわけですが、それでも、そういう形で議論をするから、活発に、そして最後はそれを一つに統つていくという意味で、官僚制度の中でおせん立てされた者を郵政大臣というお立場からいいと思われる方を任命されるということはそう飛び抜けて

違つた立場の方を選んでおられるとは思わないわけであります。そういうところで、しかも十分なおせん立てができる、材料を説明をし、提供していかから私はやはり形骸化していると思わざる方を任命されるということはそう飛び抜けて

違つた立場の方を選んでおられるとは思わないわけであります。そういうところで御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(佐藤文生君) 私も短期間でこの問題について私なりに疑問点もあり、また勉強しなくてはならぬ点、いろんなそういう点から今の体制というものが国民の電波を預かっている、それが行政の長である、責任者である私にとって今のや

り方が最善ではなかろうかという結論に達しております、その立場から申し上げますというと、国民の電波の割り当てというものが現在の日本の現況から申し上げますというと、各県の地域に電波の割り当てを公平にいかにしてやつしていくかというこ

と、それをやりながら次の段階ではその地域の方々の中での、テレビにしても、あるいはFMにても自分がやりたい、こういう方々が自主的に生まざりまして、そしてそれが今、田先生が言わされたように、東京、大阪では五百も五百も希望者が出てくるし、それからまた、長野県あたりでは

テレビの電波を長野県の地域にもう既に割り当ててある。けれども、千三百六十余という方々が自

分もやりたいということで出されておる。こういうやうにして、その過程の中で、国民の財産ですから、自分がや

りたいというものを自由にひとつ皆さん方がアクリションを起こしなさいよと、そういうことで、まず公平な原則というものがそこで生まれてきておられる。そこでそれをどう調整するか、一本にまとめていくかなどいうことが私は郵政省の局長以下の大きな努力の積み重ねが行われているわけでござります。

そういうことで、一本化をやるために地域の現状の一番詳しい、あるいは現況の詳しい各県の知事の意見も入ってくるでしょうし、あるいは地域の産業界の方々の意見も入ってくるだろうし、こういったような地域別にいろんな一本化に対する御意見を事務当局がお願意をするというようなうな過程になつてていると思います。そういう過程の中

で、一本化ができないところはすぐ電監審に持っていくわけにはいきません。したがって、相当な時間がかかりまして、もう既にテレビの電波を割

り当てる地域であるけれども、一本化ができないで二年も三年もそのままになっている地域もござります。しかし、公平の原則をその地域ごとにいかにして行うかということが、この地域においての英知の結集が起こって、それを行政として受けとめて、それをできるだけ整理して、そうして電監審にかけて経験を報告しながら電監審の委員の方自身においてもそれを検討して、そして一本化ということにまとめて答申をするという過程のやり方が、私は一番公平な国民の財産としての電波の割り当てとしての行政の措置としては最高のやり方ぢやなかろうかと、こういううぐあいに考えておる次第でござります。

○田英夫君 最後に一言だけ申し上げておきたいと思うのですが、今のお答えちょっと私のお聞きしたことと外れているんですねが、それはそれとして、私は先日電波監理審議会の聴聞というのを郵政省に参りまして傍聴してきました。これは御存じのとおり、電波監理審議会が答申を出した、これに対して不服な場合の一種の裁判だそうであります。

として、恐らくこれは非常に形式的なものだらうという予測を持って参りましたら、案の定、全く形式的なものであるんですが、にもかかわらずこれは、裁判の一審の性格を持つていて、ここで結論が出されたものに不服な場合には今度はいきなり高等裁判所に行くと。こういう形ですから、まさに普通の裁判の地方裁判所に当たる制度ですね。これを、電波監理審議会というものが先ほどからある申し上げている性格、それとその延長線上のこの制度というものに非常に私は不満を感じながら傍聴をいたしました。

ほかに公正取引委員会とか特許というようなものについては同じような制度があるそうですがれども、私は国民の共有物という電波の問題に関するのことを非常に不信感を持って傍聴をしてきたんですけれども、のこと一つとっても現在の電波監理審議会制度というものの全般を見直すべきだという考えをますます強めているということを申し上げて、質問を終わります。

○青島幸男君 私の用意した質問ではないんですけれども、今の田委員と大臣とのやりとりを伺つておりますし、ジャーナリズム、報道機関に対する大臣の権限が、影響力がいかに大きいかということを考えまして、全く大臣の手元に認可の権限がおありになるということ、その法的な裏づけといふものが民主主義的なルールにのつとつていると考えにくいので、この問題また改めて私自身も勉強し直してからお伺いするつもりでありますけれども、やっぱり今の田委員もお話しのように、新聞社までが大臣の顔色をうかがって行動しないきやならないというような状況かもし生まれれば、これもう重大な問題だと私も認識しておりますので、そのことをまず申し上げたいと思うんです。

さて、私の用意いたしました質問に入りますが、日進月歩で技術が進んでまいりまして、今までに、もう高度情報化社会ということで、私も目にかかるほどさまざまなものがでてきてまいりました。

て、予想もつかなかつた現実に今突つ込んできました。おるわけでして、この高度情報化社会といふものに対する大臣の所見をまずお伺ひして、そこからスタートしたいと思います。

○國務大臣(佐藤文生君)　高度な情報社会といふ定義というのはなかなか難しいんですけれども、電気通信とコンピューターの技術が融合した電気通信ネットワーク、これが全国的に整備をされると

ことによって高度な、多様な国民の需要と要求が充足される社会を高度情報社会だと、こういうふうに考えております。したがって、今後この問

題につきまして郵政大臣として実現するための努力とそれから配慮というものが当然起こってまいりますので、計画的に、また漸進的にこの対応す

る措置を郵政省としては考えていただきたいと、こういふふうに思つております。

感ですけれども、何ですか、家庭で使うファミコンというんですかね、テレビにつないでいろいろゲームをやつたりさまざまなことができるんですね

けれども、これの普及がもう六百万台とかに及んでおるというんですね。主に子供さんがテレビで遊んでいようと、うよううな、おもちゃやおもてなしをするもの

も含めてですけれどもね、それでも末端機としての十分な役割を果たすというんですね。ですかいふ、二三の又行向語句に二、三十、四十

これが又双方向通信に使ひますと ホームキングとまではいかないまでもホームショッピングの手だてになるぐらいのことはもう即座に行わらうすぐです。

おるわけですか  
しかも、私もよくわからないんですが、コンピューターと通信回線とつないであるところへ何か

操作をして寄り込んでいく。コンピューターから情報を探したり、コンピューターから情報を探したりといふ事件もさまざま起こっているようです。

し、アメリカなんかではこれに手をやいておると  
いう実情だと伺っておりますが、こういうことと  
する対処の仕方というのを徹底的に明確し、あ  
るいは対策を講じていかないとコンピューター自  
身への信頼も欠けるでしょうし、銀行の回線など

三六

ます。そういうものも踏まえましていろいろな対策を講じていかなければなりません。と同時に、大企業自体は、ある意味では自然災害に対するバックアップシステムとか、そういうことに対する手当ができるやすい。しかしそうでない中小企業の分野についてはじやどうするのか。そういうものについてもいろいろ開発をして、そういうものが普及できるような施策といふようなことも講じなきやならないかなと、非常に抽象的な話になりましたけれども、対応としては技術の開発の面あるいは利用者サイドにおきましてもそういうたとえあれば、対応としてある人間が中で犯罪的な行為を犯して、これはもうどうにも対処のしようがあれませんですね。実際に郵便局カードなんというのをもう名刺入れにも入るような事態になりますと、それは犯罪者の方はどこにも対処のしようがあれませんですね。実際、あるような事態になりますと、それを犯罪者の方は

は防ぎようがないという問題も出てまいります。そういうことに対する、利用者サイドに対する関心も持っていたらしく。また、そういうたつ持つてただくだけで放置しておくわけにもまいりませんので、例えば現在のCD等におきましてもそうかと思いますが、銀行等におきましてもある暗証番号が盗まれて、その番号を使って何かコンピューターから引き出そうとかなんとかということになりますと、三回ぐらい失敗をいたしますと、カードが引き込まれると、この前KDD事件のハッカー事件なんというのがございましたけれども、暗証番号のけた数を多くすると、あるいはあなたの番号がねらわれておりますよという警戒警報を発しまして、その番号を変えてもらうといふような仕組みというものがございまして、いろいろな面でいろんな検討が必要であるうかと思います。また、先生方の御指摘等もいただきました。

○青島幸男君 詳細にお答えいただきましたんで大臣もそういうお考えだろうと思いまして、あえてお尋ねしませんけれども、実際にキャッシュカードの暗証番号、私ども一体何がどうなっているのか技術的なことよくわかりませんけれども、

それをかけると暗証番号がすぐ読めてしまうという機械も割合簡単に出回っているということを聞きましたし、また、暗証番号の入る機械を操作する人間が中で犯罪的な行為を犯して、これはもうどうにも対処のしようがあれませんですね。実際、どうにも対処のしようがあれませんですね。実際、あるような事態になりますと、それは犯罪者の方は

郵政省関係で幾つかそういう事故が起きたとか、あるいは犯罪が行われたとかというケースがありましたらお知らせいただきたいんですが。

○政府委員(塙谷總君) 先生のお尋ねの件、これは銀行の例は私ども承つておるんでございますけれども、郵便貯金の暗証番号が盗まれて被害に遭つたという報告は私まだ掌握しておりません。

○青島幸男君 それは大変幸せなことであります

て、だからといって警戒を怠るということは大変なことになりますと、信頼を失うということは大変なことになります。

それから、あるさと小包というのを郵便局の窓口に行きますと案内みたいなものがありまして、

まさに各地方単位で十冊、十一冊ですか、に分かれおつたんでございますが、昨年秋、ポスタルサービスセンターといふ財團法人に頼みまして、

そこで一括して一冊のカタログにまとめてもらおうとして出す予定であります。それでこのポスター

度でございます。その辺も勘案しながら暑中見舞いにつきましてくじをつけて、また舌をかみそろなくじつき暑中見舞いといふような名称についてもこれは改めまして、ラッキーサマーメールだと

か何かちょっと装いを新たにした名称をまた今検討したいというふうに考えております。

○青島幸男君 年賀はがきというのはもう我が國の国民的な習慣として定着しております、それ

で正月になって三が日こたつへ入って旧友からの便りを見るのは大変楽しみだ、その上にくじがついていればおもしろい、より親しみやすくなる。

署中見舞いが二億通だというのをくじをつければすぐにあえるだろうと私も思ひませんけれども、少なくとも友達に便りを出すという、個性ある字でお互いの近況を伝え合うというようなことが大変ほほ笑ましい心の交流につながる、また子供たちにもいい情操教育になつていくんじゃない

か、また、子供たちがそのことで癖をつけて郵便物を使うようになつてくれれば将来上得意になる

というケース、そういう機会を少しでもふやそ

うんじやないかという気がしますね。実際に保険だの、あるいは郵便局に直接おいでにならなくて

も局員が家庭を訪問するケースもありますから、

そういうときこういうものもありますよという

進捗状況はどうなっておりますか。

○政府委員(高橋幸男君) 当委員会におきまして青島委員から御提案いただきました署中見舞いについてのくじつきのはがきでございますが、昨年

関係法律を改正いたしました、年賀はがきだけ

やなしにくじつきのはがきを発行することができ

るよう手当てをしていたいたところでござい

ます。それでこどしの夏から具体的に署中見舞い

用のはがきにくじをつけて販売をいたしたいとい

うふうに考えております。その具体的な発行計画

につきましては、ただいま検討中でございます。

なお賞品等につきましても、何しる年賀はがき

が約三十三億署中見舞いが昨年の実績で二億足らずという数字でございます。そういう実態を踏

まえまして、規模からいきましても十六分の一程

度でございます。その辺も勘案しながら署中見舞

いにつきましてくじをつけて、また舌をかみそろ

なくじつき署中見舞いといふような名称について

もこれは改めまして、ラッキーサマーメールだと

か何かちょっと装いを新たにした名称をまた今検

討したいというふうに考えております。

○青島幸男君 年賀はがきといふのはもう我が

國の国民的な習慣として定着しております、それ

で正月になって三が日こたつへ入って旧友からの

便りを見るのは大変楽しみだ、その上にくじがつ

いていればおもしろい、より親しみやすくなる。

署中見舞いが二億通だというのをくじをつければ

すぐにあえるだろうと私も思ひませんけれども、

少なくとも友達に便りを出すという、個性ある

字でお互いの近況を伝え合うというようなことが

大変ほほ笑ましい心の交流につながる、また子

供たちにもいい情操教育になつていくんじゃない

か、また、子供たちがそのことで癖をつけて郵便

物を使うようになつてくれれば将来上得意になる

というケース、そういう機会を少しでもふやそ

ということで、皆さんに喜んでいただけるような景品をつけるのはどうだらうということでお提案申し上げて——早速この夏から行われるわけですか、そのように伺いましたけれども、よろしくおこざいますか。

○政府委員(高橋幸男君) ことしの夏から実施したいといふに考えております。

○青島幸男君 これが皆さん方に喜んで受け入れていただけるように私も願っておりますし、お役に立ったことを大変光栄に思います。

くじというのはとても楽しみなものでしてね、実は、この場で言うのも何かと思うんですけれども、ことしの正月にいたしました郵便はがき、一等に当たっちゃつたんですよ、私。これが実際に何とも、私は今までくじ運が強いなどと夢にも思つたことありませんで、まさか当たるわけがないという認識をしておりましたけれども、うちで皆さんからいただいたはがきを逐次読みながら、まあ暇もありませんで、しばらく置いておいたんですけど、発表があつてから改めて友達の顔を思い浮かべながら一枚一枚見て、いるうちに、何だ、待てよといふのがあります。まさかと思つたんですね。Bの一四六八二五、私のBの一四六八二五で、私のに似ているなというので、落語に出てくるようなシーンが実際にありますして、おおいおばあちゃん、大変だといふなことで、うちじゅう大騒ぎになりまして、ビデオが当たりまして、これはやっぱり私が多少とも郵政への日ごろの貢献が神に通じて、神の知らしめるところとなって、天佑神助を与えてくださったのだと喜んでちよだいたしました。実際に当たる人なんかいないと思ってましたけれども、やっぱり自分がそういう立場になると思いませんでしたけれども、少しでも楽しみがあつて、しかもそういう心温まる習慣が身についていけないと、実感として思いました。

まあ、この話はこの程度にとどめますけれども、大成功裏に評判よく迎えられることを心から祈念いたしまして、残余の質問は重複いたします

ので、これで終わります。

○委員長(大森昭君) 本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(大森昭君) 次に、郵便法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤郵政大臣。

○国務大臣(佐藤文生君) 郵便法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、郵便事業の現状等にかんがみ、利用者に対するサービスの向上を図るため、書留としない小包郵便物に対する損害賠償の実施、料金受取人払い制度の改善等の措置を講ずるほか、簡易郵便局に委託する事務に厚生年金保険の給付の支払いに関する事務等を加えること及び郵便切手類売りさばき所の名称を改めるとともに、同所において郵便の利用上必要な物を販売することができるなどとする等の必要があるので、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

現在、簡易郵便局に委託できる事務は、郵便。

時金・保険の三事業の郵政窓口事務のほか、国民年金の給付の支払いに関する事務とされておりま

すが、これらの事務に加えて、新たに厚生年金保険の給付の支払いに関する事務及び道路交通法におけることとするものであります。

最後に、郵便切手類売りさばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、この法律の題名を「郵便切手類販売所等に関する法律」に改めるとともに、郵便切手類の「売さばき人」を「販売者」に改めること等とします。

第二は、現在の郵便切手や印紙等のほか、郵便手類販売所において、小包郵便物包装用品等郵便の利用上必要な物についても販売できることとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、昭和六十一年七月一日といたしております。ただし、簡易郵便局における厚生年金保険の給付の支払い関係については、公布の日から、道路交通法に定める反則金等の受け入れ関係については昭和六十一年一月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主な内容であります。

ついても取り扱うほか、省令で定める郵便物について差出人から申請がある場合にも取り扱うことができることとする等の改善を行うこととするものであります。

このほか、料金後納に係る担保を免除する者として、後納する郵便に関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたものを加えること、市内特別郵便物についても転送の取り扱いをすること、罰金の額を相当額に改定すること等を内容といたしております。

次に、簡易郵便局法の一部改正の内容について申し上げます。

現在、簡易郵便局に委託できる事務は、郵便。

時金・保険の三事業の郵政窓口事務のほか、国民年金の給付の支払いに関する事務とされておりま

すが、これらの事務に加えて、新たに厚生年金保険の給付の支払いに関する事務及び道路交通法におけることとするものであります。

最後に、郵便切手類売りさばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、この法律の題名を「郵便切手類販売所等に関する法律」に改めるとともに、郵便切手類の「売さばき人」を「販売者」に改めること等とします。

第二は、現在の郵便切手や印紙等のほか、郵便手類販売所において、小包郵便物包装用品等郵便の利用上必要な物についても販売できることとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、昭和六十一年七月一日といたしております。ただし、簡易郵便局における厚生年金保険の給付の支払い関係については、公布の日から、道路交通法に定める反則金等の受け入れ関係については昭和六十一年一月一日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主な内容であります。

今後とも安定した郵便の送達を確保することはもとより、利用者のニーズに即応したサービスの改善を図り、国民各位の期待にこたえるよう努力していく所存でございます。

○委員長(大森昭君) 以上で、趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたま

す。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたま

第三十二条中「預入金額は」の下に「省令の定

を置く。

評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

第三十三条中「郵便局又は貯金原簿所管庁に

おいて」を削る。

第三十七条の見出しを「(払戻金の払渡し)」に改め、同条第一項を次のように改める。

通常郵便貯金の払戻金の払渡しは、省令の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は貯金原簿所管庁の発行する払戻証書と引換えに行

う。  
第五十五条の見出しを「(払戻金の払渡し)」に改め、同条第一項を次のように改める。

郵便法等の一部を改正する法律案

郵便法等の一部を改正する法律

(郵便法の一部改正)

第一条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項中「及び特別」を「特別」に

改め、「に限る。」の下に「及び後納する郵便に

関する料金の概算額が省令で定める額に満たない者で、省令の定めるところにより、その料金を納付すべき期日までに納付できないおそれがないと認められたもの」を加え、同条次の一項を加える。

第八十五条第一項中「郵政大臣又は理事長は、

それぞれその任命に係る」を「郵政大臣は、」に、

理事長が任命する。

第八十五条第一項中「郵政大臣は、」に、

員を解任すべき旨を命ずる」に改め、同条第二項

を次のように改める。

郵政大臣は、振興会が前項の規定による命令に従わなかったときは、その役員を解任するこ

とができる。

第九十条中「事業計画及び資金計画」を「及び

事業計画」に改める。

第九十一条第一項中「提出して、その承認を受

けなければ」を「提出しなければ」に改める。

第三十二条の第二第一項中「通常郵便物」を「郵

便物」に、「郵政省の承認を受け、郵便料金はそ

の者において支払うべき旨の」を「郵便物の料

金及び特殊取扱の料金をその者において納付す

ることにつき、郵政省の承認を受け、省令の定

めることにより、その者又は郵便物の差出人

が、その旨の」に、「及び郵政省の承認番号」を

「郵政省の承認番号その他の事項」に「特殊取

扱」としないでその者」を「当該承認を受けた者」

に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、

「通常郵便物」を「郵便物」に改め、「一通」の下に

「又は一個」を加え、同条第三項中「前項」を「第一

項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第二項の規定により差し出された郵便物に

ついて、交付の際受取人がその料金に省令で

定める額の手数料を加算した額を納付しない

ときは、これを差出人に還付する。その際差

出人は、同項の料金に省令で定める額の手数

料を加算した額を納付しなければならない。

第一項又は第二項の規定により差し出され

た郵便物の受取人は、第三項又は前項の規定

にかかるらず、省令で定める場合は、第三項

又は前項前段の手数料を納付することを要し

ない。

第三十二条の二第一項の次に次の二項を加える。

省令で定めるところにより、郵便物の料金及び

特殊取扱の料金を受取人が納付してこれを受

け取ることにつき当該受取人の承諾を得てそ

の者にあてて差し出すものは、差出人におい

て、当該料金を納付することを要しない。

第三十三条の見出し中「売りさばく」を「販売す

る」に改める。

第三十四条の見出し中「売りさばく」を「販売す

る」に改め、同条第一項中「売りさばく」を「販

売する」に改める。

第四十四条の見出し中「市内特別郵便物以外の郵便物」

を「郵便物(省令で定めるものを除く。)」に改め

る。

第五十八条第四項に次の二号を加える。

三 小包郵便物(省令で定めるものを除く。)

第六十八条第一項中「基く」を「基づく」に、

「左の」を「次の」に改め、同項に次の二号を加える。

三 小包郵便物(書留としたもの及び省令で

定めるものを除く。次項において同じ。)の

全部又は一部を「失し、又はき損したと

き。

第六十八条第二項に次の二号を加える。

五 小包郵便物の全部又は一部を「失し、又

はき損したとき

省令で定める額を限度とする実損額

第七十六条の見出し中「みだす」を「乱す」に改め、同条第一項中「十万円」を「百万円」に改める。

第七十七条中「五万円」を「五十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十八条中「五万円」を「五十万円」に改める。



3 いの法律の施行の際現に存する第三条の規定  
による改正前の郵便手類売<sup>うり</sup>ばき所及び印紙  
売<sup>うり</sup>ばき所に関する法律の規定による郵便手  
類及び印紙の売<sup>うり</sup>ばき人並びに郵便手類売<sup>うり</sup>  
ばき所は、それぞれ第三条の規定による改正後  
の郵便手類販売所等に関する法律の規定によ  
る郵便手類販売者及び郵便手類販売所とみ  
なす。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。  
第四条第11項「売<sup>うり</sup>ばき所」を「郵便手  
類販売所」とし、「物及<sup>そなへ</sup>」を「物を販売」、並  
びに「販売」を「物及<sup>そなへ</sup>」と改める。

第五条第十六号中「売<sup>うり</sup>ばき」を「販売す  
る」と改める。

(郵政省設置法の一部改正)

6 (郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部  
改正)郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等  
の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部  
改正

(郵便葉書及び寄附金付郵便葉書等  
の発売並びに寄附金の処理に関する法律の一部  
改正)

7 (昭和)十一法律第11百四十四号の一部を次の  
とおり改定する。  
第三条第一項第一号及び第七号から第九号ま  
での規定中「郵便手類売り<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徵収する受信料の額は、特例措置として、次の表に掲げるところとする。

契約種別	支払区分	月額	6か月前払額	12か月前払額
普通契約	訪問集金	680円	3,820円	7,480円
カラーキャンペーン	口座振替	630円	3,540円	6,990円
カラーキャンペーン	訪問集金	1,040円	5,850円	11,440円
カラーキャンペーン	口座振替	990円	5,570円	10,890円

1) 円四百予備審査のため、本委員会は次の委員会  
に付託する。  
2) 放送法第三十七条第一項の規定に據つて、  
承認を求める。其

第3条一本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。  
第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項目と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を失くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行なうときは、経営委員会の議決を経て、他の項目と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比較的増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経

機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をい  
う。

3 いの法律の施行の際現に存する第三条の規定  
による改正前の郵便手類売<sup>うり</sup>ばき所及び印紙  
売<sup>うり</sup>ばき所に関する法律の規定による郵便手  
類及び印紙の売<sup>うり</sup>ばき人並びに郵便手類売<sup>うり</sup>  
ばき所は、それぞれ第三条の規定による改正後  
の郵便手類販売所等に関する法律の規定によ  
る郵便手類販売者及び郵便手類販売所とみ  
なす。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類売<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「売<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

5 郵政省設置法(昭和)十一法律第11百四十四  
号の一部を次のとおり改定する。

第六条中「郵便手類賣<sup>うり</sup>ばき所」を「郵  
便手類販売所」に改める。

第七条第一項中「賣<sup>うり</sup>ばき所」を「販売」に  
改める。

(郵便の適用に関する特例措置)

4 いの法律の施行前にした行為に対する罰則の  
適用について、なお従前の例による。

(郵政省設置法の一部改正)

て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前期繰越金が、本予算において計上する前期繰越金受入れの金額に比し減少したときは、経営委員会の議決を経て、借入金を増額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てた経費を減額することができる。

2 前年度の決算において後期繰越金が、昭和59年度及び昭和60年度予算総則第9条による繰越金の金額に比し増加したときは、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を返還し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算において事業収益金を生じた場合は、経営委員会の議決を経て、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第11条 国際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第12条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てることができる。

### 昭和61年度収支予算書

(単位 千円)

事業収支	款項	金額
事業収入		341,445,056
	受取料	330,482,685
	付金	1,346,869
	次回収	2,356,400
	別	6,511,102
	取入	448,000
	収入	300,000
事業支出		341,445,056
	内放	92,248,192
	放収	2,538,750
	納策	36,076,816
	費	1,212,577
	費	1,529,358
	費	3,842,091
	費	116,369,962
	費	33,842,980
	費	9,325,918
	費	35,300,000
	費	5,959,412

特予別備支費用	事業収支差金
2,500,000	0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、3,411億4,505万6千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、3,407億4,605万6千円であり、経常収支差金は、3億9,900万円である。

### (資本収支)

資本収入	項目	金額
	前期繰越金受入れ	63,242,000
	減価却資金受入れ	9,922,000
	資産受入れ	35,300,000
	放送債券償還積立資産戻入れ	737,000
	放送債券償還積立資産戻入れ	4,120,000
	放送債券借入金返還金	6,000,000
	長期借入金	4,521,000
資本収支差金		0
		63,242,000

資本収支において、昭和61年度以降の財政を安定させるため、昭和59年度及び昭和60年度から使用を繰り延べることとしている繰越金合計1,183億1,702万1千円のうち、99億2,200万円を本年度の前期繰越金受入れに計上して、債務償還のために使用する。なお、83億9,502万1千円を翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べる。

### 昭和61年度事業計画

#### 1 計画概説

協会は、昭和61年度の事業運営に当たっては、昭和59年度を初年度とする3か年経営計画の最終年度として、諸計画の達成を目指すとともに、極めて厳しい財政状況にあることを認識しつつ、将来的経営の展開に備えることとする。

このため、収入の確保を図り、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努め、公共放送としての役割を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまね

	<p>く受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め る。ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。</p> <p>(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野 と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。</p> <p>(3) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確 実な収納に努める。</p> <p>(4) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反 映などについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を効果的に推進する。</p> <p>(5) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するた め、番組の充実刷新を行うとともに、受信の改善に努める。</p> <p>(6) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調 査研究を推進し、その成果を放送に生かすことともに、広く一般に公開して、我が國放送文化の發 展に資する。</p> <p>(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向 上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。</p> <p>(8) 協会の施設を利用してテレビジョン文字多重放送を行う法人等に対し出資を行う。</p>
2. 建設計画	<p>建設計画については、ニューメディアの実用化のための施設の整備に43億4,900万円、テレビ ジョン、ラジオ放送網の整備に43億1,700万円、演奏所の整備に5,000万円、放送番組設備の整備 に227億4,500万円、研究設備の整備等に75億3,900万円、総額490億円をもつて施行する。</p> <p>(1) 新放送施設整備計画</p> <p>新放送衛星については、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進める。</p> <p>また、テレビジョン音声多重放送及びテレビジョン文字多重放送について、全国ネットワーク を完成するために必要な設備の整備を行う。</p> <p>これらに要する経費は、43億4,900万円である。</p> <p>(2) テレビジョン放送網整備計画</p> <p>大規模な老朽造成による難視及び外国電波混信等に対し、補完的に、6地区にテレビジョン局 を建設するほか、2地区的建設に着手する。</p> <p>また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機 器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、61億3,900万円である。</p> <p>(3) ラジオ放送網整備計画</p> <p>中波放送局については、3局の建設を行うほか、1局の建設に着手する。FM放送局について は、2局を建設する。</p> <p>また、国際放送の受信改善に必要な設備の整備のための負担を引き続き行うほか、老朽の著 いラジオ放送機器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、81億7,800万円である。</p> <p>(4) 演奏所整備計画</p> <p>老朽、狭い大阪放送会館及び名古屋放送会館の整備に着手する。</p>
3. 事業運営計画	<p>(5) 放送番組設備整備計画</p> <p>非常災害時における報道機能の確保などを図るため、老朽した放送センターのニュース関係施 設の改善整備を取り進めるとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の 著しい番組送出用機器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、227億4,500万円である。</p> <p>(6) 研究設備、一般施設整備計画</p> <p>新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、49億200万円である。</p> <p>(7) 建設管理</p> <p>建設計画の施行に共通して要する経費は、26億3,700万円である。</p>

	<p>これらに要する経費は、5,000万円である。</p> <p>(5) 放送番組設備整備計画</p> <p>非常災害時における報道機能の確保などを図るため、老朽した放送センターのニュース関係施 設の改善整備を取り進めるとともに、地域放送充実のための放送機器の整備を行うほか、老朽の 著しい番組送出用機器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、227億4,500万円である。</p> <p>(6) 研究設備、一般施設整備計画</p> <p>新しい放送技術の開発のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、49億200万円である。</p> <p>(7) 建設管理</p> <p>建設計画の施行に共通して要する経費は、26億3,700万円である。</p>
(1) 国内放送	<p>ア 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合 放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、ニュー ス、報道番組の充実、特別企画番組の横断的編成、開発に努める。また、音声多重放送、文字 多重放送について、放送地域を全国に拡充するほか、音声多重放送については、放送時間の拡 充を行う。教育放送は、1日18時間の放送時間により、各種教育、教養番組を中心に編成し、 番組の充実刷新を図る。</p> <p>ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、生活情報波としての役 割の一層の充実を図る。第2放送は、1日18時間30分の放送時間により、一般向け教育、教養 番組を刷新し、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、FM放送は、1日18時 間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心編成し、聴取者の意向にこたえて 番組の充実を図る。</p> <p>地域放送については、総合放送において、1日2時間、第1放送において、1日2時間30 分、FM放送において、1日1時間50分の放送時間により実施することとし、地域の特性に即 した番組を一層充実して、地域サービスの向上を図る。</p> <p>衛星放送については、1日18時間の放送時間により、地上波によるテレビジョン番組の同時 放送を中心編成するほか、時差放送等の効果的な編成を行い、衛星放送の普及に資する。</p> <p>放送番組の利用については、番組の効果的な編成といいまって、学校教育、社会教育面への 利用の促進を図る。</p> <p>これらの番組関係に要する経費の総額は、628億7,624万1千円である。すなわち、番組制作 に587億3,197万2千円、番組の編成企画その他に60億8,304万9千円である。</p> <p>イ 放送施設の運用維持については、新放送施設の整備等による設備の増加に対処し、効率的な 保守運用を図る。</p> <p>これらに要する経費は、213億4,095万2千円である。</p> <p>ウ 通信施設関係については、前年度77億8,943万3千円に対し、2億4,156万6千円の増額とな り、総額80億3,099万9千円である。</p> <p>以上により、国内放送費総額は、前年度904億7,691万8千円に対し、17億7,127万4千円の</p>

(2) 増額となり、総額922億4,819万2千円である。

国際放送

国際放送については、1日40時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、国内の新通信設備による放送を開始するなど受信の改善に努める。

このため、前年度23億4,489万5千円に対し、1億9,385万5千円の増額となり、総額25億3,875万円である。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

このため、前年度32億3,478万4千円に対し、8億4,203万2千円の増額となり、総額360億7,681万6千円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変容に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星放送など新しい放送の普及に努めることとするが、新幹線障害対策の減等により、前年度12億4,657万5千円に対し、3,399万8千円の減額となり、総額12億1,257万7千円である。

(5) 広報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、協会の事業に対する理解促進を図るために広報活動、視聴者の意向の把握と反映及び放送番組を軸とした視聴者サービスなどについて、地域活動を基本として、きめ細かい施策を推進することとするが、効果的、効率的な活動を行うことにより、前年度15億7,740万6千円に対し、4,804万8千円の減額となり、総額15億2,935万8千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度38億976万1千円に対し、3,233万円の増額となり、総額38億4,209万1千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。これにて要する経費は、総額1,163億6,996万2千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度327億5,135万7千円に対し、10億9,162万3千円の増額となり、総額338億4,298万円である。

(9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減を図ることとするが、施設関係保険料の増加等により、前年度87億7,661万2千円に対し、5億4,930万6千円の増額となり、総額93億2,591万8千円である。

(10) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費353億円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費59億5,941万2千円及び予備費25億円を計上する。

(ii) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等3億円を計上する。  
特別支出は、固定資産売却損等6億9,900万円を計上する。

4 受信契約件数

(1) 普通契約

ア、有料契約見込件数

区 分	昭 和 61 年 度	昭 和 60 年 度	増 減
年度初頭契約件数	1,814,000	1,914,000	△ 100,000
年度内新規契約件数	350,000	360,000	△ 10,000
年度内解約件数	400,000	460,000	△ 60,000
年度内増加契約件数	50,000	100,000	△ 50,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	昭 和 61 年 度	昭 和 60 年 度	増 減
年度初頭免除件数	229,000	242,000	△ 13,000
年度内新規免除件数	6,000	7,000	△ 1,000
年度内解約件数	19,000	20,000	△ 1,000
年度内増加免除件数	△ 13,000	△ 13,000	0

(2) カラー契約

ア、有料契約見込件数

区 分	昭 和 61 年 度	昭 和 60 年 度	増 減
年度初頭契約件数	28,804,000	28,274,000	530,000
年度内新規契約件数	2,140,000	2,130,000	10,000
年度内解約件数	1,660,000	1,600,000	60,000
年度内増加契約件数	480,000	530,000	△ 50,000

イ 受信料免除見込件数

区 分	昭 和 61 年 度	昭 和 60 年 度	増 減
年度初頭免除件数	657,000	632,000	25,000
年度内新規免除件数	50,000	55,000	△ 5,000
年度内解約件数	25,000	30,000	△ 5,000
年度内増加免除件数	25,000	25,000	0

## (参考1)

有料契約見込総数

区 分	普通 契 約	カ ラ ー 契 約	契 約 総 数
年度初頭 契約件数	1,814,000	28,804,000	30,618,000
年度内増加契約件数	△ 50,000	480,000	430,000
年度末契約件数	1,764,000	29,284,000	31,048,000

(上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数)

区 分	普通 契 約	カ ラ ー 契 約	契 約 総 数
年度初頭 契約件数	21,000	217,000	238,000
年度内増加契約件数	△ 1,000	6,000	5,000
年度末契約件数	20,000	223,000	243,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) 普通契約

区 分	訪 間 集 金	口 座 振 替	合 計
年度初頭 契約件数	952,000	852,000	1,814,000
年度内増加契約件数	△ 55,000	5,000	△ 50,000
年度末契約件数	907,000	857,000	1,764,000

(上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数)

区 分	訪 間 集 金	口 座 振 替	合 計
年度初頭 契約件数	21,000	0	21,000
年度内増加契約件数	△ 2,000	1,000	△ 1,000
年度末契約件数	19,000	1,000	20,000

(2) カラー契約

区 分	訪 間 集 金	口 座 振 替	合 計
年度初頭 契約件数	9,633,000	19,171,000	28,804,000
年度内増加契約件数	△ 515,000	995,000	480,000
年度末契約件数	9,118,000	20,166,000	29,284,000

(上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数)

年度内増加契約件数	4,000	2,000	6,000
年度末契約件数	210,000	13,000	223,000

## 5 要員計画

区 分	要 員 数
事 業 運 営 関 係	15,605人
建 設 関 係	305

## 合 計

15,910

上記の要員数は、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内200人の減員を見込んだものである。

## 昭和61年度資金計画

## 1 資金計画の概要

昭和61年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額3,775億9,828万円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額3,775億9,740万5千円をもって施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算3,304億8,268万5千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収入額3,278億3,892万4千円を予定する。

放送債券については、60億円発行による入金額59億7,000万円、長期借入金については、71億6,300万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入3億3,800万円、放送債券償還積立資産の戻入れ41億2,000万円、国際放送関係等交付金収入13億4,686万9千円、有価証券の売却182億円、受取利息その他の入金126億2,153万7千円を見込む。

## 3 上記により入金額は、総額3,775億9,828万円である。

出金の部  
事業経費2,969億8,664万4千円、建設経費490億円、放送債券の償還41億2,000万円、長期借入金の返還45億2,100万円、出資2億円、放送債券償還積立資産への繰入れ54億100万円、有価証券の購入88億5,400万円、支払利息その他の出金85億1,476万1千円を合わせて出金額は、総額3,775億9,740万5千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。  
(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	14,000,000	22,182,629	22,199,937	22,488,781	14,000,000
2 受 信 料	98,081,366	81,898,632	100,065,614	97,552,668	377,598,280

放送債券

長期借入金

合 計

区 分	訪 間 集 金	口 座 振 替	合 計
年度初頭契約件数	206,000	11,000	217,000

固定資産売却収入	18,000	284,000	18,000	18,000	338,000
放送債券償還積立	0	0	0	4,120,000	4,120,000
資産戻入額	0	0	0	4,120,000	4,120,000
交付金収入	312,469	405,275	313,307	315,818	1,346,869
有価証券売却の受取利息その他の人金	6,200,000	6,000,000	4,200,000	1,800,000	18,200,000
3 出 事業経費	3,690,092	2,429,138	3,083,759	3,418,598	12,621,587
建設費	76,511,319	65,130,995	79,799,969	75,544,361	296,986,644
放送債券償還	11,127,430	12,672,044	12,131,713	13,068,813	49,000,000
長期借入金返済	0	0	0	2,340,000	1,780,000
放送債券償還積立	0	0	0	4,521,000	4,521,000
資産繰入れ	10,000	170,000	20,000	0	200,000
有価証券購入	0	0	0	5,401,000	5,401,000
支払利息その他の出金	1,000,000	1,000,000	4,220,000	2,634,000	8,854,000
4 期末資金有高	22,182,629	22,199,937	22,483,781	14,000,875	14,000,875

日本放送協会昭和61年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見  
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和61年度收支予算、事業計画及び資金計画に対する意見は次のとおりである。

昭和61年2月

### 郵政大臣

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和61年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。

なお、昭和61年度收支予算は、事業収支において収入不足は生じないが、債務償還に必要な資金の不足額99億円を、昭和59年度及び昭和60年度からの繰越金183億円の中から補てんすることにより、収支の均衡を保っているものであり、協会の財政は、極めて厳しい状況に置かれている。協会は、この厳しい現状を深く認識し、一層の経営の効率化のための具体的方策について検討を行うとともに、事業計画等の実施に当たつては、特に、下記の点に配意すべきである。

#### 記

- 協会は、経費の削減を徹底するとともに、収入の確保を図り、極力長期にわたり、受信者の負担増を来さないよう努めること。
- 協会は、衛星放送について、その実施に万全を期すこと。
- 協会は、国際放送の重要性にかんがみ、引き続き受信の改善に努めること。

三月八日本委員会は左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)  
1、簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
1、郵便年金法の一部を改正する法律案

二月十五日本委員会のため、本委員会は左の案件が付託された。

1、有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案  
2、有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案  
3、有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案  
4、有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十三条第三項及び第四項を次のよう改め

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となるとする者を含む)は、放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」といふ)のうえ協議を求めたが、この協議が調わず、又はその協議をすらねんがやあたしかねば、郵政大臣の裁定を申請することができる。

4 郵政大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えたなければならない。

第十三条に次の四項を加える。

5 郵政大臣は、前項の放送事業者がそのテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送の再送信に係る同意をしなかつて且つや正當な理由がある場合を除き、前項同意をすぐれの裁定をやめるものとする。

6 同意をすぐれの裁定によつては、第III項の申請をした者が再送信するのみならぬテレビジョン

ジョン放送又はテレビジョン多重放送、その者が再送信の業務を行なうことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならぬ。

7 郵政大臣は、第三項の裁定をしたときは、逕轍なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

第十六条の二中第四号を第五号とし、第三項を第四項とし、第一号の次に次の一事を加える。

三 第十三条第三項の裁定をしよへんややくし  
第(四)の法律は、公布の日から施行する。  
(施行期日)

1 1)の法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 2)の法律の施行前にこの法律による改正前の有線テレビジョン放送法第十三条第三項の規定によつて行われたあつせんの申請はいづれでは、なほ従前の例による。



昭和六十一年四月五日印刷

昭和六十一年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局